

平成 27 年度版

松江市男女共同参画年次報告書

(平成 26 年度実施状況)

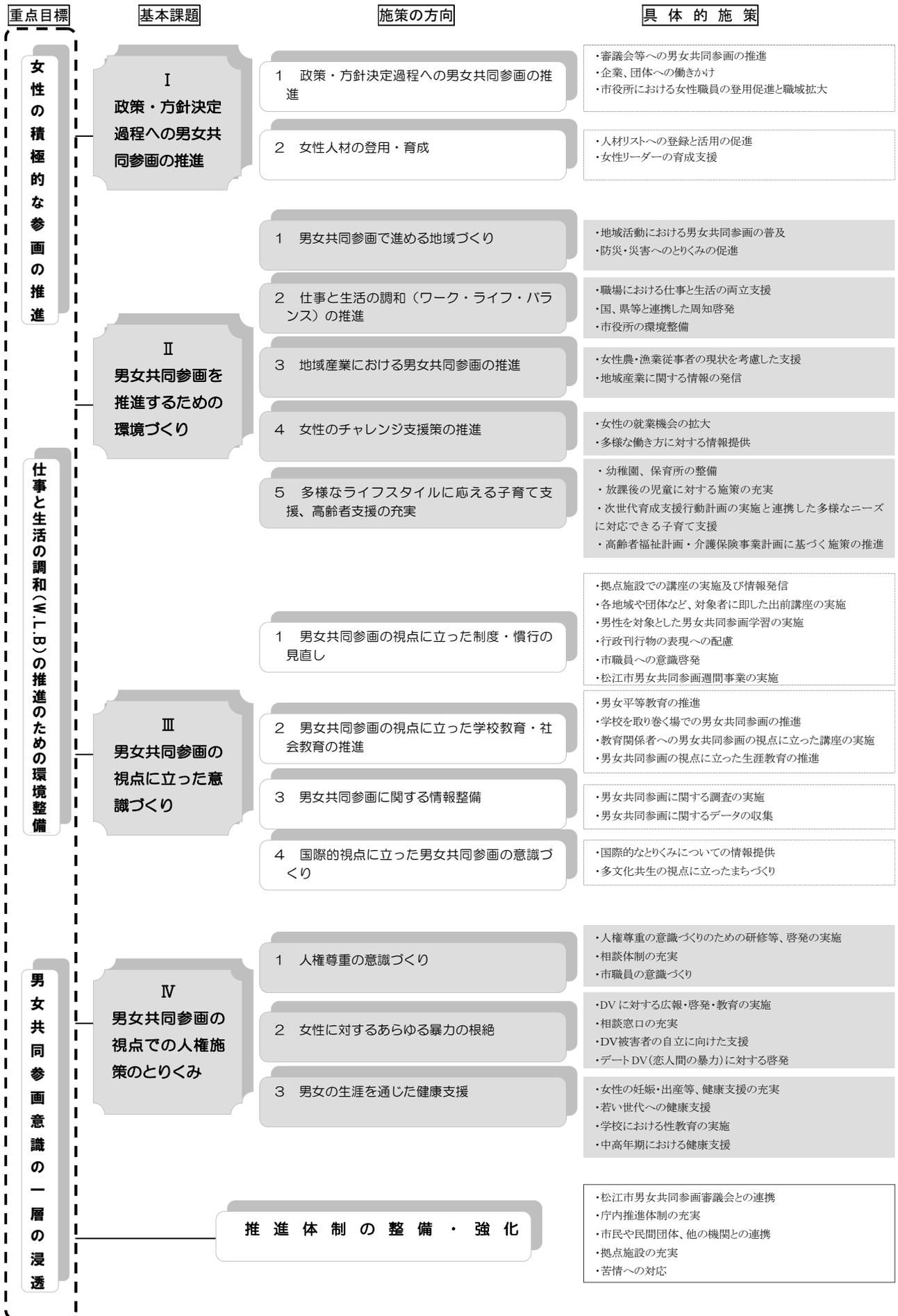
松 江 市

目 次

松江市男女共同参画計画施策体系図	2
目標指標・継続して注視すべき数値	3
実施状況一覧	
基本課題Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	4
基本課題Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり	18
基本課題Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり	35
基本課題Ⅳ 男女共同参画の視点での人権施策のとりくみ	46
計画の推進	56
別表①②③	57～60
苦情処理の状況	61
DV対策基本計画実施状況	62
資料編目次	68

本書は、松江市男女共同参画推進条例
第21条に基づく年次報告書です。

松江市男女共同参画計画《後期実施計画》施策体系図



目 標 指 標

分類	指 標	基準値	最新値	目標値	目標年度
I—1	1 附属機関の女性委員の割合	30.3% (H23.10)	31.6% (H26.10)	35.0%	H28年度
	2 女性のいない附属機関の数	2 (")	3 (")	0	"
	3 女性のいない行政委員会の数	2 (")	1 (")	0	"
	4 要綱等により設置している審議会等の女性委員の割合	30.0% (")	30.2% (")	40.0%	"
	5 市が出資している団体における女性役員の割合	6.8% (")	2.6% (")	10.0%	"
	6 市が事業を委託している団体における女性役員の割合	24.6% (")	25.7% (")	30.0%	"
	7 管理職に占める女性の割合	14.4% (H23.4)	14.0% (H27.4)	15.0%	"
	8 女性職員に占める役職者の割合と、男性職員に占める役職者の割合の関係 ※1	30.7%(女性) 44.8%(男性) (H23.4)	28.7%(女性) 47.8%(男性) (H27.4)	同率化	H26年度
I—2	9 まつえ男女共同参画人材リストへの登録者数	41人 (H23.10)	107人 (H27.4)	100人	H28年度
II—2	10 男性職員の育児休業取得率 ※2	2.0% (H22実績)	2.0% (H26実績)	10%	"
	11 妻が出産する男性職員のうち、「夫の育児参加休暇」(5日以内)を完全取得した職員の割合 ※2	4.4% (")	4.0% (")	100%	"
II—5	12 認可保育所定員数	5,420人 (H23.4)	6,375人 (H27.4)	6,400人	H28年度
	13 通常保育箇所数	62箇所 (")	71箇所 (")	72箇所	"
	14 一時保育箇所数	39箇所 (")	47箇所 (")	50箇所	"
	15 延長保育箇所数	62箇所 (")	71箇所 (")	72箇所	"
	16 児童クラブ開設箇所数	38箇所 (H23実績)	42箇所 (H27.5)	43箇所	"
	17 なごやか寄り合い事業を実施している自治会数 (※3)	450自治会 (H23実績)	549自治会 (H26実績)	500自治会 (H26年度)	H26年度
	18 通所型介護予防事業の参加者数 (※3)	450人 (H23実績)	701人 (H26実績)	2,500人 (H26年度)	"
III—1	19 男女共同参画センターにおいて実施する講座の定員に対する受講者の割合	90.5% (H22実績)	63.9% (H26実績)	100.0%	H28年度
	20 年間に実施する出前講座の回数	13回 (")	21回 (")	18回	"
III—2	21 小中一貫教育地域推進協議会委員、学校評議員に占める女性の割合	31.3% (H23.4)	39.7% (H27.4)	40.0%	"
	22 松江市立中学校の生徒会における役員に占める女性の割合	40.4% (H23.10)	33.3% (H26.10)	50.0%	"
III—3	23 男女共同参画という言葉を知っている市民の割合	78.7% (H22.10)	-	90.0%	H27調査
	24 松江市男女共同参画推進条例の存在を知っている市民の割合	39.6% (")	-	70.0%	"
	25 社会全体において、男女の地位が平等であると感じる市民の割合	10.3% (H22.10)	-	30.0%	"
	26 「男は外で仕事、女は家で家事・育児」といった、従来からの男女の固定的役割分担意識に否定的な市民の割合	58.6% (H22.10)	-	70.0%	"
	27 児童・生徒意識調査で、家事分担について「①男女が力をあわせてやるのがよい」「②男女のできる人がやるのがよい」と答えた子どもの割合	① 37.0% ② 26.8% (H16.9調査)	-	80.0% (①と②の合計)	H26調査
IV—2	28 DV防止法の概要を知っている市民の割合	23.0% (H22.10)	-	70.0%	H27調査
IV—3	29 乳がん検診受診者数 (前期:受診率) (※4)	3,491人 (H22実績)	3,797人 (H26実績)	11,500人	H28年度
	30 子宮がん検診受診率 (前期:受診率) (※4)	7,951人 (H22実績)	7,291人 (")	12,400人	"
推進体制	31 松江市男女共同参画センターの存在を知っている市民の割合	39.0% (H22.10)	-	70.0%	H27調査

※1 松江市行財政改革実施計画 ※2 松江市職員子育て支援プログラム ※3 松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 ※4 新健康まつえ21基本計画
注) 松江市の部門別計画等で数値目標を掲げている場合には、その現状値や目標値をそのまま本計画の目標としています。

継 続 し て 注 視 す べ き 数 値

分類	項 目	最新値	備 考
I—1	松江市議会議員における女性の割合	12.1% (H26.10)	
	行政委員会における女性委員の割合	13.8% (H26.10)	
II—1	島根県内にある、事業所の管理職等、役職者に占める女性の割合	部長相当職 10.6% 課長相当職 16.4% (H26.9) 係長相当職 23.9%	H26 島根県労務管理実態調査より転載
	各地区町内会自治会連合会における女性の会長の数と、役員(会長及び副会長)に占める女性の割合	女性の会長 0人 役員に占める女性の割合 3.2% (H27.4)	
	女性公民館長の数(公民館長 全35人)	5人 (H27.4)	
II—2	自主防災組織における役員に占める女性の割合	8.0%	H20.11調査
II—2	松江市の女性労働力率(年齢階層別の推移)	- (平成22年国勢調査)	グラフで表示
II—3	家族経営協定締結件数	12件 (H26累積)	
III—2	松江市立小・中学校の校長及び教頭に占める女性の割合	校長 14.3% 教頭 13.0% (H27.4)	
	松江市PTA連合会に加入している、小・中学校における女性PTA会長の数と、役員(会長及び副会長)に占める女性の割合	女性の会長 2人 32.3% (H26.10)	

実施状況一覧

基本課題Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、男女が、社会の対等な構成員として、双方の意思が社会の様々な分野に反映できるシステムづくりが必要です。

① 国の情勢

2014年の日本のジェンダー・ギャップ指数（GGI 世界経済フォーラムが発表した性別による格差を数値化しランク付けしたもの）は、政治・経済の分野での格差が大きいことから、104位（142ヶ国中）と依然として低い状況となっています（2013年105位 2012年101位）。

国は、2010年（平成22年）に策定した「第3次男女共同参画計画」において、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は極めて重要であるとし、2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%とする目標を設定しています。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」では、働くことを希望する女性が、職業生活において、その個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、行政による必要な施策の実施や事業所における行動計画の策定等が謳われています。

② 島根県の情勢

「第2次島根県男女共同参画計画」で、審議会への女性の参画率について40%台を維持する目標をかかげ、女性の登用を積極的に行っています。島根県の審議会等における女性の委員の割合は、平成26年3月現在、42.3%と、平成18年度以降40%台を維持しています。

【松江市の現状と今後の対応】

審議会等への男女共同参画の推進（P.14、15）

市の附属機関（全46機関）における女性の委員の割合は、平成20年度以降、30%程度の横ばいが続けていました。この状況を打開するため「松江市審議会等における女性の登用率向上のガイドライン」を新たに定め、審議会ごとに目標値を定め取り組むことで、前年比1.3ポイント増の31.6%に上昇しました。しかし、審議会によっては女性の人材がいないため、松江市男女共同参画推進条例及び男女共同参画計画《後期実施計画》に定める目標値の達成が困難と思われるところもあります。今後は、審議会を構成する各団体等に向けた女性人材育成についての働きかけを行う必要があります。 **指標 1.4**

企業、団体への働きかけ（P.15）

価格競争に加えて、企業の技術力や社会貢献度も評価し落札者を決定する「総合評価方式」の試行にあたり育児休業制度・介護休業制度の制定状況を評価項目としています。

建設工事入札参加資格者格付において、次世代育成支援対策推進法に基づく「仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備についての一般事業主行動計画」の策定及び「こころるカンパニー」の認定実績について、社会性を兼ね備えた企業として評価しています。

引き続き、公共調達における男女共同参画等を推進する項目について研究します。

✚ 市役所における女性職員の登用促進と職域拡大 (P. 16)

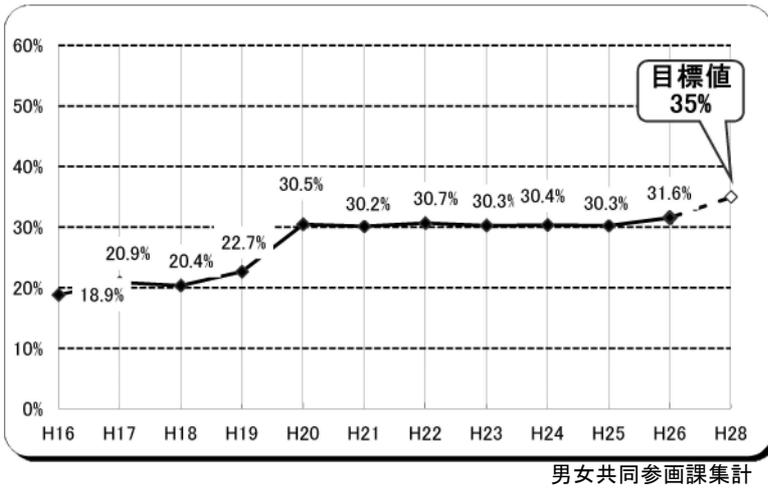
市職員における女性の管理職の割合は、平成27年4月1日現在14.0%です。その比率は、ここ数年横ばいの状況です。引き続き、市役所の女性職員の政策方針決定過程等への参画を促進します。まずは、「松江市人材育成推進計画」に基づき、女性職員のキャリア形成支援と仕事と家庭生活の両立支援に取り組むとともに、管理職の意識向上を図ります。 **指標 7,8**

✚ 女性人材の登用・育成 (P. 17)

女性リーダーとなる人材を発掘・育成するため「松江市21世紀ウィメンズプロジェクト」を組織し、その活動を支援しました。新たな調査研究テーマの取り組みや、前年度の提言等の実現を図るための検討及び調査・研究を行い市長へ提言を行いました。引き続き、地域活動や社会参画などに興味を持つ女性のための活動と交流の場(機会)を提供し、人材の発掘・育成に努めます。

指標 9

指標1 附属機関の女性委員の割合



《指標の説明》

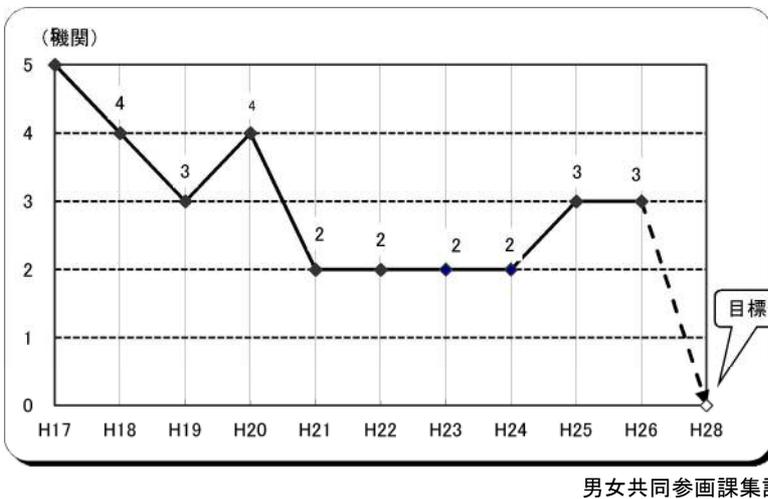
・市が法律または条例に基づき設置した審議会などの、市の附属機関の委員に占める女性の割合です。
 (地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関)

《現状値の説明》

・平成26年10月1日現在における全附属機関の女性委員の割合は、31.6%です。
 ・ほとんどの審議会において、定数の見直しや人材リストの活用により、女性委員の率が向上しました。
 ・防災分野の審議会「防災会議」「国民保護協議会」等であて職の交代により女性委員比率が低下しました。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
附属機関数	36	45	42	42	37	40	39	38	42	46
委員数	613人	784人	724人	898人	835人	861人	893人	858人	921人	963人
内女性委員	128人	160人	164人	274人	252人	264人	271人	261人	279人	304人
女性比率	20.9%	20.4%	22.7%	30.5%	30.2%	30.7%	30.3%	30.4%	30.3%	31.6%

指標2 女性のいない附属機関の数



《指標の説明》

・市が法律または条例に基づき設置した審議会などの、市の附属機関のうち、女性の委員がいない機関の数です。
 (地方自治法第138号の4第3項の規定に基づく附属機関)

《現状値の説明》

・平成26年10月1日現在で女性のいない審議会は「公務災害補償等認定委員会」「水防協議会」「ものづくり振興会議」です。

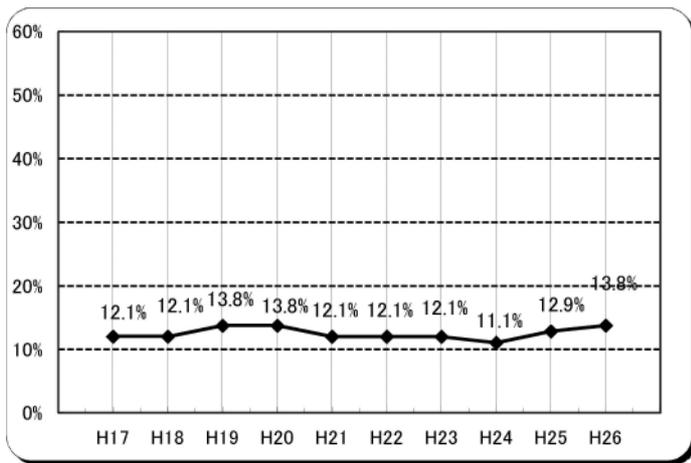
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
附属機関数	36	45	42	42	37	40	39	38	42	46
女性のいない附属機関数	5	4	3	4	2	2	2	2	3	3

附属機関における女性委員参画の状況一覧

	附属機関の名称	委員数	内女性委員数	女性比率	
1	鹿島地域協議会	20	5	25.0%	
2	島根地域協議会	19	5	26.3%	
3	美保関地域協議会	20	8	40.0%	
4	八雲地域協議会	20	8	40.0%	
5	玉湯地域協議会	20	7	35.0%	
6	宍道地域協議会	20	7	35.0%	
7	八束地域協議会	19	7	36.8%	
8	東出雲地域協議会	20	8	40.0%	
9	法令遵守審査会	3	1	33.3%	
10	情報公開審査会	5	1	20.0%	
11	個人情報保護審査会	5	1	20.0%	
12	個人情報保護審議会	7	4	57.1%	
13	交通安全対策会議	39	2	5.1%	
14	暴走族根絶対策推進会議	12	1	8.3%	
15	公の施設指定管理者選定審議会	19	5	26.3%	
16	公務災害補償等認定委員会	5	0	0.0%	
17	菅田会館運営審議会	15	5	33.3%	
18	松尾会館運営審議会	14	4	28.6%	
19	福原会館運営審議会	13	6	46.2%	
20	水防協議会	18	0	0.0%	
21	防災会議	56	5	8.9%	
22	国民保護協議会	58	4	6.9%	
23	ものづくり振興会議	25	0	0.0%	
24	農山漁村地域活性化委員会	19	3	15.8%	
25	松江歴史館運営協議会	10	5	50.0%	
26	男女共同参画審議会	16	9	56.3%	
27	国民健康保険運営協議会	20	9	45.0%	
28	民生委員推薦会	10	4	40.0%	
29	子ども・子育て会議	15	9	60.0%	
30	介護認定審査会	225	93	41.3%	
31	障害者総合支援審査会	25	8	32.0%	
32	生活環境保全審議会	11	5	45.5%	
33	都市計画審議会	15	4	26.7%	
34	空き家審議会	7	3	42.9%	新規
35	開発審査会	7	3	42.9%	
36	景観審議会	15	6	40.0%	
37	文化財保護審議会	18	2	11.1%	
38	緑地及び自然環境保全審議会	7	3	42.9%	新規
39	建築審査会	5	1	20.0%	
40	観光地区建築審査会	5	2	40.0%	
41	奨学生選考委員会、高井奨学生選考委員会	6	3	50.0%	
42	特別支援教育就学審議会	21	13	61.9%	
43	いじめ問題対策連絡協議会	20	9	45.0%	新規
44	いじめ問題対応専門家会議	6	2	33.3%	新規
45	図書館協議会	15	8	53.3%	
46	スポーツ推進審議会	13	6	46.2%	
	計	963	304	31.6%	

継続して注視すべき数値

行政委員会の女性委員比率の推移



男女共同参画課集計

《指標の説明》

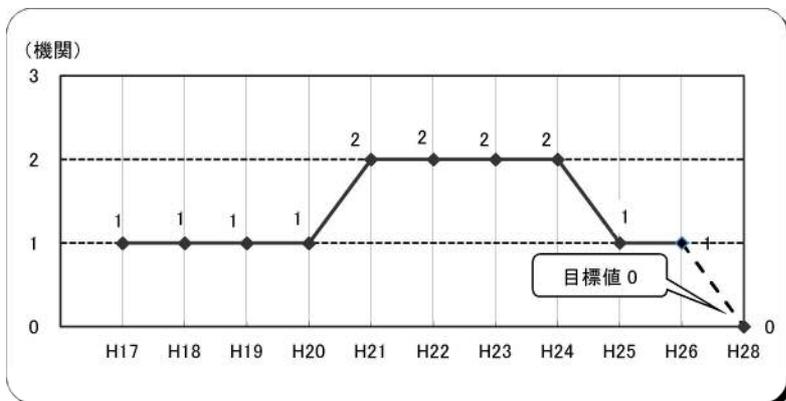
・松江市の行政委員会委員に占める女性の割合です。

《現状値の説明》

・平成26年10月1日現在における全行政委員会の女性委員の割合（13.8%）です。
 ・対象は、固定資産評価審査委員会、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会の6機関です。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
行政委員会数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
委員数	58	58	58	58	58	58	58	63	62	58
内女性委員	7	7	8	8	7	7	7	7	8	8
女性比率	12.1%	12.1%	13.8%	13.8%	12.1%	12.1%	12.1%	11.1%	12.9%	13.8%

指標3 女性のいない行政委員会の数



男女共同参画課集計

《指標の説明》

・市の設置する行政委員会のうち女性の委員がいない機関の数です。

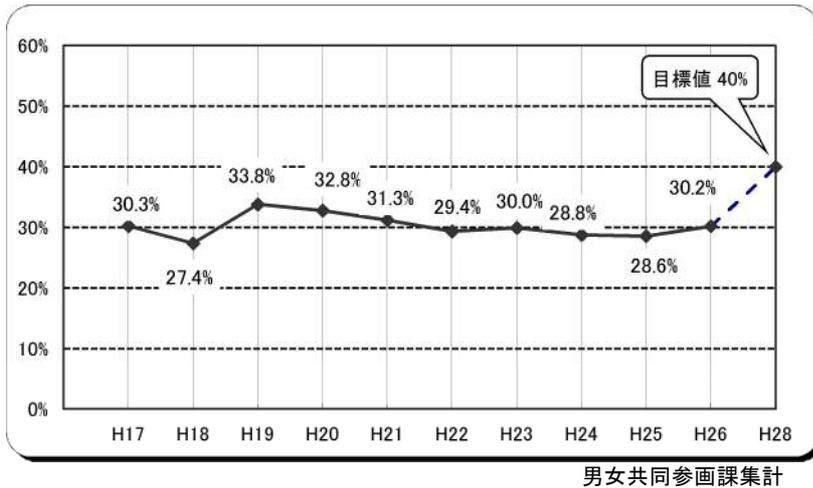
《現状値の説明》

・平成26年10月1日現在で女性のいない行政委員会の数は、1機関です。
 ・対象は、固定資産評価審査委員会、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会の6機関です。

行政委員会における女性委員参画の状況一覧

行政委員会の名称	委員数	内女性委員数	女性比率
固定資産評価審査委員会	6	2	33.3%
監査委員	3	0	0.0%
公平委員会	3	1	33.3%
選挙管理委員会	4	2	50.0%
農業委員会	37	2	5.4%
教育委員会	5	1	20.0%

指標4 要綱等により設置している審議会等の女性委員比率



《指標の説明》

・要綱等に基づき設置される審議会など（地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関を含まない。）の委員に占める女性の割合です。

《現状値の説明》

・平成26年10月1日現在における要綱等により設置した審議会等の女性委員の割合は、30.2%です。

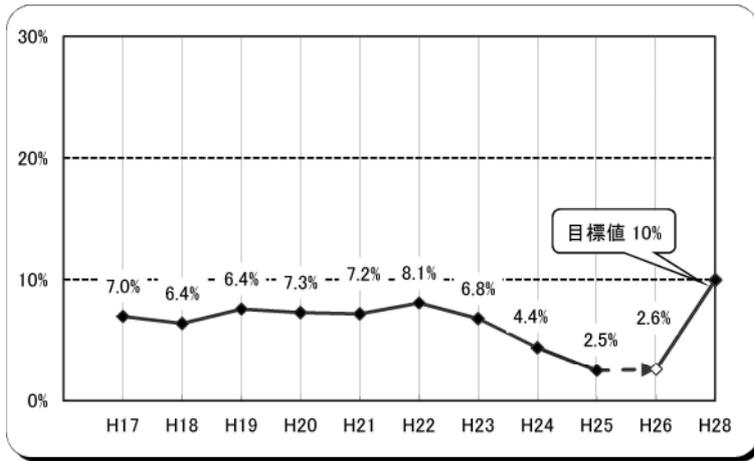
・女性委員がない審議会は3機関。いずれも、文化財に関する審議会です。当該分野に女性人材が少ないことが原因にあげられます。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
審議会等数	22	28	32	32	32	32	29	42	42	42
委員数	347	496	535	445	416	381	654	722	679	715
内女性委員	105	136	181	146	130	112	196	208	194	216
女性比率	30.3%	27.4%	33.8%	32.8%	31.3%	29.4%	30.0%	28.8%	28.6%	30.2%

要綱等により設置している審議会等における女性委員参画の状況一覧

番号	審議会等の名称	委員数	内女性	女性比率	備考
1	松江市総合計画検証委員会	12	3	25.0%	
2	行財政改革推進委員会	13	6	46.2%	
3	原子力発電所環境安全対策協議会	50	8	16.0%	
4	入札監視委員会	5	1	20.0%	
5	公共施設適正化計画策定委員会	15	7	46.7%	新規
6	農林業振興協議会	15	5	33.3%	
7	市民活動センター運営委員会	9	4	44.4%	
8	地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会	14	6	42.9%	
9	要保護児童対策協議会	23	6	26.1%	
10	保育所施設整備審査委員会	5	2	40.0%	
11	老人ホーム入所判定委員会	6	1	16.7%	
12	地域密着型サービス運営委員会	6	1	16.7%	
13	高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会	15	7	46.7%	
14	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	18	6	33.3%	新規
15	障がい者総合支援協議会	15	6	40.0%	
16	子育て支援ネットワーク会議	15	9	60.0%	
17	公共交通利用促進市民会議	20	5	25.0%	
18	都市計画審議会専門小委員会	13	6	46.2%	新規
19	歴史まちづくり推進協議会	17	6	35.3%	
20	史跡松江城保存管理計画策定委員会	6	0	0.0%	新規
21	市史編纂委員会	14	3	21.4%	
22	市史編集委員会	22	0	0.0%	
23	史跡松江城整備検討委員会	5	0	0.0%	
24	松江城調査研究委員会	12	2	16.7%	
25	結核対策委員会	7	1	14.3%	
26	千鳥の杜学園小中一貫教育地域推進協議会（第一中校区）	29	10	34.5%	
27	嵩の杜学園小中一貫教育推進協議会（第二中校区）	25	7	28.0%	
28	まつえ天神川学園小中一貫教育推進協議会（第三中校区）	17	7	41.2%	
29	津田古志原夢きぼう学園小中一貫教育推進協議会（第四中校区）	28	9	32.1%	
30	まつえ湖南学園小中一貫教育推進協議会（湖南中校区）	21	6	28.6%	
31	湖東かんなび学園小中一貫教育推進協議会（湖東中校区）	21	5	23.8%	
32	本庄水辺の学園小中一貫教育推進協議会（本庄中校区）	15	4	26.7%	
33	湖北白鳥学園小中一貫教育推進協議会（湖北中校区）	23	8	34.8%	
34	鹿島ふれあい学園小中一貫教育推進協議会（鹿島中校区）	28	11	39.3%	
35	しまね潮風学園小中一貫教育推進協議会（島根中校区）	12	4	33.3%	
36	海と朝日の美保関学園小中一貫教育推進協議会（美保関中校区）	20	6	30.0%	
37	やくも意宇学園小中一貫教育推進協議会（八雲中校区）	19	10	52.6%	
38	玉湯まがたま学園小中一貫教育推進協議会（玉湯中校区）	26	7	26.9%	
39	宍道みずうみ学園小中一貫教育推進協議会（宍道中校区）	21	6	28.6%	
40	八束学園小中一貫教育推進協議会（八束中校区）	21	6	28.6%	
41	ほっとハート東出雲学園小中一貫教育推進協議会（東出雲中校区）	26	5	19.2%	
42	上下水道事業経営戦略プラン推進委員会	11	4	36.4%	
	計	715	216	30.2%	

指標5 市が出資している団体における女性役員比率



《指標の説明》

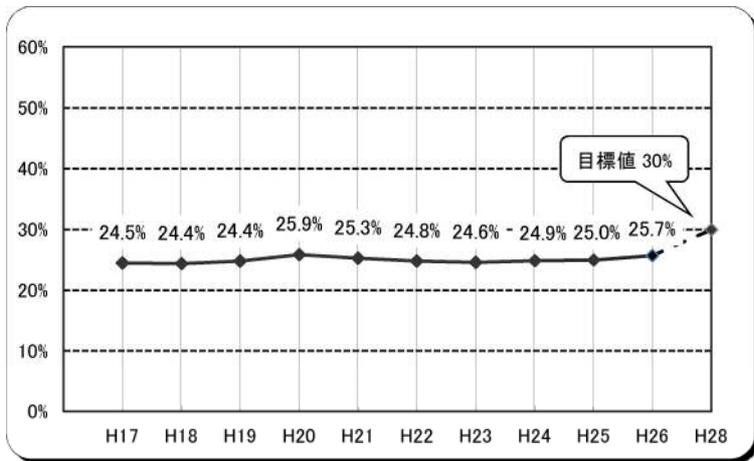
・松江市が出資して運営を行う法人などの役員（理事など）に占める女性の割合です。

《現状値の説明》

・平成26年10月1日現在における女性役員の割合は、2.6%です。
 ・対象となる法人は、松江市男女共同参画推進条例施行規則に規定する団体で、6団体です。
 （松江市土地開発公社、公益財団法人松江市観光振興公社、公益財団法人松江市スポーツ振興財団、公益財団法人松江体育協会、一般財団法人松江勤労福祉振興協会、一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
出資法人等数	11	11	11	9	9	9	9	6	6	6
役員数	187	188	184	151	138	135	132	91	79	77
内女性役員	13	12	14	11	10	11	9	4	2	2
女性比率	7.0%	6.4%	7.6%	7.3%	7.2%	8.1%	6.8%	4.4%	2.5%	2.6%

指標6 市が事業を委託している団体における女性役員比率



《指標の説明》

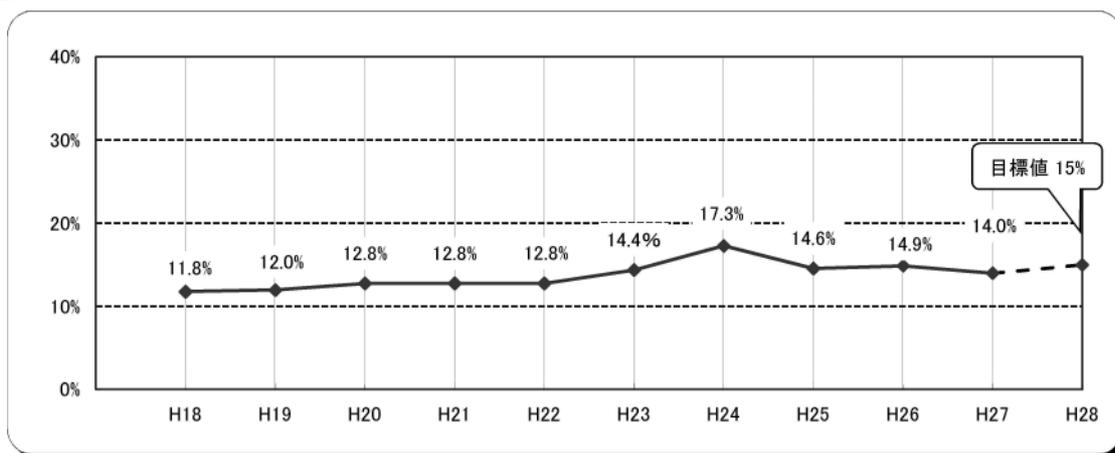
・松江市が事業を委託している団体などの役員（理事など）に占める女性の割合です。

《現状値の説明》

・平成26年10月1日現在における女性役員の割合は、25.7%です。
 ・対象となる法人は、松江市男女共同参画推進条例施行規則に規定する30団体です。
 （社会福祉法人松江市社会福祉協議会、社会福祉法人松江福祉会、公民館運営協議会（28））
 ・松江市社会福祉協議会・松江福祉会の役員における女性の参画率は21.1%（昨年度21.1%）です。
 ・公民館運営協議会（28団体）では、25.9%（昨年度25.2%）でした。役員総数に占める会長・副会長の女性の割合は、22.4%で、会長に3名が就いています。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
団体等数	23	23	23	25	27	30	30	30	30	30
役員数	588	635	626	676	715	798	821	830	844	840
内女性役員	144	155	155	175	181	198	202	207	211	216
女性比率	24.5%	24.4%	24.8%	25.9%	25.3%	24.8%	24.6%	24.9%	25.0%	25.7%

指標7 管理職に占める女性の比率



人事課集計

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	平成27年度 (H27. 4. 1現在)			
	女性比率	男性	女性	計	女性比率								
部長・次長級	0.0%	5.1%	7.7%	8.3%	7.9%	5.3%	2.4%	2.6%	2.6%	40	2	42	4.8%
課長級	14.6%	13.9%	14.3%	14.0%	14.2%	17.1%	21.3%	18.3%	18.5%	95	20	115	17.4%
課長補佐級	3.1%	8.6%	10.0%	11.5%	14.3%	15.8%	9.1%	9.1%	0.0%	6	0	6	0.0%
係長級	23.6%	25.1%	22.8%	23.8%	24.8%	28.1%	29.7%	28.9%	28.3%	245	97	342	28.4%
一般職員	38.8%	37.3%	37.0%	36.5%	36.1%	35.7%	37.2%	28.6%	38.9%	421	295	716	41.2%
計	30.3%	30.3%	30.0%	30.0%	29.9%	30.7%	32.3%	32.8%	32.7%	807	414	1221	33.9%
管理職	11.8%	12.0%	12.8%	12.8%	12.8%	14.4%	17.3%	14.6%	14.9%	135	22	157	14.0%
役職全体	18.2%	19.8%	18.8%	19.5%	20.5%	23.3%	24.9%	23.8%	23.4%	386	119	505	23.6%

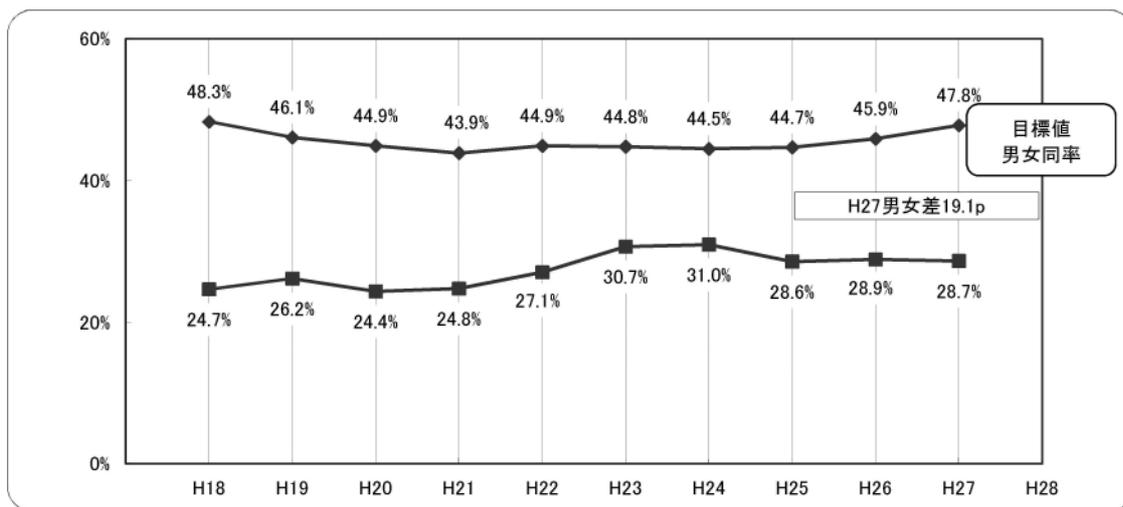
《指標の説明》

松江市役所の職員（女子高教諭・幼稚園・消防本部除く）のうち、管理職（部長・次長級及び課長級）にある職員に占める女性の割合です。

《最新値の説明》

- ・平成27年4月1日現在における女性管理職の割合（14.0%、22名）です。対象となる職員は、課長級以上の職員 157名です。
- ・管理職を含む全職員（1,221名）のうち女性（414名）の占める割合は 33.9%です。

指標8 男女別係長級以上の役職者比率



人事課集計

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	平成27年度(H27.4.1現在)		
	総数	男性	女性	計								
役職数	593	565	536	518	528	524	542	504	500	386	119	505
職員数	1441	1409	1382	1358	1335	1295	1351	1279	1240	807	414	1,221
役職者割合	41.2%	40.1%	38.8%	38.1%	39.6%	40.5%	40.1%	39.4%	40.3%	47.8%	28.7%	41.4%

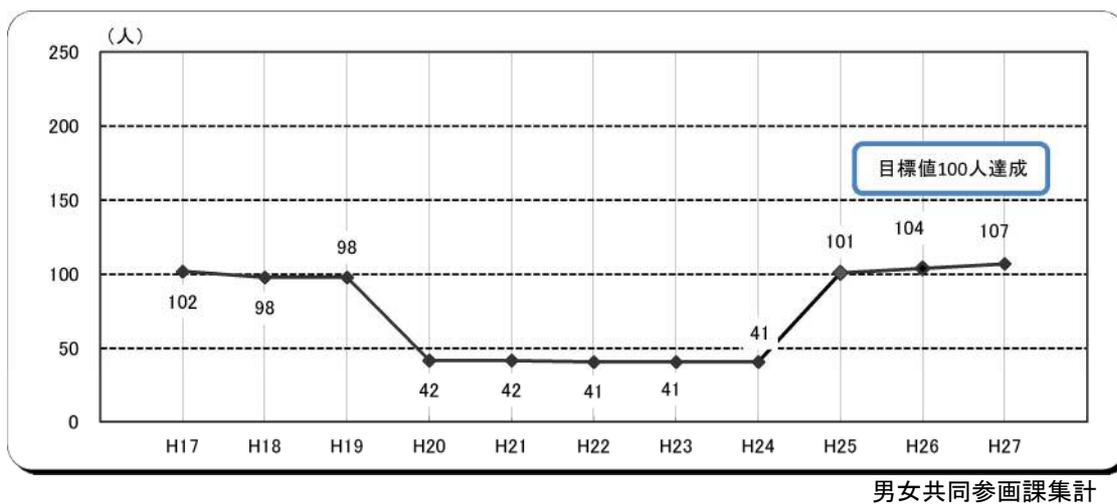
《指標の説明》

- ・松江市役所の職員（女子高教諭・幼稚園・消防本部除く）のうち、係長級以上の役職につく者の男女別の割合です。
- ・「松江市行財政改革実施計画」に規定する指標です。

《最新値の説明》

- ・平成27年4月1日現在における、すべての職員（男性 807名、女性 414名）に占める役職者（男性 386名、女性 119名）の男女別割合（男性 47.8%、女性 28.7%）です。

指標9 「まつえ男女共同参画人材リスト」への登録者数



《指標の説明》

- ・松江市の審議会等へ女性の委員候補者を推薦するため設置する人材リストの登録者数です。
- ・幅広い分野や年代の人材の登録が望まれています。

《最新値の説明》

- ・平成27年4月1日現在で登録者数は107人です。

基本課題	I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
施策の方向	1 政策 方針決定過程への男女共同参画の推進

【数値目標・継続して注視すべき数値】

数値目標	計画の現状値(H24.3策定)		最新値		目標値	担当課
	数値	基準日	数値	基準日		
1 附属機関の女性委員の割合	30.3%	H23.10	31.6	H26.10	35.0%	男女共同参画課
2 女性のいない附属機関の数	2	H23.10	3	H26.10	0	男女共同参画課
3 女性のいない行政委員会の数	2	H23.10	1	H26.10	0	男女共同参画課
4 要綱等により設置している審議会等の女性委員の割合	30.0%	H23.10	30.2%	H26.10	40.0%	男女共同参画課
5 市が出資している団体における女性役員の割合	6.8%	H23.10	2.6%	H26.10	10.0%	男女共同参画課
6 市が事業を委託している団体における女性委員の割合	24.6%	H23.10	25.7%	H26.10	30.0%	男女共同参画課
7 管理職に占める女性の割合	14.4%	H23.4	14.0%	H27.4	15.0%	人事課
8 女性職員に占める役職者(係長級以上)の割合と、男性職員に占める役職者(係長級以上)の割合との関係(※1)	30.7%(女性) 44.8%(男性)	H23.4	28.7%(女性) 47.8%(男性)	H27.4	同率化	人事課

※1 松江市行財政改革実施計画

継続して注視すべき数値	計画の現状値(H24.3策定)		最新値		情報提供課
	数値	基準日	数値	基準日	
松江市議会議員における女性の割合	8.3%	H23.10	12.1%	H26.10	男女共同参画課
行政委員会における女性委員の割合	11.1%	H23.10	13.8%	H26.10	男女共同参画課
島根県内にある事業所の管理職等、役職者に占める女性の割合	部長相当職(8.7%) 課長相当職(15.2%) 係長相当職(24.0%)	H20島根県労働管理実態調査報告書より転載	部長相当職(10.6%) 課長相当職(16.4%) 係長相当職(23.9%)	同H26	男女共同参画課

松江市男女共同参画計画<<後期実施計画>>			平成26年度実施状況		
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課
① 審議会等への男女共同参画の推進	ア 審議会等への女性の積極的な参画を図ります。毎年度10月1日現在の女性の参画状況を調査し、女性委員の登用を促します。	1.4	・附属機関の女性委員比率 31.6%(H25 30.3%) ・要綱等により設置している審議会等の女性委員の割合 30.2%(H25 28.6%)	各審議会における状況や課題等を踏まえ、適切に男女共同参画の促進を図っていく。	男女共同参画課

松江市男女共同参画計画《後期実施計画》		平成26年度実施状況			
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課
	イ 「松江市審議会等の設置及び運営等に関する指針」と連動し、各課での審議会等の新設及び委員の改選時には、行政改革推進課並びに男女共同参画課への事前協議と合議を必要とすることにより、委員構成の見直しを図り、女性の参画を促進します。	—	各種審議会の設置・改選時の事前協議において、「事前協議チェックシート」を活用し委員構成の見直しを含めた男女比率の適正化等を各課へ依頼するとともに、男女共同参画課への事前協議を徹底した。(行政改革推進課) 事前協議にあたっての考え方を示す「松江市審議会等における女性の登用率向上のためのガイドライン」を策定し、女性の登用率向上に努めた。(男女共同参画課)	事前協議を行うことにより、委員構成区分の見直しや人材リストの活用を促し、女性の参画促進が図られた。 一方、法律等で委員の選出区分等が定められているものや当該分野における女性の人材が少ないことから、女性の参画が進まない審議会がある。 前回改選時の指摘事項に対応するため早期に検討に着手し、より一層事前協議を徹底する必要がある。(行政改革推進課) 特に女性の人材が不足している機関、分野については、女性の人材育成の必要性等についての働きかけをおこなっていく必要がある(男女共同参画課)	男女共同参画課 行政改革推進課
	ウ 女性のいない審議会等の解消を図ります。	2.3	女性委員のいない附属機関は46機関中3機関であった。(H25 3機関/42機関)	審議会等の実情・課題を踏まえ、当該審議会における女性委員の必要性を認識するとともに、女性人材の発掘に努める。	男女共同参画課
②企業、団体への働きかけ	エ 市への競争入札参加資格申請時に、各事業者に対して男女共同参画についての啓発を行います。	—	・市のホームページ「入札・契約」のページ内に男女共同参画課へのリンクを設定し、事業者向けの情報提供に努めた。	引き続き、ホームページ等を活用して、事業者向けの情報提供を実施する。	男女共同参画課 (要協力契約検査課)
	オ 松江市の競争入札参加資格、または、入札の評価要件に含め男女共同参画の推進に努めます。	—	・価格競争に加えて、企業の技術力や社会貢献度も評価し、落札者を決定する「総合評価方式」の試行にあたり、育児休業制度、介護休暇制度の制定状況を評価項目とした。 ⇒実施件数 26年度 17件/全工事 242件 ・平成20年度からは、松江市の建設工事参加資格者格付(土木一式・建築一式)における主観点数において、社会性を兼ね備えた企業を評価する観点から、次世代育成支援対策推進法に基づく「仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備について一般事業主行動計画を策定」した場合及びこころカンパニーに認定されている場合に策定実績に応じて加点している。 27,28年度格付実績 ⇒計画策定義務のない雇用主が策定している事業者 計 49社/ 165社 こころカンパニーに認定されている事業者 計 55社/ 165社	・27年度の総合評価方式による入札についても評価項目として採用している。 ・建設工事参加資格者格付については、27,28年度の申請においても引き続き評価項目としている。	契約検査課
	カ 条例に基づき、毎年、出資法人、委託団体における、役員への女性の参画状況を調査し、女性の登用を促します。	5.6	・出資法人6法人(松江市土地開発公社、公益財団法人松江市観光振興公社、公益財団法人松江市スポーツ振興財団、公益財団法人松江体育協会、一般財団法人松江勤労福祉振興協会、一般財団法人宍道湖西岸と自然財団) 女性の役員数 2人/役員総数 77人 2.6% (H25 2人/役員総数 79人 2.5%) ・事業を委託している団体30 団体(社会福祉法人松江市社会福祉協議会、社会福祉法人松江市福祉会、公民館運営協議会(28)) 女性の役員数 216人/役員総数 840人 25.7% (H25 211人/役員総数 844人 25.0%)	出資法人6法人については、役員構成が市職員や関係する団体の役員があて職として多数を占めていること、あて職でなくとも、構成する団体に女性の人材が不足していることから困難な状況が続いている。 一方、委託団体は、比較的女性の参画率が高い。引き続き、委員改選時期に合わせて女性委員選任の働きかけを行っていく。	男女共同参画課

松江市男女共同参画計画《後期実施計画》		平成26年度実施状況			
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課
③市役所における女性職員の登用促進と職域拡大	キ 女性職員の能力開発や意欲向上につながる多面的な登用を行い、職域の拡大を図るとともに、役職者への登用を促進します。	7.8	<p>女性職員の登用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の職員に占める係長以上の役職者割合 H23.4.1現在 30.7% H24.4.1現在 31.0% H25.4.1現在 28.6% H26.4.1現在 28.9%、 H27.4.1現在 28.7% 意欲と能力のある女性職員を積極的に役職者へ登用するとともに、管理部門及び企画調整部門等にも配置を行った。 ・平成26年3月に策定した松江市人材育成推進計画の中で、女性職員の活躍促進に向けた取り組みの必要性について記載し、職員の意識改革を促した。また、この計画の策定にあたって職員アンケートを実施した。 	女性の視点や感性を市政に反映させるため、引き続き女性職員の積極的な登用を進めていく。	人事課
	ク 女性職員のキャリアアップ研修などを実施し、女性が能力を発揮しやすい環境をつくります。	—	<p>研修機会の均等確保等により機会均等に努めた。</p> <p>中央研修機関への女性職員派遣実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治大学校 1人(H25 3人) ・市町村職員中央研修所 2人(H25 4人) <p>他機関における実務研修への女性職員派遣実績 1人(H25 1人)</p> <p>女性の中堅職員を対象とするエンパワメント研修「女性職員エンパワメント(能力開化)研修」を行い、管理・監督職への登用に必要な能力・意識を持つ職員の育成を図った。 (10月、6講座 3日間) 受講者数 15人(H25 15人)</p>	今後も女性職員に対する研修を継続して実施することにより、女性職員の能力開発や意識改革に取り組んでいく。 管理監督職マネジメント研修の実施等により、女性職員が能力を発揮しやすい職場環境づくりに取り組んでいく。	人事課

基本課題	I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
施策の方向	2 女性人材の登用・育成

【数値目標・継続して注視すべき数値】

数値目標	計画の現状値(H24.3策定)		最新値		目標値	担当課
	数値	基準日	数値	基準日		
9 まつえ男女共同参画人材リストへの登録者数	41人	H23.10	107人	H27.4.1	100人	男女共同参画課

松江市男女共同参画計画《後期実施計画》			平成26年度実施状況		
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管課
①人材リストへの登録と活用の促進	ア 人材リストへの登録促進と、審議会等の委員の改選時に人材リストの活用を図ります。	9	・委員改選時、所管課に対し人材リストの情報提供を行い、リスト登録者からの委員選任を検討した。平成27年4月1日現在 登録者数107名 平成26年度 人材リスト閲覧回数 10 回	引き続き、審議会等所管課に積極的な活用を促す。また、市ホームページ等の活用や男女共同参画センターの出前講座実施に併せて周知するなど、広く人材リストの登録促進を図る。	男女共同参画課
	イ 審議会等の委員に備え、行政に対する知識や理解を深めるための研修を実施します。	—	人材リスト登録者並びに男女共同参画サポーター対象に市行政や男女共同参画について学ぶ研修会を開催した。 9/30 受講者数 人材登録者15人、男女共同参画サポーター16人(内2名兼務)	引き続き人材リスト登録者を拡充する目的で、研修内容に応じて、他機関の研修と合同で開催するなど、効率化を図る。	男女共同参画課
②女性リーダーの育成支援	ウ 日本女性会議運営委員等を中心に、各地域や団体、まつえ男女共同参画ネットワーク(プリエールねっと)等の中心的役割を担うリーダーを育成します。	—	次世代の女性リーダーとなる人材を育成するため「松江市21世紀ウィメンズプロジェクト」を組織し、活動を支援した。 参加メンバー 市内在住・在勤・在学の20歳からおおむね40歳の女性 18名 主な活動内容 プロジェクト会議 全6回 平成26年度活動報告・提言書を作成し、平成27年3月24日に市長へ提出。	・引き続き地域活動や社会参画などに興味を持つ女性のための活動と交流の場(機会)を提供し、人材の発掘・育成に努める。	男女共同参画課

基本課題Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くなり、M字の底となる年齢階級も上昇しています。

国では、「全ての女性が輝く社会」の実現を成長戦略の中核とし、集中的な施策を講じてきています。女性が十分に能力を発揮することができ活躍できる社会づくりは、経済社会の活性化という点からも極めて重要な意義を持ちます。

男性も女性もあらゆる世代の誰もが、仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで選択・実現でき、「仕事と生活の調和」を図ることが必要です。女性はその希望に応じた就業や子育て・介護を実現するためには、男性の家事や育児等への参画意識を高めるとともに長時間労働の是正が重要です。また、子育てや介護を女性だけの負担にせず、家庭や職場及び社会が支え合うことも大切です。

また、地域社会での人間関係の希薄化や単身世帯の増加など家族形態が変化してきており、地域においての支え合いが必要となってきています。特に防災や災害に対する取り組みなどには女性の視点も欠かせないことから、より多くの女性が地域において指導・運営の場に参画できる仕組みづくりが重要です。

【松江市の現状と今後の対応】

🚩 地域活動における男女共同参画の普及（P. 26）

平成27年4月1日現在、各町内会自治会連合会における女性の会長はいまだ誕生していません（総数29人）。そこで、これらの会長が理事を務める松江市町内会・自治会連合会において、女性の参画を促す方策として平成27年6月に会則を変更し、地区連合会長以外が就任可能な理事枠を新設しました。

公民館区ごとに男女共同参画サポーターを置き、引き続き、男女共同参画センターと連携した出前講座の実施によりきめ細やかな地域での啓発を進めます。このことが、町内会自治会や公民館の地域活動の中心的組織の役員への女性の参画を進めることにつながると考えます。

🚩 防災・災害への取り組みの促進（P. 26、27）

平成20年度に「女性の視点による防災対策検討委員会」の答申を受け、平成25年3月に「地域防災計画」を改訂し、防災・災害対応・復旧・復興等における政策・方針決定過程への女性参画を明記し、女性の視点を踏まえた防災に関する学習や備蓄品の整備をしています。しかし、自主防災組織においては、自治会をそのまま自主防災組織とするケースが多く見受けられ、自治会役員に女性が少ないこともあり、女性の声が反映できる環境整備に力を注いでいく必要があります。

🚩 職場における仕事と生活の両立支援（P. 28）

仕事と生活の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）に積極的に取り組んでいる企業等を市報や情報誌「プリエール」で紹介をしました。また、男女共同参画推進の具体的な取り組みについて宣言する企業等を「まつえ男女共同参画推進宣言企業」として認定し、その取り組みを支

援するとともに周知することにより、市全体での男女共同参画の気運醸成を図ります。

また、企業の仕事と生活の両立支援を進めるために、まずは市役所職員の育児休業取得や仕事と生活の両立支援を率先して促進していくことが必要です。

✚ 女性の就業機会の拡大 (P. 3 1)

松江市男女共同参画センターでは、再就職を後押しするチャレンジセミナーを実施しました。

引き続きハローワーク松江マザーズコーナー等の関係機関と連携しながら再就職や起業をめざす人の総合的な支援、及び実際の就業につながる施策を行います。 **指標 19**

✚ 幼稚園・保育所の整備 (P. 3 2)

民間保育所の整備支援を継続したことにより、平成 27 年 4 月で認可保育所の定員は、6,375 人となり、年度当初の待機児童数は 3 年連続で 0 人の状況です。引き続き、民間保育所の整備支援（大規模修繕等）や「松江市における幼稚園・保育所（園）のあり方計画（平成 24 年 11 月策定）」に基づく幼保園の整備等を行い、適切な規模を確保し発達年齢に応じた質の高い保育や教育が行えるよう子育て環境の充実を図ります。 **指標 12~15**

✚ 子ども・子育て支援事業計画と連携した多様なニーズに対応できる子育て支援

(P. 3 2、3 3、3 4)

「みんなで子どもを育む “子育て環境日本一・松江”」を基本理念とする「松江市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 3 月策定）」に基づき、子どものための保育・教育の充実、子どものための保護者支援等の各種施策を実施し、すべての子どもの教育や保育、子育て世帯への支援等を総合的に進めていきます。

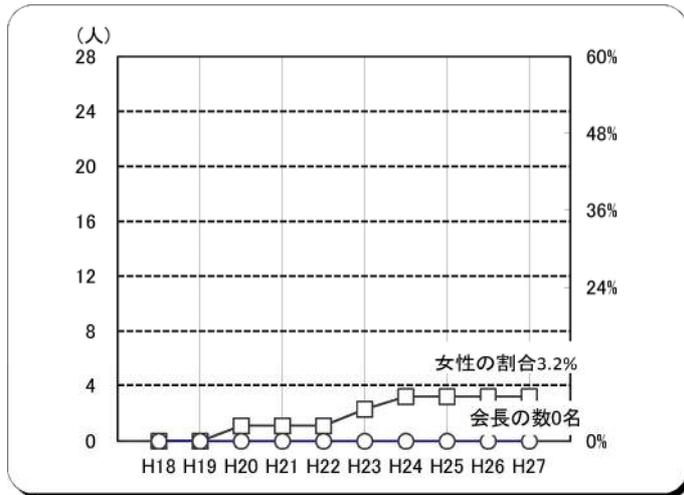
✚ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく施策の推進 (P. 3 4)

本市の高齢化率（人口に占める 65 歳以上の割合）は、27.35%、65 歳以上の要介護認定者率は 19.56%といずれも増加傾向にあります（H27.4 現在、資料編 P. 7 6 参照）。

要介護認定に至る主な原因疾患の一つである認知症への対策として、認知症早期対応事業「もの忘れ等診察」や、認知症に関する啓発事業「認知症サポーター養成講座」を開催しサポーターを養成しました（平成 27 年 3 月末現在 12,960 人）。引き続き、認知症に対する理解を深めるための「認知症ガイドブック」の作成及び活用を図っていきます。また今後も、医療と介護の連携が重要となってくる定期巡回や随時対応型訪問介護看護サービス等の実施に取り組んでいく必要があります。 **指標 17, 18**

注視する数値

各町内会自治会連合会における女性の会長の数と、役員（会長及び副会長）に占める女性の割合



《指標の説明》

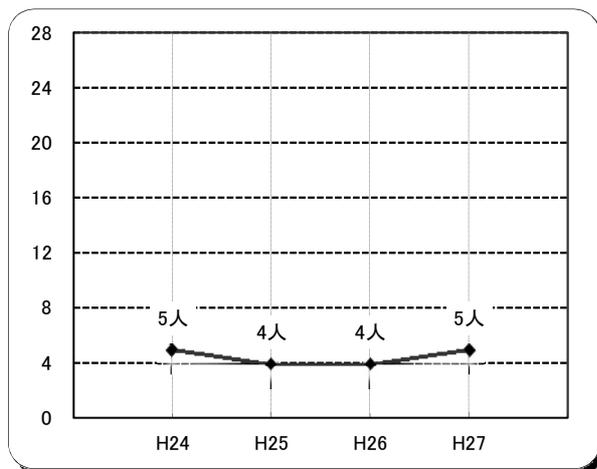
・各町内会自治会連合会（29団体）の女性の会長の数及び役員（会長と副会長）に占める女性の割合です。

《最新値の説明》

・平成27年4月1日現在における各町内会自治会連合会で、女性の副会長は3名で女性の会長はいませんでした。
 ・平成27年4月1日現在における各町内会自治会連合会の役員（会長29人、副会長66人）に占める女性の割合は、3.2%でした。

注視する数値

女性の公民館長の数



生涯学習課

《指標の説明》

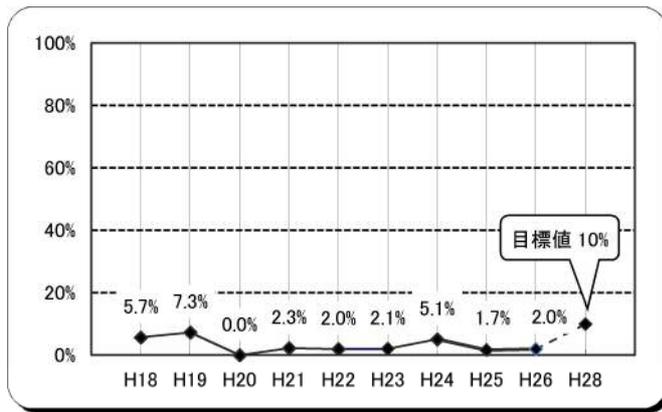
・35公民館の館長（35人）のうち女性の数です。

《最新値の説明》

・平成27年4月1日現在における女性の公民館長の数です。

女性公民館長 5名	法吉公民館、白濁公民館、朝日公民館、大野公民館、御津公民館 (H27.4.1現在)
--------------	--

指標 10 男性職員の育児休業取得率



人事課集計

《指標の説明》

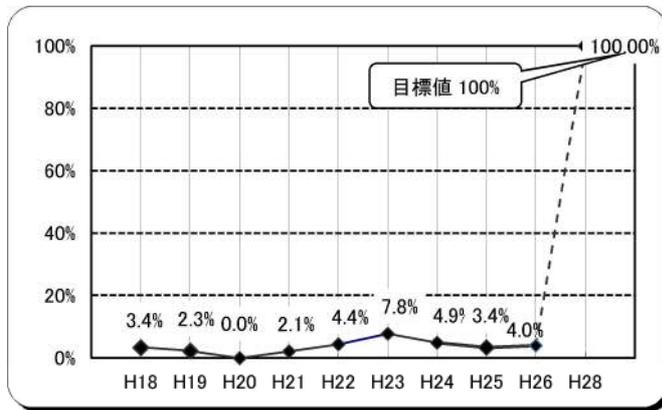
- ・松江市役所の男性職員の育児休業取得率です。
- ・対象となる職員は3歳未満の子を持つ男性職員全員で、そのうち育児休業を取得した者の割合です。
- ・「松江市職員子育て支援プログラム」（計画期間H22～H27）に規定する指標です。

《最新値の説明》

- ・平成26年4月1日～平成27年3月31日までの1年間
- ・男性職員の育児休業取得対象者は50人、そのうち取得者は1人で、取得率は2.0%でした。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
男性の育児休業対象者数	53	41	34	44	50	47	59	58	50
男性の育児休業取得者数	3	3	0	1	1	1	3	1	1
男性の取得率 (%)	5.7	7.3	0.0	2.3	2.0	2.1	5.1	1.7	2.0%

指標 11 「夫の育児参加休暇」（5日）を完全取得した職員の割合



人事課集計

《指標の説明》

- ・松江市役所の男性職員の「夫の育児参加休暇」の完全取得率です。
- ・対象となる職員は、妻の産前産後休暇中において出産に係る子または小学校就学前の子を養育する男性職員全員です。
- ・対象職員のうち、「夫の育児参加休暇」の規定上限である5日の休暇を、すべて取得した者の割合です。

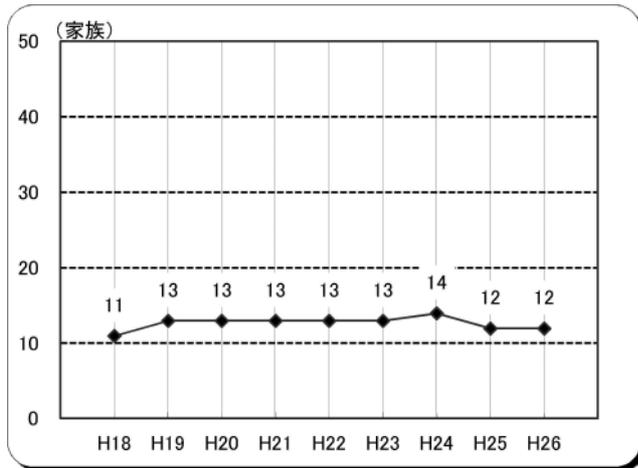
《最新値の説明》

- ・平成26年1月1日～12月31日までの1年間で、男性職員の「夫の育児参加休暇」取得対象者は50人、そのうち5日間の完全取得者は2人で、完全取得率は4.0%でした。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
「夫の育児参加休暇」対象者数	58	43	33	47	45	51	61	58	50
完全取得者数 (5日)	2	1	0	1	2	4	3	2	2
取得率 (%)	3.4	2.3	0.0	2.1	4.4	7.8	4.9	3.4	4.0
(参考)1日以上5日未満の取得者数	12	8	8	4	8	8	17	14	8

注視する数値

家族経営協定締結者数



農政課

《指標の説明》

・松江市の農業従事者で、累計で「家族経営協定」(※)を締結した家族の数です。

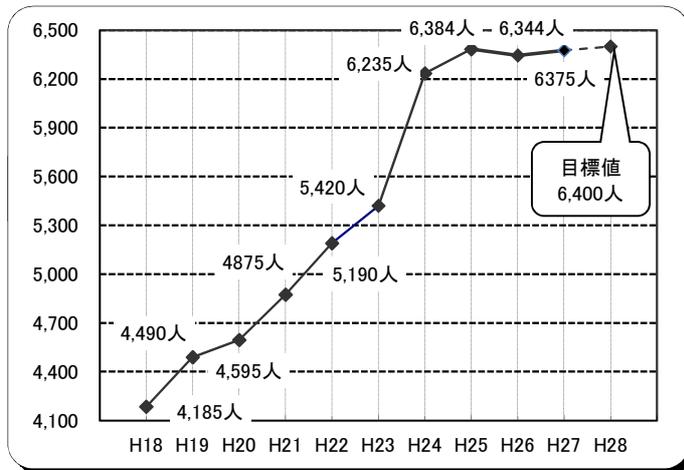
《最新値の説明》

・平成26年度末において協定締結済みの家族の数(12家族)です。

※ 家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

指標12

認可保育所定員数



子育て課

《指標の説明》

・松江市の認可保育所における定員数です。

《最新値の説明》

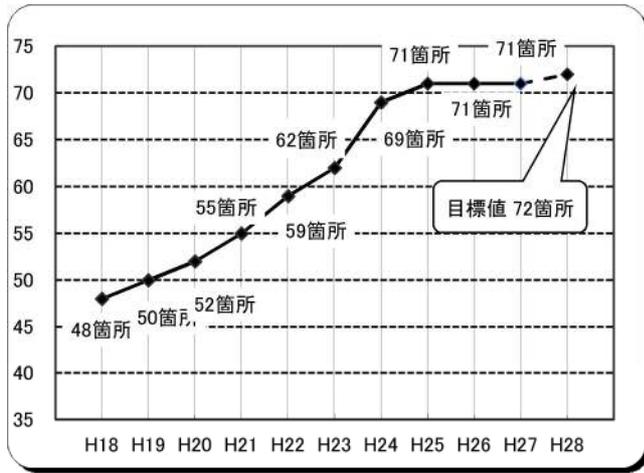
・平成27年4月1日の認可保育所における定員数は、6,375人です。

《参考》

・待機児童数(平成27年4月1日現在)

〇人

指標13 通常保育実施箇所数



子育て課

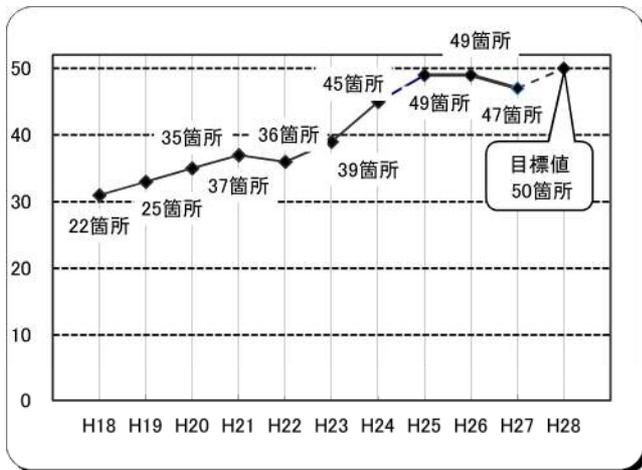
《指標の説明》

・松江市の認可保育所の箇所数です。

《最新値の説明》

・平成27年4月1日の実施箇所数は 71箇所です。

指標14 一時保育実施箇所数



子育て課

《指標の説明》

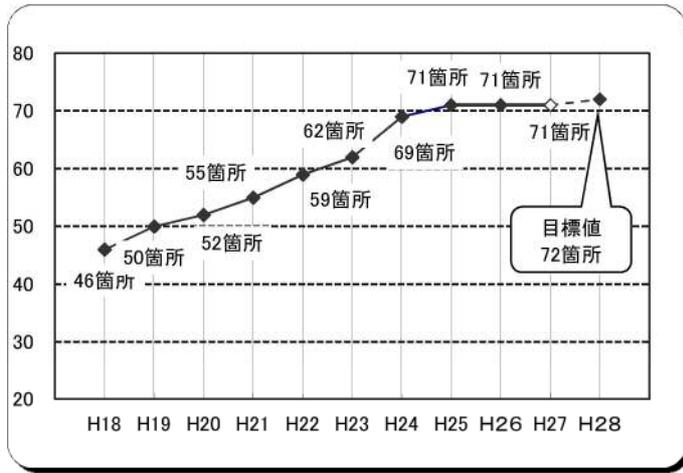
・松江市で一時保育を実施する認可保育所の箇所数です。

《最新値の説明》

・平成27年4月1日の実施箇所数は、47箇所です。

※一時保育・・・保護者の仕事や病気、冠婚葬祭などで昼間一時的に保育がでないときに利用可能

指標15 延長保育実施箇所数



子育て課

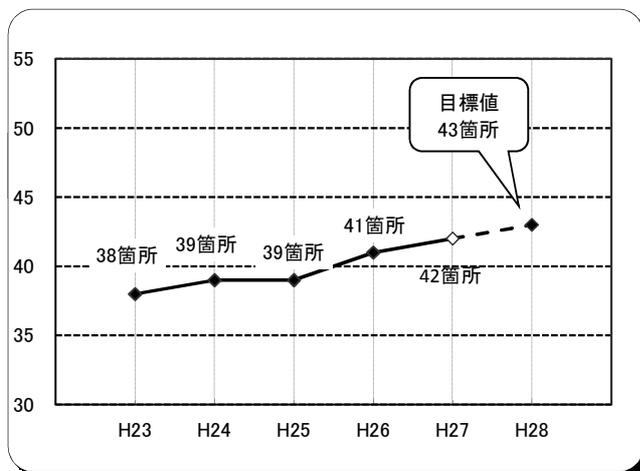
《指標の説明》

・松江市での延長保育を実施する認可保育所の箇所数です。

《最新値の説明》

・平成27年4月1日の実施箇所数は、71箇所です。

指標16 児童クラブ開設箇所数



生涯学習課

《指標の説明》

・松江市に開設する児童クラブのうち、1年生～3年生を対象とする公認児童クラブの箇所数です。

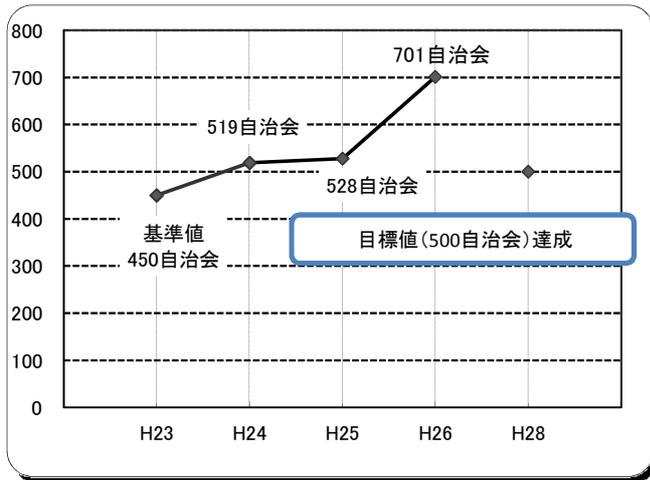
《最新値の説明》

・平成27年5月1日の実施箇所数は42箇所です。

《参考》

・待機児童数（平成27年5月1日現在）
28人

指標17 なごやか寄り合い事業を実施している自治会数



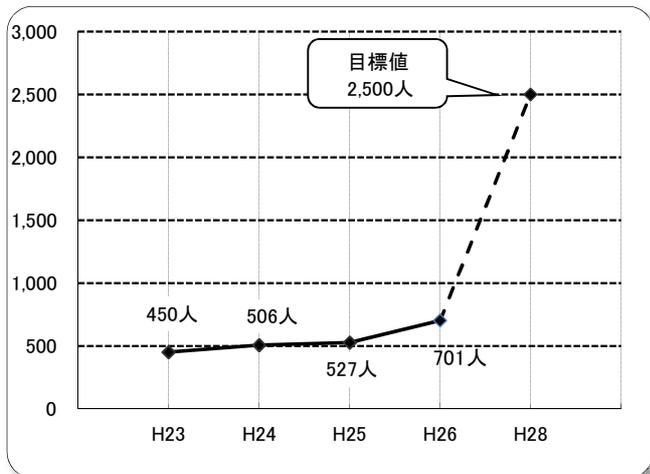
	実施自治会数
平成26年度	701
平成25年度	528

《指標の説明》

・高齢者の閉じこもり予防や介護予防を目的に、身近な集会所等に定期的に高齢者が集まり、体操やレクリエーション、茶話会を行う「なごやか寄り合い事業」を実施している自治会の数です。

介護保険課

指標18 通所型介護予防事業の参加者数



	参加者数
平成26年度	701
平成25年度	527

《指標の説明》

・介護保険サービス提供事業所や健康増進施設を利用して行う介護予防事業への参加者数です。

介護保険課

基本課題	Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり
施策の方向	1 男女共同参画で進める地域づくり

【数値目標・継続して注視すべき数値】

継続して注視すべき数値	計画の現状値(H24.3策定)		最新値		情報提供課
	数値	基準日	数値	基準日	
各地区町内会自治会連合会における女性の会長の数と、役員(会長及び副会長)に占める女性の割合	0人	H23状況	0人	H27.4	市民生活相談課
	2.3%		3.2%		
女性公民館長の数(全35公民館)	5人	H23状況	5	H27.4	生涯学習課
自主防災組織における役員に占める女性の割合	8.0%	H20.11	—	—	防災安全課

松江市男女共同参画計画<後期実施計画>			平成26年度実施状況		
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課
①地域活動における男女共同参画の普及	ア 町内会・自治会役員における女性の参画の推進を図ります。 ・各地区町内会自治会連合会における女性会長、副会長数と割合 公民館の運営について、女性の参画を働きかけます。 ・女性公民館長の数	—	女性部や女性学級など女性を対象とした学習機会を設けるなど、女性が公民館運営に参画し易くなるような環境づくりを行っている。 《生涯学習課》 ・各町内会自治会連合会における女性の会長 0人(総数 29人)、女性の副会長 3人(総数66人) 《市民生活相談課》	公民館職員研修などを通して、公民館運営への女性の参画を働きかけていく。 《生涯学習課》 ・引き続き、町内会・自治会連合会を通じて、地域活動への男女共同参画の普及にむけて啓発を行う。 ・平成27年度松江市町内会・自治会連合会定期総会で、女性理事が参画しやすくなるような会則改正をした。 《市民生活相談課》	男女共同参画課 市民生活相談課 生涯学習課
	イ 各町内会・自治会及び各公民館への働きかけと講座・研修を実施します。	—	公民館区ごとに地区推薦の男女共同参画サポーターを置き、男女共同参画センターと連携して出前講座を開催した。	引き続き男女共同参画サポーターと連携して出前講座を開催していく。また、各地区のサポーターを中心に他地区と連携した事業の実施をめざす。	男女共同参画課
	ウ 男女共同参画に関するモデル的な公民館事業を積極的に支援し、情報誌等で紹介します。	—	・公民館区ごとに地区推薦の男女共同参画サポーターを置き、男女共同参画センターと連携して出前講座を開催した。 ・サポーターの活動の様子を情報誌で紹介した。 ブリエール9月号「生馬地区」 ブリエール3月号「竹矢地区」、「古江地区」	・引き続き男女共同参画サポーターと連携して出前講座を開催し、積極的に情報誌等で紹介していく。	男女共同参画課
②防災・災害へのとりくみの促進	エ 男女共同参画の視点を盛り込みながら、各地域で 防災学習会を行います。	—	H26.8.20広島市の土砂災害以降、市民の防災に関する関心がさらに高まり、自治会・町内会をはじめとした諸団体から、ハザードマップについてのことや、防災学習会(特に土砂災害について)の問い合わせ、依頼が増えた。学習会の中で防災における女性の参画の必要性についても引き続き呼びかけた。 H26年度/45回 1869人参加、H25/39回 1375人参加、H24/45回1,702人参加	引き続き男女双方の視点を盛り込みながら防災学習会を開催していく。	防災安全課
	オ 自主防災組織の役員に積極的に女性の登用及び促進を図り、災害時には女性の声が発見できる環境を整備します。	—	自主防災隊結成促進説明会時に男女双方の参画の必要性も説いている。女性が新しく結成された自主防災隊の役員や、すでに結成されている自主防災隊の隊長を務めるなど女性の参画が認められる。	既存の自治会をそのまま自主防災組織とするケースが多いため自治会役員に女性登用が少ないことも影響しているが、女性の声が発見できる環境整備について、今後力を注いでいく必要がある。 平成28年度において、各自主防災組織へ照会し、現状把握を行う。	防災安全課

松江市男女共同参画計画<後期実施計画>			平成26年度実施状況		
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課
	カ 災害時は、避難所運営委員会に男女の運営委員を配置し、男女双方の視点に立った避難所の設置と運営を行います。	—	避難所を開設する災害は発生しなかった。	男女双方の視点に立った避難所運営を啓発していく。	防災安全課
	キ 男女双方の視点に配慮した物資を備蓄します。	—	男女双方の視点に配慮した備蓄物資等の整備は年次計画を作成し、哺乳瓶や粉ミルク、生理用品、男女共用の大人用紙おむつ、尿とりパット等サイズ別に整備している。	引き続き年次計画を立て必要物資を備蓄していく。	防災安全課
	ク 家庭や地域での防災対策を現実的なものにするため、女性への防災教育の充実を図ります。	—	市民等からの防災学習会の開催依頼を受け、その講話内において男女の参画及び双方の視点の必要性を呼びかけている。	地域での学習会において女性の視点に立った内容で啓発を行う。	防災安全課
	ケ 女性消防団員の活躍の場を広げます。	—	第3回松江市消防操法大会で大会運営補助を行った。街頭での火災予防宣伝。幼稚園等において紙芝居を利用しての防火教育を実施。第19回全国女性消防団員活性化ちば大会及び鳥取・島根女性消防団交流会に参加し、女性消防団員の活動発表などにより活動の重要性を認識した。消防団防災学習用車両の取扱講習会に参加し、防災リーダーの資格を習得した。	女性消防団員として地域に出向き、火災予防普及啓発活動をはじめとして市民の安心安全な生活を守ることに繋がる活動を引き続き行う。	消防総務課
	コ 婦人防火クラブ(平成27年5月13日総会により女性防火・防災クラブに改名)の育成を図ります。)	—	婦人防火クラブは、6隊94名で構成されている。女性の視点から火災予防思想及び防災の普及啓発、防災訓練、住宅用火災警報器の設置促進など地域における活動に取り組む一方、活動を通じて、積極的に防災における男女共同参画の推進を図った。H26年度活動実績(住宅用火災警報器維持管理に係る調査の実施、中四国婦人防火クラブ連絡協議会地域研修参加、婦人防火クラブ結成促進活動)	地域において婦人防火クラブの重要性が認識された。今後も結成の促進を図るとともに、防火に限らず、総合防災力の強化を図るうえで必要不可欠な防災についても意識し各クラブにおいても積極的な活動につなげる。	予防課

基本課題	Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり
施策の方向	2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

【数値目標・継続して注視すべき数値】

数値目標	計画の現状値(H24.3策定)		最新値		目標値	担当課
	数値	基準日	数値	基準日		
10 男性職員の育児休業取得率(※2)	2.0%	H22実績	2.0%	H26実績	10.0%	人事課
11 妻が出産する男性職員のうち、「夫の育児参加休暇」(5日以内)を完全取得した職員の割合(※2)	4.4%	H22実績	4.0%	H26実績	100%	人事課

※2 松江市職員子育て支援プログラム

継続して注視すべき数値	計画の現状値		最新値		備考
松江市の女性労働力率	グラフで表示	H22国勢調査	—	—	男女共同参画課

松江市男女共同参画計画《後期実施計画》

平成26年度実施状況

具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課
①職場における仕事と生活の両立支援	ア 育児休業からの職場復帰準備セミナーを開催します。	—	妊娠・出産・子育て等を踏まえたワークライフバランスの実現に向けた講座を開催した。 「夫婦で考える、わがやの子育て」(29人うち夫婦10組) 「女性のこころと身体の健康について」(11人)	引き続き、妊娠・出産・子育て等を踏まえたワークライフバランスの実現に向けた講座を開催していく。	男女共同参画課
	イ ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業・事業所を情報誌等で積極的に紹介します。	—	市報松江10月号『仕事も大事、家族も大事、自分も大事』(福)島根ライトハウス、(株)テクノプロジェクト テレビ広報『照英のイクメンカフェ』(株)テクノプロジェクト、(株)長岡塗装店 プリアール5月号『ワークライフバランスの実現に向けて』島根ライトハウス プリアール特別号『もっとパパを楽しもう』(福)島根ライトハウス、(株)テクノプロジェクト、(大)島根大学、(株)山陰合同銀行	男女共同参画推進を宣言する企業を募集し、認定する。ホームページや情報誌等で紹介していく。	男女共同参画課
②国・県等と連携した周知啓発	ウ 男女共同参画センターで、国や県のとりくみや制度について情報提供し、資料を配置します。	—	男女共同参画センターで、厚生労働省、ハローワークマザーズコーナー等の資料を常備している。	引き続き、国や県の情報収集に努め、男女共同参画センター図書コーナーの充実にも努める。	男女共同参画課
	エ 国や県等と連携しながら講座を開催するなど、共催事業を実施します。	—	「松江市男女共同参画週間」について島根労働局共催、島根県後援により開催。 期間 平成26年11月24日(月・振休)～11月30日(日)	・国や県等との連絡会を開催し、連携した効果的かつ効果的な事業実施に努める。	男女共同参画課
	オ 職員が仕事と育児・介護を両立し、働きやすい職場環境を整備します。	—	介護休暇の取得状況 H26年度:1人 H25年度:0人 H24年度:0人 H23年度:0人 H22年度:0人 短期介護休暇(要介護者1人につき年5日以内)の取得状況 H26年度:20人 H25年度:10人 H24年度:11人 H23年度:6人	介護が必要となる事例は増加していくと考えられるため、引き続き介護休暇制度の周知に努めるとともに、取得しやすい職場環境づくりを進める。	人事課

松江市男女共同参画計画《後期実施計画》			平成26年度実施状況		
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課
③市役所の環境整備	カ 子育てサロンを開催し、育児休業中の職員への情報提供と復帰後の不安の軽減を図ります。	—	子育てサロンの開催回数 11回 延べ参加者数 20人 ・月1回開催 ・福利厚生室の保健師が同席し、育児相談を受ける ・庁内の近況や両立支援策についての情報提供	引き続き子育てサロンを開催し、育児休業中の職員への情報提供や復帰後の負担の軽減を図るとともに、子育てに関する、職員同士の情報交換等の場とする。	人事課
	キ 男性職員が育児休業を取りやすい環境を整備します。	10,11	【育児休業の年間(H26年度)の取得状況】 ※女性職員の育児休業新規取得者/年度中に子を出生した女性職員 = 23人/23人 取得率: 100.0% ※男性職員の育児休業新規取得者/年度中に子が出生した男性職員 = 1人/50人 取得率: 2.0% 【その他、育児に関する休暇取得状況】 参考 H26.1.1~H26.12.31に子が出生した男性職員数 50人 ※男性職員の育児参加休暇の取得者:10人 取得率:20.0% (うち完全取得者(5日間):2人 取得率 4.0%) ※妻の出産補助休暇取得者:22人 取得率:44.0% (うち完全取得者(4日間):2人 取得率4.0%) 子の看護休暇取得者:男性79人、女性89人	職員研修等により、子育てに関する支援制度の周知を図るとともに、制度の積極的な活用を促すよう管理職員にも働きかける。	人事課

基本課題	Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり
施策の方向	3 地域産業における男女共同参画の推進

【数値目標・継続して注視すべき数値】

継続して注視すべき数値	計画の現状値(H24.3策定)		最新値		情報提供課
	数値	基準値	数値	基準値	
家族経営協定締結件数	13件	H22累積	12件	H26累計	農政課

松江市男女共同参画計画<後期実施計画>			平成26年度実施状況		
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課
①女性農・漁業従事者の現状を考慮した支援	ア 「家族経営協定」の締結を促進し、女性農業従事者の地位向上を図ります。	—	平成26年度は、4名が新規就農したが、女性就農者はいなかったことや、配偶者のいる男性就農者もいなかったため、家族経営協定の締結はなかった。 ※協定締結数(H8～H26年度 累計)12家族 ※H22年度 0家族、H23年度 0家族、H24年度 1家族、H25年度 △2家族(経営締結時の経営主が死亡した為)、H26年度 0家族	女性農業者の能力を農業経営に十分に発揮できる手段として家族経営協定は有効なことから、新規就農者が婚姻し、配偶者が農業経営に参画する場合には、協定締結に向け積極的に促進していく。併せて、協定家族のフォローアップも実施していく。	農政課
	イ 農・漁業団体、農業委員等に積極的に女性の参画を図り、意欲を持って地域活性化に取り組める環境づくりを促進します。	—	《農政課》 松江市農山漁村地域活性化委員会の女性委員の登用促進を図り、委員数が改選前に比べ2名増の5名となった。 《農業委員会》 26年7月の改選で、引き続き2名の女性農業委員が就任した。 県内で開催された女性委員を対象とした研修会に、積極的に参加した。 《農政課》《水産振興課》 魚の消費拡大、漁村地域と都市との交流促進を目的に女性団体が実施する「魚の下ろし方教室」について、松江市農山漁村地域活性化補助金により支援を行った。	《農政課》《水産振興課》 今後も、女性による農山漁村地域の活性化の取り組みについて、女性活動支援の団体やグループ等に呼びかけを図る。 《農業委員会》 農委法の一部改正が現在(27年6月)審議されており、この中で女性委員の積極的な登用が検討されていることから、法定以降の委員改選時には十分な対応ができるよう、早めの環境づくりを行っていく。	農政課 農業委員会 水産振興課
	ウ 農業委員会機関紙等に、女性委員の活躍や感想など活動状況を掲載します。	—	女性委員の足立裕子委員と諏訪智子委員に農業委員会だより「あさつゆ」の原稿を依頼し、女性農業委員の登用状況や今後の活動の抱負について掲載した。(あさつゆ第31号)	今後も年1回は、農業委員会だよりに女性農業委員の活躍を紹介する。	農業委員会
②地域産業に関する情報の発信	エ 地域産業で活躍中の女性や、男女共同参画の視点を取り入れながら、地域に根付いた活動をしている団体を、男女共同参画センターが行う講座や情報誌等で積極的に紹介します。	—	地域産業のイメージアップに取り組んでいる団体の紹介記事を男女共同参画センター情報誌「プリエール」に掲載 プリエール12月号 しまね建設産業イメージアップ女子会	引き続き地域産業で活躍中の女性・女性団体や男女共同参画の視点を取り入れながら、地域に根付いた活動をしている団体の情報収集に努め、積極的に情報誌等で紹介する。	男女共同参画課

基本課題	Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり
施策の方向	4 女性のチャレンジ支援策の推進

松江市男女共同参画計画《後期実施計画》			平成26年度実施状況		
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課
①女性の就業機会の拡大	ア 商店街等で起業する際に家賃補助を行います。	—	チャレンジショップ事業として、中心市街地商店街及び商工会管内の空き店舗に事業者を誘致し、賃借料の一部を助成 36件(うち 女性9人)	引き続き商店街等での起業を促進し、就業機会の拡大を図る。	商工企画課 (産業振興課)
	イ 企業誘致を推進し、新たな雇用の場の拡大に努めます。	—	市外からの企業誘致 9件	引き続き企業立地(新設・増設)を推進し、雇用の場の拡大に努める。	定住企業立地推進課 (企業立地課)
	ウ チャレンジセミナーを開催し、再就職や起業の際のサポートをします。	—	再就職に必要な知識や心の準備を促すとともに必要なスキルを身につけるセミナーを開催した。 全8回 延べ参加者数 205人	ハローワークと連携し、実際の就業につながるよう実施する。	男女共同参画課
	エ 農・漁村女性グループによる加工製造業等への起業的活動のとりくみを支援します。	—	《水産振興課》《農政課》 とりくみ実績なし	《水産振興課》《農政課》 平成26年度はとりくみ実績はなかったが、引き続き女性活動支援の団体、グループ等に呼びかけを図っていく。	水産振興課 農政課
②多様な働き方に対する情報提供	オ 先進企業や事業所で取り組まれている、在宅勤務、テレワーク/SOHOなどを情報誌等で紹介するとともに、男女共同参画センターに制度に関する資料を配置します。	—	多様な働き方の1つである在宅ワークについて紹介するセミナーを開催した。 「新しい在宅ワークスタイル～初心者でも始められるWebデザイナーのススメ」 参加人数34人	多様な働き方の1つとして、在宅ワークを紹介するセミナーを開催する	男女共同参画課
	カ 再就職や、起業などのチャレンジにより活躍している女性や女性土木技師、男性保育士など、新しい分野で活躍している男女を情報誌で紹介します。	—	・建設業のイメージアップを目指す「しまね建設産業イメージアップ女子会」を情報誌で紹介 ブリエール1月号 ・保育士を目指す男性を情報誌で紹介 ブリエール2月号 渡部廉さん、吉川裕之さん(島根県立大学短期大学部松江キャンパス) ・消防士として活躍をする女性を紹介 ブリエール8月号 山下慶子さん(北消防署)、藤原郁香さん(南消防署)	様々な分野で活躍している人の情報収集に努め、積極的に情報誌等で紹介する。	男女共同参画課

基本課題	Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり
施策の方向	5 多様なライフスタイルに応える子育て支援、高齢者支援の充実

【数値目標・継続して注視すべき数値】

数値目標	計画の現状値(H24.3策定)		最新値		目標値	担当課
	数値	基準日	数値	基準日		
12 認可保育所定員数	5,420人	H23実績	6,375人	H27.4	6,400人	子育て課
13 通常保育実施箇所数	62箇所	H23実績	71箇所	H27.4	72箇所	子育て課
14 一時保育実施箇所数	39箇所	H23実績	47箇所	H27.4	50箇所	子育て課
15 延長保育実施箇所数	62箇所	H23実績	71箇所	H27.4	72箇所	子育て課
16 児童クラブ開設箇所数	38箇所	H23実績	42箇所	H27.5	43箇所	生涯学習課
17 なごやか寄り合い事業を実施している自治会数(※3)	450自治会	H23実績	549自治会	H26実績	500自治会	介護保険課
18 通所型介護予防事業の参加者数(※3)	450人	H23実績	701人	H26実績	2,500人	介護保険課

※3 松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

松江市男女共同参画計画<後期実施計画>			平成26年度実施状況		
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課
①幼稚園・保育所の整備	ア 保育所の整備を行います。	—	公立保育所の整備実績なし。	公立保育所新設の予定はない。	子育て課
	イ 幼保園の整備を行います。	—	施設運営については、職員でカリキュラムワーキングを開催し検討した。	適切な集団規模を確保し、発達年齢に応じた質の高い教育・保育が行えるよう、松江市における幼稚園・保育所(園)のあり方計画に基づき検討する。	子育て課
	ウ 民間保育所の施設整備支援を行い、待機児童の解消を図ります。	12.13	安心こども基金を活用し、民間保育所の整備を行い(H21~)H25.4.1から松江市の待機児童は解消した。 今後は老朽化した施設の改修等に軸足を置き、整備を行うこととし、平成26年度においては、改築1件、増改築1件(定員20人増)を実施した。	H27.4.1時点も待機児童が0であったことから、引き続き老朽化した施設の改修等に軸足を置き整備を行う。	子育て課
②放課後の児童に対する施策の充実	エ 児童クラブの整備を行います。	16	未開設校区であった島根地区において、平成27年4月1日から児童クラブを開設できるよう調整を図った。	待機児童の解消・狭隘な受け入れ環境の改善など、適正なクラブ運営ができるような環境改善を検討する。	生涯学習課
	オ 放課後子ども広場の充実を図ります。	—	自由遊びプラスワンとして、積極的に地域の方との交流を図ったり様々な体験活動ができるような場の提供を目指し、スタッフ研修や情報誌の発行などによる支援を行った。	児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、子ども広場の内容充実を図る。研修会の実施や情報共有の場の提供などにより支援していく。	生涯学習課
③次世代育成支援行動計画の実施と連携した多様なニーズに対応できる子育て支援	カ 幼稚園での預かり保育、一時預かり保育、3歳児保育の拡充を行います。	—	市立幼稚園での預かり保育等の状況(幼保園を含む29園中) 預かり保育 9園(H25 9園) 3歳児保育 29園(H25 29園) 特別支援幼児教室 6園 9クラス(H25 6園 9クラス) 一時預かり保育 27園(H25 29園)	・全公立幼稚園で3歳児保育を行っている。 ・一時預かり保育については、4.5歳のみ実施していたが、H26から3歳児に対して2学期・3学期に実施。 ・H26年4月から城西幼保園に特別支援幼児教室を2クラス設置する。 ・預かり保育について9園実施しているが、利用者数が減少傾向にあり、実施のあり方について検討する。	子育て課

松江市男女共同参画計画《後期実施計画》			平成26年度実施状況		
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課
	キ 保育所での一時保育、延長保育、休日・夜間保育、病児病後児保育等の充実を図ります。	14.15	認可保育所(園)では、就労形態の多様化に伴う様々な保育ニーズに対応するため、特別保育を行っている。 一時保育(※1)利用者数 24,133人 特定保育(※2)利用者数 14,744人 延長保育利用者数 116,579人 休日保育利用者数 331人 夜間保育実施施設 1箇所 病児・病後児保育 利用者数 5,712人 実施箇所数 5箇所 夜間緊急時一時預かり保育 利用者数 17人 実施箇所数 1箇所(松江赤十字乳児院)	・夜間緊急一時預かり保育はH26をもって廃止した。ショートステイ・トワイライトステイ実施に向けた取り組みを行っている。	子育て課
	ク 子育て支援センターや児童館事業の周知と充実を図ります。	—	《子育て課》他施設や地域と共催して行事を行い、広範囲での利用者があった。 年間利用者数 東津田児童館 16,567人 八雲児童センター 8,186人 《子育て支援センター》 子育て支援センター(市内9か所) 利用者106,490人	・ホームページ等で周知を行っていく《児童館》 引き続きセンターだよりやホームページ、ツイッター、市報等で支援センターの周知を行っていく。《子育て支援センター》	子育て課 子育て支援センター
	ケ ファミリーサポート事業の会員の増加を図ります。	—	一時的に子どもを預けたい人(おねがい会員)、預かる人(まかせて会員)などによる子育ての相互援助活動を行う目的で実施。支援内容が多岐にわたるようになり、いろいろなケースに対応できるように講習会、養成講座等で学習しスキルアップにつなげた。 会員数 おねがい会員 1,218人 (H25 1,196人) まかせて会員 284人 (H25 292人) どっちも会員 149人 (H25 151人) 活動件数 2,776件 (H25 2,097件) 講習会 2回、交流会 1回、援助会員養成講座 6回、入会説明会 12回実施	・会員を増やすためチラシや市報で周知し、会員数は微増しているが、まかせて会員の活動できる会員を増やす必要がある。利用件数は増加した。	子育て支援センター
	コ 訪問型子育てサポート事業の定着化を図ります。	—	子育てホームサポーターが、妊娠中や就学前児童を養育している家庭を訪問し、一時的に育児や家事支援を行う目的で実施。 子育てホームサポーター(認定証交付者) 209人(H26.3.31現在) 年間利用件数 1,009件(H25 809件) 市報まつえ、センター情報誌、チラシ等により事業の周知を行っているほか、健診時や児童館等にリーフレットを配布した。	活動できるサポーターを増やすことが必要である。	子育て支援センター
	サ 他機関が実施している児童乳幼児の預かり制度等(シルバー人材センター、認可外保育所等)子育て支援のとりくみも紹介します。	—	・ホームページに市内認可外保育施設の一覧を掲載した。子育て課窓口で一覧、施設が作成したチラシを配布した。	・引き続き認可外保育施設の紹介を行う。	子育て課
	シ ひとり親家庭の相談等支援の充実を図ります。	—	・母子父子自立支援員による相談の実施 相談件数 1,060件(H25 1,278件)、うち父子家庭相談件数 6件 ・ひとり親家庭日常生活支援事業制度の普及・広報 ・母子家庭自立支援給付金および父子家庭自立支援給付金 助成件数 16件(H25 20件)、うち父子家庭への助成件数 0件 ・ひとり親家庭高校通学費助成 助成件数 403件(H25 354件)、うち父子家庭への助成件数 29件 ・ひとり親家庭への児童扶養手当の支給(3月末時点) 支給資格者 1,920人、うち受給者 1,764人(うち、父子家庭受給者 101人) (H25 1,947人、1,798人)	・関係機関との連携を密にし、相談体制の強化、充実を図る。 ・H26年10月に母子及び父子並びに寡婦福祉法が施行され、父子家庭に対する支援が拡大したが、母子と比較して認知度が低いので広報していく必要がある。	保健福祉課
	ス 地域における子育て支援活動に対して積極的に支援を行います。	—	子育て中の親子や子育て支援者(母子保健推進員、児童民生委員等)を対象に、依頼に応じて地域の公民館に出かけ出前講座を行う。実施回数 15回 参加総人数 360人	地域の子育て支援者との連携を図ると共に支援者が活躍できる場を提供し、子育て力の向上を図っていく。	子育て支援センター

松江市男女共同参画計画《後期実施計画》			平成26年度実施状況		
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課
	セ 子育て支援の活動をしているボランティアやNPOなどの市民団体等との連携を図ります。	—	市民ボランティアの豊かな経験と専門性を生かした親子のつどいを開催し、活動の場を提供する。 ・あいあいわいわいおしゃべり会月1回、参加者数 637人、 おもちゃの病院月1回依頼件数 308件 親子で絵本を楽しむ会月1回参加者数 655人 おとあそび月1回参加者数 638人 親子ふれあいあそび～お父さんと一緒に遊ぼう～年4回参加者数222人 まつえ手作り布絵本の会年6回参加者数 108人 (子育て支援センター)	引続き、ホームページ・市報・ツイッター等での情報提供を行っていく。 (子育て支援センター)	子育て支援センター 男女共同参画課
④高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく施策の推進	ソ 高齢者の住まいと介護サービスの充実強化を図ります。	—	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備支援等を実施した。	地域密着型特別養護老人ホーム2か所等が整備された。 今後も、地域密着型特別養護老人ホーム等の整備支援等を行う	介護保険課
	タ 健康づくりと介護予防の推進・認知症対策を進めます。	17,18	《健康づくり・介護予防の取り組みの強化》 一次予防事業、二次予防事業の拡充・推進を行った。 《認知症対策の強化》 もの忘れ等診察の取り組みによる早期対応として、市医師会と連携し実施。 まめなか?チェックの結果から認知機能、うつ、生活機能項目のいずれかの項目に該当した人に、かかりつけ医への受診を促し、認知症の早期対応を推進した。 認知症サポーターキャラバンの一環として、認知症サポーター養成講座を実施。認知症を理解し、認知症の人や家族を応援する「認知症サポーター」を養成する講座を開催した。	《健康づくり・介護予防の取り組みの強化》 なごやか寄り合い事業の実施は、目標に達しているため、維持・継続できる支援を続ける。 通所型介護予防事業の参加者は、少しずつではあるが、増えてきている。今後も介護予防の意義について、啓発・勸奨を積極的に行っていき、自発的な参加促進の工夫をする。 《認知症対策の強化》 もの忘れ等診察は、平成26年度351件の受診のうち、37件の認知症またはその可能性、うつ状態等を把握し、早期対応につながっている。 認知症サポーター養成講座は、平成26年度末で12,960人の「認知症サポーター」を養成。今後も継続して実施をする。認知症の理解を深め、認知症の症状に応じた適切なサービスが受けられるよう「認知症ガイドブック」を作成する。	介護保険課
	チ 医療との連携強化を図ります。	—	地域包括支援センターが中心となって、入退院時に関係者会議(カンファレンス)の開催。 地域で関係機関、関係者が連携を取りながら、高齢者の生活を支える。 市医師会と連携をして、もの忘れ等診察の取り組みによる認知症の早期対応を実施。	引き続き開催・実施する。	介護保険課
	ツ 様々な生活支援サービスの充実・強化を図ります。	—	《地域包括支援センター》 職員及び介護従事者の資質向上のため、研修会、事例検討会を実施。 総合相談窓口で対応した個別事例について、関係機関や地域の関係者等と連携し課題解決を図った。	引き続き研修会や事例検討会等を実施する。 新しい総合事業の実施に向けて、様々な生活支援サービスの充実、強化を図る。	介護保険課

※1 一時保育…児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であって、保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を対象とした保育

※2 特定保育…就労、就学、職業訓練、NPO活動(特定非営利活動)により、児童の保護者のいずれもが、一定程度(1か月当たり64時間以上)の日時について当該児童を保育することができないと認められ、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる就学前児童を対象とした保育

基本課題Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものですが、男女共同参画社会の実現という視点から見た場合、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に固定的な性別役割分担につながっているものもあります。これに気づき、見直していくことができるよう、さまざまな学習機会を設けるとともに、男女共同参画に関する情報提供を行うなど、広く呼びかけることが必要です。

また国の「第3次男女共同参画計画」において「男性、子どもにとっての男女共同参画」が重点分野となっており、子どもの頃から男女共同参画の理解を促すことが重要です。

そのために、学校教育、社会教育の果たす役割は極めて大きいものがあります。学校はもとより、地域、家庭、地域などあらゆる教育・学習の場での男女共同参画の視点が求められています。

【松江市の現状と今後の対応】

✚ 拠点施設での講座の実施及び情報発信 (P. 40)

松江市男女共同参画センターでは、年間を通じてまつえ市民大学特別コース「男女共同参画コース」等の各種講座を開催しました。今後も効果的な講座の検討をしていきます。

また、松江市男女共同参画センター情報誌「プリエール」や同ホームページを活用し、国・県や各種団体に関する情報など男女共同参画に関する様々な情報の収集と情報発信の充実に努めます。 **指標 19**

✚ 各地域や団体など、対象者に即した出前講座の実施 (P. 40)

松江市男女共同参画センターでは、市民の方に地域や職場などの身近な場所で男女共同参画について考える機会を提供する出前講座・ミニ出前講座を開催しました。各地区民生児童委員等を対象としたDV講座、公民館の乳幼児学級など子育て世代を対象とした講座を実施しています。引き続き、男女共同参画サポーターと連携し、地域のニーズに合った出前講座の開催に努めます。 **指標 20**

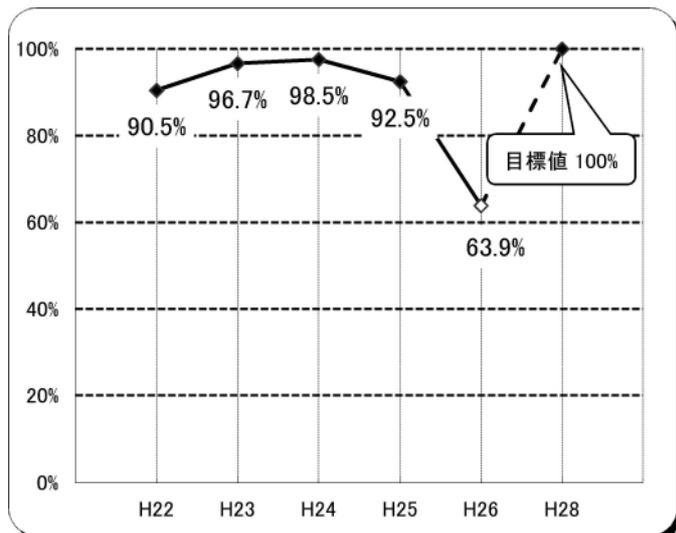
✚ 男性を対象とした男女共同参画学習の実施 (P. 40、41)

定年退職期や子育て中の男性を対象とした講座を実施しました。参加者等によるネットワークづくりを行い、それらを通してさらなる男性の地域参加や家事参加となるような仕組みづくりをめざします。

✚ 松江市男女共同参画週間事業の実施 (P. 41)

平成26年11月24日(月・振休)から11月30日(日)に「松江市男女共同参画週間」を設定し、講演会、企画展示、JR松江駅前でのPRなど、集中的な啓発活動を行いました。また、共創の視点から、市民団体や先進的な取組みを行っている企業等を中心とした松江市男女共同参画週間企画委員会を立ち上げました。引き続き、意見交換をしながら効果的な事業について検討していきます。

指標19 男女共同参画センターにおいて実施する講座の定員に対する受講者の割合



男女共同参画課

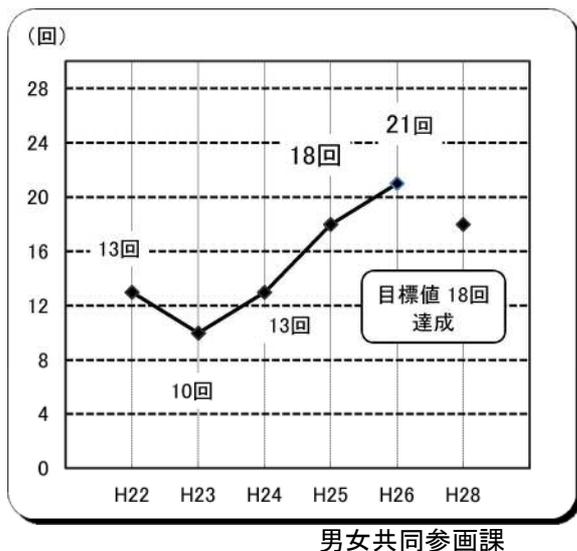
《指標の説明》

・松江市男女共同参画センターで実施する講座の定員充足率です。
 対象講座は、まつえ市民大学特別コース「男女共同参画コース」、チャレンジセミナー、男女共同参画フォーラムです。

平成26年度男女共同参画センター 学習講座

区分	講座数	定員	参加者	備考
まつえ市民大学 「男女共同参画コース」	3	100人	58人	男女でともに創る暮らしと健康 イマドキの恋愛について語りませんか～デートDVを学ぶ～ 『古事記』にみる女たち男たち
チャレンジセミナー	5	30人	25人	①自分の良いとこ再発見！
		30人	21人	②スペシャリストに聞く～求める人材・働き方
		30人	34人	③どうなる？これから先の働き方と社会保険
		30人	22人	④好印象を与えるメイク術
チャレンジセミナー PART II (実践編)	3	40人	17人	⑤今、踏み出そう！輝く自分になるために
		25人	30人	①次へとつながるビジネスマナー
		25人	26人	②再就職に役立つところからだの健康づくり
男女共同参画フォーラム	1	300人	146人	③話方でイメージアップ
合計		640人	409人	講演「違いを認めて人生を豊かにする方程式」

指標20 年間に実施する出前講座の回数



《指標の説明》

・松江市男女共同参画センターが、市民活動センター以外の場所で地域住民を対象に提供する男女共同参画をテーマにした「出前講座」の年間提供回数です。

《現状値の説明》

・平成26年度に実施したの出前講座・ミニ出前講座の回数(21回)です。

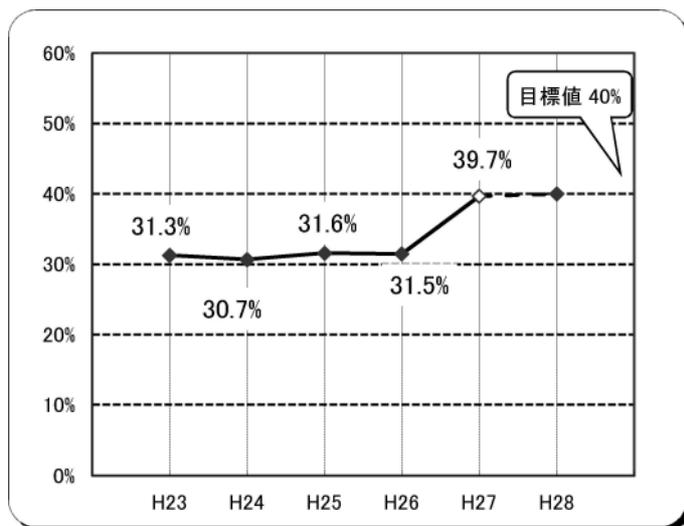
平成26年度男女共同参画センター 出前講座

開催地域・受入団体	開催日	参加者	テーマ
城西地区 民生児童委員	9月26日	18人	DVについて
川津・朝酌・持田 民生児童委員	10月28日	46人	DVってなに？
松江高専	10月31日	165人	デートDVをなくすために
島根大学	11月14日	250人	デートDVをなくすために
松江女子高	12月5日	94人	ステキな恋愛法則を学ぼう
竹矢幼稚園 園児の保護者	12月24日	14人	あなたに伝えたい大切なこと
松江の未来を担う 女性人材を育む会	1月29日	9人	日本の未来は女性が創る

ミニ出前講座

開催地域・受入団体
鹿島子育て支援センター
東出雲子育て支援センター
城北公民館
春日会館
西宗寺(上東川津)
生馬公民館
松江商工会議所
城西公民館
おもちゃの広場
東長江公民館
城東公民館
浜佐田灘公民館
松江南商工会
川津公民館

指標21 小中一貫教育地域推進協議会委員、学校評議員に占める女性の割合



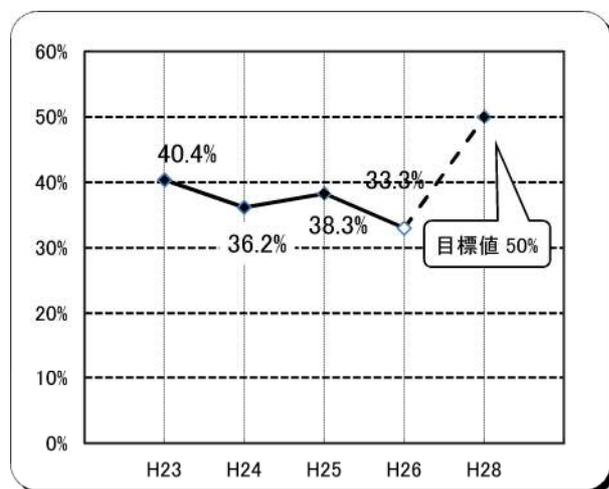
学校教育課

《指標の説明》

・松江市立小中学校の小中一貫教育推進協議会委員及び松江市立女子校の学校評議員全体に占める女性の割合です。

	総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合
平成26年度	352	111	31.5%
平成27年度	378	150	39.7%

指標22 松江市立中学校の生徒会における役員（会長及び副会長）に占める女性の割合



男女共同参画課

《指標の説明》

・松江市立中学校16校の生徒会における役員（会長及び副会長）に占める女性の割合です。

《最新値の説明》

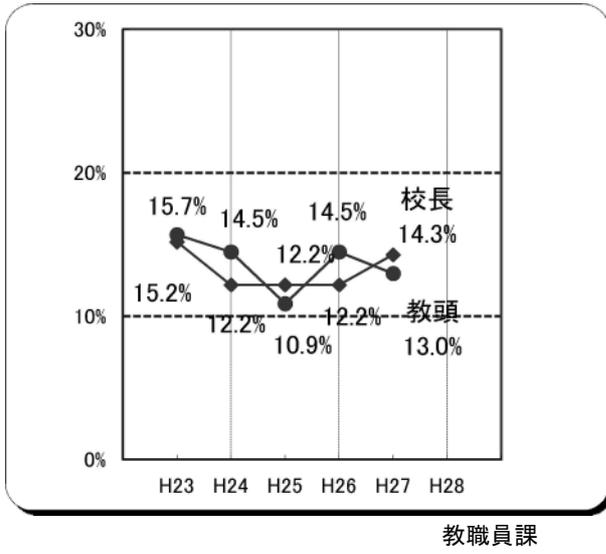
・平成26年10月の状況です。
 ・役員総数は48名、このうち、女性の役員（会長及び副会長）は16名で、役員に占める女性の割合は33.3%です。
 ・女性役員のいない学校は1校でした。

《参考》

・女性の会長 1名

注視する数値

松江市立小・中学校の校長及び教頭に占める女性の割合



《指標の説明》

・松江市立小（34校）・中学校（16校）における校長及び教頭に占める女性の割合です。

《最新値の説明》

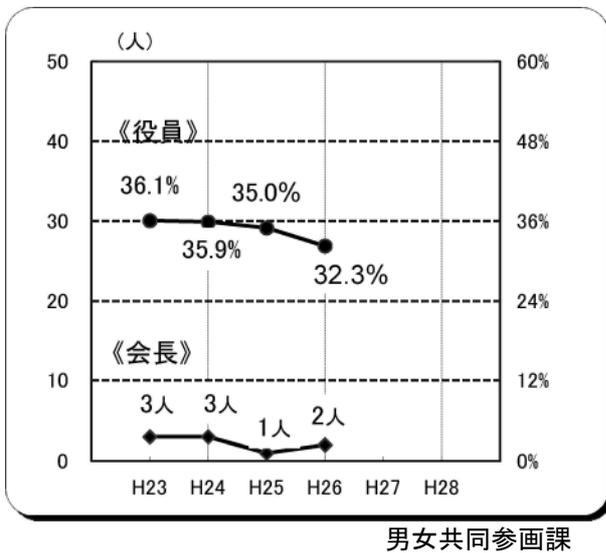
- ・平成27年4月1日現在
- ・校長49人中7人が女性で、14.3%です。
- ・教頭54人中7人が女性で、13.0%です。

平成27年4月1日現在				
		総数(人)	内、女性(人)	女性の割合
小学校	校長	33	5	15.2%
	教頭	35	6	17.1%
中学校	校長	16	2	12.5%
	教頭	19	1	5.3%
計	校長	49	7	14.3%
	教頭	54	7	13.0%

※教頭を2人以上おいている学校もあります。

注視する数値

松江市PTA連合会に加入する団体における女性のPTA会長の数と、役員に占める女性の割合



《指標の説明》

- ・松江市PTA連合会に加入するPTAの女性の会長の数と、役員（会長52人、副会長149人）に占める女性の割合です。
- ・松江市立小中学校の各PTA（49団体）及び島根大学教育学部附属小中学校の各PTA（2団体）の状況です。

《最新値の説明》

- ・平成26年10月の状況です。
- ・女性の会長は2名です。
- ・役員総数は201人（会長52人、副会長149人）で、このうち女性の役員は45名で、役員に占める女性の割合は32.3%です。

基本課題	Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり
施策の方向	1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

【数値目標・継続して注視すべき数値】

数値目標		計画の現状値(H24.3策定)		最新値		目標値	担当課
19	男女共同参画センターにおいて実施する講座の定員に対する受講者の割合	90.5%	H22実績	63.9%	H26実績	100.0%	男女共同参画課
20	年間に実施する出前講座の回数	13回	H22実績	21回	H26実績	18回	男女共同参画課

松江市男女共同参画計画<<後期実施計画>>			平成26年度実施状況			
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課	
①拠点施設での講座の実施及び情報発信	ア 男女共同参画センターで、男女共同参画の意識づくりのために、市民大学男女共同参画コース等の各種講座を実施します。	19	男女共同参画センターにおいて年間を通じ各種講座等を開催 別表①参照	ワークを取り入れた参加型の講座の充実を図るなど、より効率的な講座を検討する。	男女共同参画課	
	イ 男女共同参画の視点に立った情報誌の発行や資料の作成を行います。	—	・男女共同参画センター情報誌「プリエール」を毎月発行し、関連トピックやセンター事業の予告・報告記事を掲載した。 発行部数：各月630部 配布先：まつえ男女共同参画ネットワーク会員、各公民館、市内公共施設等 ・松江市男女共同参画週間にあわせ、プリエール特別号を作成。街頭配布や各企業への配布をおこなった ・男女共同参画センターのカウンターなどに、条例パンフレットや様々な講座のチラシを備えて市民に提供している。 ・各種啓発パネル等を作成し、様々なイベントへ参加・展示を行った	・国・県や各種団体に関する情報など男女共同参画に関する様々な情報の収集に努め、情報誌の充実を図る ・各種イベント等へ参加し、啓発展示等行う	男女共同参画課	
	ウ 男女共同参画センターのホームページを充実させるなど、インターネットを活用して情報を発信します。	—	・松江市女性の活躍促進プロジェクトとして、松江市の女性の状況データ等の公表に努めた 就業率、方針決定過程への参画状況等 ・男女共同参画課、男女共同参画センターのホームページの見直しをはかった	男女共同参画に関するデータや男女共同参画推進する企業等に関する情報を発信する	男女共同参画課	
②各地域や団体など、対象者に即した出前講座の実施	エ 子育て世代や高齢者など、その団体や地域のニーズにあった出前講座を実施し、男女共同参画の意識づくりを行います。	20	別表①参照	各地区の男女共同参画サポーターと連携し、地域のニーズにあった出前講座の開催を行う	男女共同参画課	
③男性を対象とした男女共同参画学習の実施	オ 男性(特に、定年退職した男性や子育て中の男性など)を対象とした男性の働き方、生き方に関する講座を実施します。	—	・子育て期の男性講座「パパと一緒にクッキング」「パパのためのベビーマッサージ」を開催 ・定年期の男性を対象とした講座「50代、60代男のスターティングノート」「あなたもそば打ちに挑戦」を開催。	定年期並びに子育て期の男性を対象とした講座を開催する	男女共同参画課	
	カ 講座受講生の集まりの会(フォローアップ研修)を実施します。	—	定年期の男性を対象とした講座参加者を対象に交流会を設けた	男性講座参加者を対象に集まりの会を企画実施する	男女共同参画課	

松江市男女共同参画計画<後期実施計画>

平成26年度実施状況

具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課
	キ 家事、育児、介護などに関する学習の場に多くの男性が参加できるよう積極的な呼びかけを行い参加を促します。(育児休業からの職場復帰準備セミナー、子育て支援センター事業、プレパパ・プレママ教室、介護実習等)	—	・仕事・子育て両立支援セミナーのうち1回を土曜日に開催し、夫婦での参加を呼び掛けた(参加29名内10組が夫婦) ・男性向け講座は全て土曜日開催とした。企業を通じてあるいはジムや温泉施設など、男性の目に止まりやすい場所へのチラシ設置等につとめた(男女共同参画課)	講座内容に応じて、企業等を通じての参加案内等に努める(男女共同参画課)	男女共同参画課 健康福祉部各課
④行政刊行物の表現への配慮	ク 市報など、市が発行する刊行物やチラシの内容・表現について、発注時に周知するなど、男女共同参画の視点から点検を行います。	—	・人権や男女共同参画に配慮した表現、イラスト、カット、写真等を、発注課が受注者と十分協議して作成するよう指導した。《契約検査課》 ・市報などの刊行物や、インターネットの内容・表現については、日常的に男女共同参画の視点から点検を行っている。(秘書広報課)	・人権や男女共同参画に配慮した表現、イラスト、カット、写真等を、発注課が受注者と十分協議して作成するよう今後も指導する。《契約検査課》 ・市報などの刊行物やインターネットの内容・表現について、引き続き点検を行う。(秘書広報課)	男女共同参画課 秘書広報課 契約検査課
	ケ 人権の視点からの研修、周知をします。	—	「人権の観点からの公的表現の手引き」を庁内LANに掲載し、職員がいつでも閲覧できるようにしている。(人権施策推進課)	職員研修等においても、公的表現について周知、啓発を行う。(人権施策推進課)	男女共同参画課 人権施策推進課
⑤市職員への意識啓発	コ 新規採用職員を中心に、男女共同参画についての研修を実施します。	—	新規採用職員研修で、男女共同参画について講義を行った。 受講者数 27人 (人事課)	引き続き、新規採用職員研修で男女共同参画についての研修を実施する。 (人事課)	人事課 男女共同参画課
	サ 「市職員のための男女共同参画読本」の改訂を行い、職員に周知します。	—	平成24年8月に改訂し、職員研修時などに配布するとともに、庁内LANに掲載し、職員がいつでも閲覧できるようにしている。	最新の情報収集に努め、適宜改訂を行う。	男女共同参画課
	シ 市職員を対象として、男女共同参画に関する意識調査を行います。	—	平成25年実施		男女共同参画課
⑥松江市男女共同参画週間事業の実施	ス 「男女共同参画都市宣言」「日本女性会議2011松江」を記念し、毎年10月に「松江市男女共同参画週間」を設定します。	—	・平成26年度男女共同参画週間を11月24日(月・振休)から11月30日(日)に設定。 別紙③参照 ・地域・企業とともに取組みを進めるため、企画委員会を立ち上げ、意見交換会を開催した。	引き続き、地域・企業等と連携して意識啓発を図っていく。	男女共同参画課
	セ 期間中にフォーラムや展示、PRなど集中的な啓発を行います。	—	・秋に開催していたフォーラムと冬場に開催していたまつえ男女共同参画ネットワークによるプリアールフェスティバルと合同開催とし、集中的な啓発事業とした 【主な事業】 基調講演、ワークショップ、情報誌特別号の発行、街頭啓発ほか 別紙③参照	引き続き、地域・企業等と連携して意識啓発を図っていく。	男女共同参画課

基本課題	Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり
施策の方向	2 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の推進

【数値目標・継続して注視すべき数値】

数値目標	計画の現状値(H24.3策定)		最新値		目標値	担当課
	数値	基準日	数値	基準日		
21 小中一貫教育地域推進協議会委員、学校評議員に占める女性の割合	31.3%	H23実績	39.7%	H27.4実績	40.0%	学校教育課
22 松江市立中学校の生徒会における役員に占める女性の割合	40.4%	H23実績	33.3%	H26.10実績	50.0%	学校教育課

継続して注視すべき数値	計画の現状値		最新値		情報提供課
	数値	基準日	数値	基準日	
松江市立小・中学校の校長及び教頭に占める女性の割合	14.3%(校長)	H23状況	14.3%(校長)	H27.4.1	教職員課
	14.5%(教頭)		13%(教頭)		
松江市PTA連合会に加入している、小・中学校における女性PTA会長の数と、役員(会長及び副会長)に占める女性の割合	3人	H23状況	2	H26.10.1	男女共同参画課
	36.1%		32.3%		

松江市男女共同参画計画《後期実施計画》			平成26年度実施状況		
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課
①男女平等教育の推進	ア 性別による固定的な役割分担にとらわれない教育や進路指導を実施します。	—	各校において主旨に配慮した進路指導を行っている。(学校教育課)	今後も主旨を配慮した進路指導を行う。(学校教育課)	学校教育課 人権施策推進課
	イ 家庭科教育、道徳教育、性教育、福祉教育、防災教育などあらゆる教育活動を通じて、男女平等教育を推進します。	—	各校において、家庭科教育、道徳教育、性教育などあらゆる教育活動を通して、男女平等教育を推進している。《学校教育課》 各学校では、人権課題の「女性」に関する教職員研修を実施している(小学校8校、中学校6校)。また、特別活動・総合的な学習の時間・道徳の時間に人権課題の「女性」に関する学習を行っている(小学校10校、中学校6校)。《人権施策推進課》	各校において、家庭科教育、道徳教育、性教育などあらゆる教育活動を通して、男女平等教育を推進している。《学校教育課》 人権課題の「女性」に関する教職員研修・児童生徒の学習の機会が増えるように情報提供や支援を行う。《人権施策推進課》	学校教育課 人権施策推進課 防災安全課
②学校を取り巻く場での男女共同参画の推進	ウ 生徒会において男女共同参画を推進します。	22	松江市立中学校16校 役員(生徒会長・副会長)総数50名 女性の役員20名 女性の割合40%	引き続き推進する。	学校教育課
	エ PTA役員において男女共同参画を推進します。	—	市P連に母親委員会を設置し、研修会などを通して女性の参画を促進している。 講演会8月31日(52名)、研修会12月7日(52名)2月15日(42名) 《生涯学習課》	研修会などを通して、PTA(執行部)役員に女性(母親)の参画を働きかけていく。 《生涯学習課》	生涯学習課
	オ 小中一貫教育推進協議会委員及び学校評議員において男女共同参画を推進します。	21	構成員の女性の割合を40～60%となるよう、地域推進協議会会長等連絡会で男女比率の改善について協議を行うなど各学園に対して働きかけを行った。 各中学校区委員及び女子高の学校評議員の平成27年4月の割合は次のとおりである。 ＜H27.4実績＞ A校区 37.9% B校区 40.0% C校区 42.9% D校区 30.0% F校区 33.3% G校区 44.0% H校区 50.0% I校区 47.8% J校区 43.3% K校区 42.9% L校区 42.1% M校区 52.4% N校区 29.6% O校区 38.1% P校区 40.0% Q校区 33.3% 女子高 50.0%	各地区の選出の際、公民館長やPTA会長など施設の長や役員に限定せず、女性の推薦を依頼し、公民館代表者やPTA代表者などとして選出するなどの指導を今後も行う。	学校教育課

松江市男女共同参画計画《後期実施計画》			平成26年度実施状況		
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課
③教育関係者への男女共同参画の視点に立った講座の実施	カ 学校保護者、教職員、保育所職員、幼稚園教諭等を対象として男女共同参画に関する講座を実施します。	—	・保護者を対象とした出前講座を実施。 竹矢幼稚園 保護者「あなたに伝えたい大切なこと」 参加者数14人	学校及び市PTA連合会等と連携し、教育関係者への男女共同参画の視点に立った出前講座を実施を検討する。	男女共同参画課
④男女共同参画の視点に立った生涯教育の推進	キ まつえ市民大学において男女共同参画に関する講座を開催します。	—	・まつえ市民大学に特別コース《男女共同参画コース》を設けた。 別表①参照 開催数 3回、受講延べ人数 58人 《男女共同参画課》	特別コース《男女共同参画コース》は設置せず、地域に出向いて行う出前講座の拡充をはかることとする	市民活動センター 男女共同参画課
	ク 各公民館において、男女共同参画に関する講座を開催し、地域活動に活かしていきます。	—	女性部や女性学級を設けて、女性を対象とした主催事業を実施。《生涯学習課》	福祉や防災などの地域活動に女性が積極的に参画している。《生涯学習課》	生涯学習課

基本課題	Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり
施策の方向	3 男女共同参画に関する情報整備

【数値目標・継続して注視すべき数値】

数値目標	計画の現状値(H24.3策定)		最新値※		目標値	担当課
	数値	基準日	数値	基準日		
23 男女共同参画という言葉を知っている市民の割合	78.7%	H22.10	—	—	90.0%	男女共同参画課
24 松江市男女共同参画推進条例の存在を知っている市民の割合	39.6%	H22.10	—	—	70.0%	男女共同参画課
25 社会全体において、男女の地位が平等であると感じる市民の割合	10.3%	H22.10	—	—	30.0%	男女共同参画課
26 「男は外で仕事、女は家で家事・育児」といった、従来からの男女の固定的役割分担意識に否定的な市民の割合	58.6%	H22.10	—	—	70.0%	男女共同参画課
27 児童・生徒の意識調査で、家事分担について「①男女が力をあわせてやるのがよい」「②男女のできる人がやるのがよい」と答えた子どもの割合	①37.0%	H16.9	—	—	80.0% (①と②の合計)	男女共同参画課
	②26.8%					

※市民意識調査(H27実施)、児童・生徒意識調査(H26実施)による。

松江市男女共同参画計画<後期実施計画>			平成26年度実施状況		
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管課
①男女共同参画に関する調査の実施	ア 市民意識調査を実施します。	23,24 25,26	平成27年度実施予定 ※前回実施:平成22年度 調査結果は、報告書にまとめて公表している。 ※平成7年度から5年毎に実施	平成27年度実施。 ・次期男女共同参画計画策定資料として活用	男女共同参画課
	イ 児童生徒を対象とした意識調査を実施します。	27	平成27年度実施予定 ※前回実施:平成16年度 調査結果は、報告書にまとめて公表している。 平成6年度から概ね10年ごとに実施	平成27年度実施 ・次期男女共同参画計画策定資料として活用	男女共同参画課
②男女共同参画に関するデータの収集	ウ 国や県などが実施する意識調査など、男女共同参画に関するあらゆるデータを収集してデータベース化します。	—	男女共同参画関連データを収集し、日常的に業務で参照できるよう管理している。	本市における男女共同参画に関するデータをまとめて資料またはホームページに掲載し、啓発につなげる。	男女共同参画課
	エ 市の男女共同参画の推進状況について、経年変化がわかるような形でデータベース化します。	—	市の男女共同参画の推進状況について、データベース化している。 松江市統計情報データベース http://ntoukei.city.matsue.shimane.jp/	本市における男女共同参画に関するデータをまとめて資料またはホームページを作成し、啓発につなげる。	男女共同参画課

基本課題	Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり
施策の方向	4 国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり

松江市男女共同参画計画《後期実施計画》			平成26年度実施状況		
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管課
①国際的なとりくみについての情報提供	ア 国連における世界的な動きや各国の男女共同参画状況を把握し、情報提供します。	—	世界的な動きや各国の男女共同参画状況の情報収集に努めている。	引き続き、情報収集に努め、各種啓発活動の際に情報提供を行います。	男女共同参画課
②多文化共生の視点に立ったまちづくり	イ 松江市在住の外国人に対しての、相談業務や生活支援の講座や研修などを行います。	—	災害時外国人サポーター養成講座を島根県、しまね国際センター、島根大学と共同で実施した。	引き続き、外国人の生活支援のための事業に取り組む。	国際観光課

基本課題Ⅳ 男女共同参画の視点での人権施策のとりのくみ

暴力はその対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

ストーカーやDVによる被害が年々増加しており、当該法律の改正等の整備をはじめ、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりが重要となります。

また、男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことが大切です。生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。

【松江市の現状と今後の対応】

✚ 人権尊重の意識づくりのための研修等、啓発の実施 (P. 5 0)

地域、学校、企業関係者等が参加する「人権を考える市民の集い」を松江市男女共同参画週間において実施し、人権尊重の啓発を行うとともに、男女共同参画に関するパネル展示や啓発用冊子を参加者等に配布し、情報提供を行いました。

✚ 相談体制の充実 (P. 5 0)

松江市男女共同参画センターにおいて、専任相談員を配置し女性相談を実施しています(平成26年度相談件数 432件。うちDV21件)。また、相談者のケースに応じて専門相談を行っています(法律相談 57件、カウンセリング58件)。

家庭相談室では、DVや児童虐待、障がい者虐待、心の健康相談等、広く家庭内の問題の相談を受け付け、関係機関と連携し必要な支援を行っています。特にDV被害者等への支援については、関係各課との調整を図り、市役所での各種事務手続きが1か所で行えるワンストップサービスを行っています。さらに、消費・生活相談室にも専任相談員を配置し、消費・生活にかかる相談を受け付けています。

近年、相談内容が複雑化していることから、引き続き、各相談窓口並びに関係各課・機関と連携し適切な対応を行います。

✚ DVに対する広報・啓発・教育の実施 (P. 5 1、5 2、「DV対策基本計画実施状況(P. 6 2)」を参照)

各地区民生児童委員を対象にDVや女性相談について理解を深めるための講座を実施しました(2地区 延べ参加者数64人)。

市内の大学・高校で、専門の講師による「デートDV」予防の講座を実施し啓発を行いました(参加者数510人)。今後も計画的に学校と連携しながら啓発を行う必要があります。

「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から25日まで)を中心に、市報や男女共同参画センター情報誌、ラジオ等にて広報を行いました。

✚ 女性の妊娠・出産等、健康支援の充実 (P. 5 4)

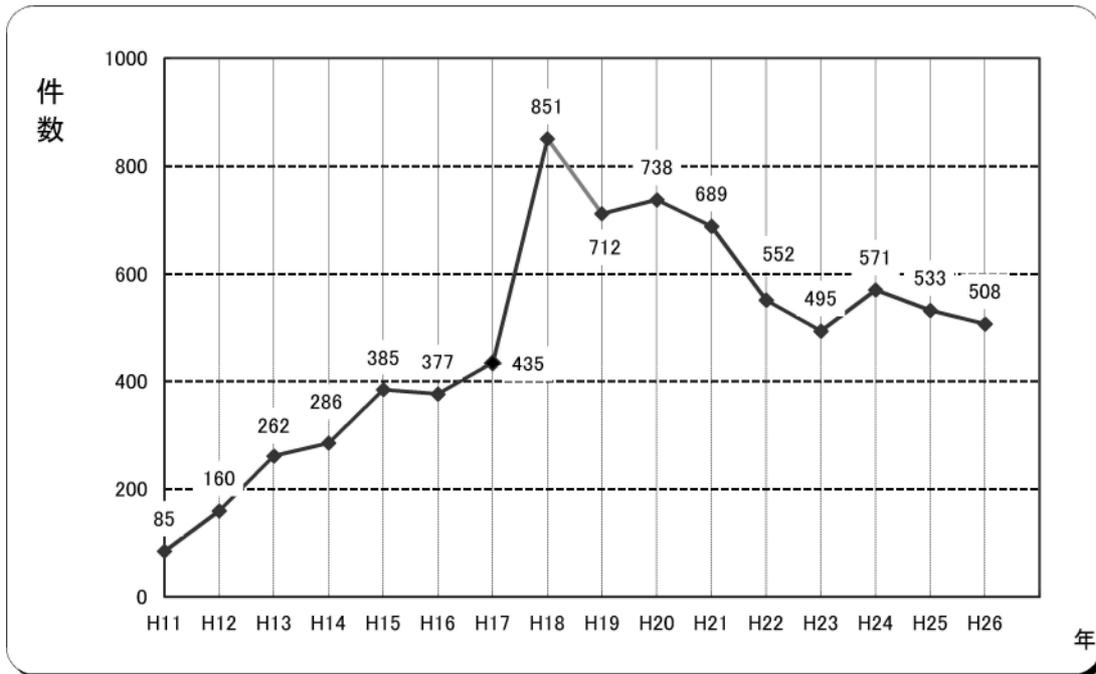
母子健康手帳の交付時に、全ての妊婦を対象に母子保健コーディネーター(保健師等)が面談

を実施し、赤ちゃん手帳やごはん手帳等を配布し、子育てについての制度・サービスの紹介・相談等に応じ、心身の健康の支援を行い、妊娠、出産及び子育ての支援を行っています。また出産後は、生後4か月までにすべての乳児、産婦のご家庭を訪問し、全乳児の発達状況や産婦の心身の健康の相談等を行っています。

土・日曜日の市内大型ショッピングセンターにおける各種がん検診や5歳刻みの無料検診により、受診機会の拡大を図りました。

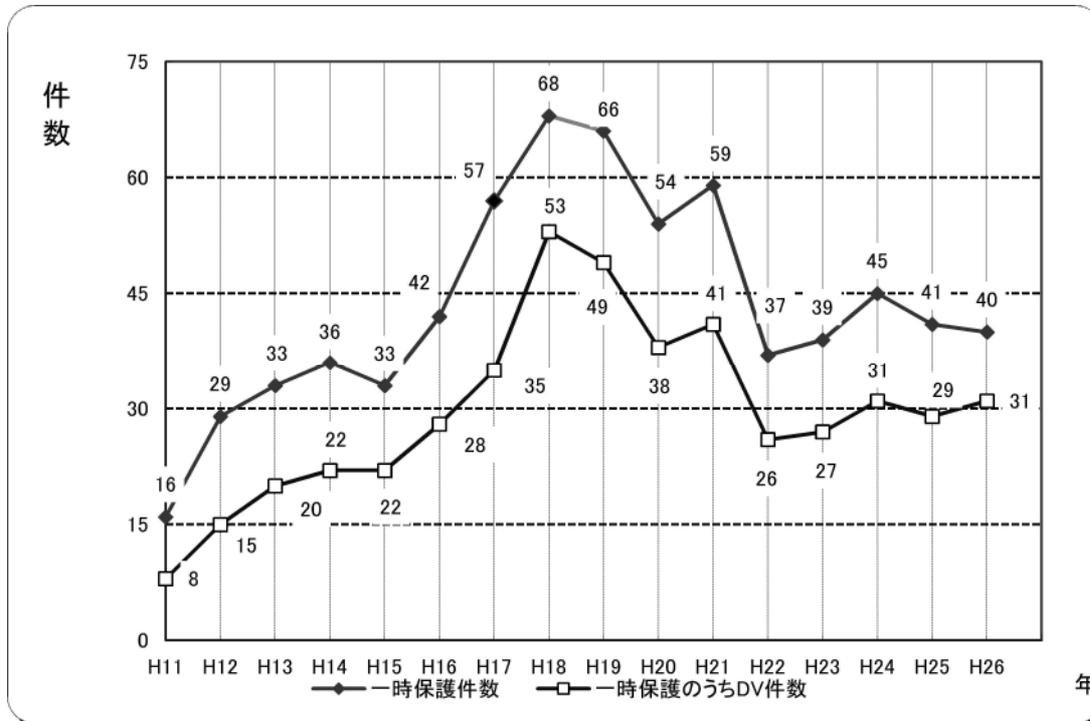
引き続き、乳がん、子宮がん検診をはじめ各種がん検診について、がん検診推進企業等との連携により効果のある啓発活動、さらなる受診率の向上を図っていきます。 **指標 29.30**

島根県女性相談センターにおけるDV相談件数の推移（主訴の件数）



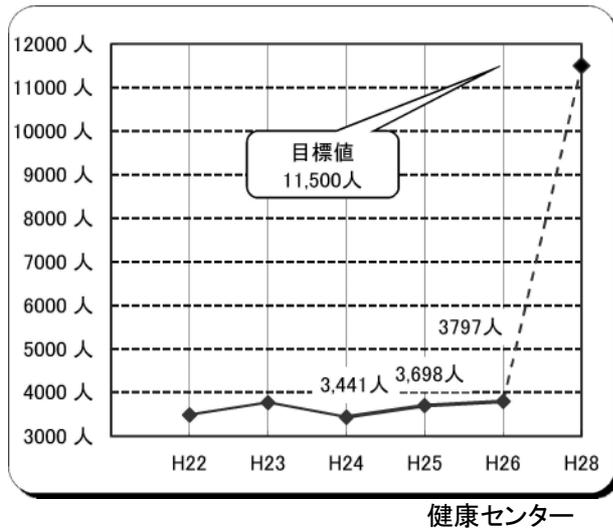
島根県女性相談センター

島根県内の一時保護件数の推移



島根県女性相談センター

指標29 乳がん検診受診者数

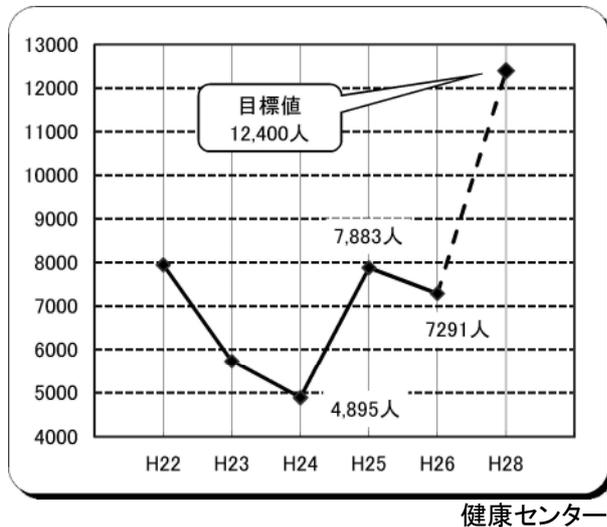


《指標の説明》

- ・松江市民の乳がん検診の受診者数です。
- ・対象は国民健康保険加入者及び職場での検診が受けられないと思われる40歳以上の女性です。
- ・「新健康まつえ21基本計画」に規定する指標です。

	受診者数
平成24年度	3,441人
平成25年度	3,698人
平成26年度	3,797人

指標30 子宮がん検診受診者数



《指標の説明》

- ・松江市民の子宮がん検診の受診率です。
- ・対象は国民健康保険加入者及び職場での検診が受けられないと思われる20歳以上の女性です。
- ・「新健康まつえ21基本計画」に規定する指標です。

	受診者数
平成24年度	4,895人
平成25年度	7,883人
平成26年度	7,291人

基本課題	IV 男女共同参画の視点での人権施策のとらえ方
施策の方向	1 人権尊重の意識づくり

松江市男女共同参画計画《後期実施計画》			平成26年度実施状況		
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課
①人権尊重の意識づくりのための研修等、啓発の実施	ア 学校、地域、企業に対して、男女共同参画の視点を取り入れた人権教育・啓発を行います。	—	地域、学校、企業関係者等が参加する「人権を考える市民の集い」を男女共同参画課と共同開催し、男女共同参画に関する講演やパネル展示を行った。	引き続き、男女共同参画に関する情報提供や啓発を行う。	人権施策推進課
	イ 人権擁護委員を対象として、男女共同参画に関する研修や情報提供を行います。	—	未実施	人権施策推進課と連携し、人権擁護委員男女共同参画部会等を通じて情報提供または研修等を実施する。	男女共同参画課
	ウ DV、性犯罪、売買春などの暴力に関する講座を実施し、正しい認識の普及と根絶を呼びかけます。	—	出前講座において、島根大学や松江工業高等専門学校、地区民生児童委員協議会などでDV・デートDVをテーマとした講座を実施した。 別紙①参照	地域・団体・学校など、参加対象者の状況に合わせて、DVをはじめ人権尊重の意識づくりのための学習の機会を積極的に行う。	男女共同参画課
②相談体制の充実	エ 男女共同参画センターで、女性相談、法律相談、カウンセリングを行います。	—	男女共同参画センターに専任相談員を配置して、女性相談を実施した。 女性の弁護士による法律相談、女性の臨床心理士によるカウンセリングを毎月2回ずつ実施した。 相談状況は別表②のとおり	女性相談の内容・件数ともに増加・複雑化傾向にある。家庭相談室など関係機関との連携を図りながら対応していく。	男女共同参画課
	オ 家庭相談室で、家庭内の様々な問題についての相談に対応します。	—	家庭相談室に専任相談員2名を配置し、家庭内の様々な問題について相談を実施した。 相談状況(件数)235件	県女性相談センターなど関係機関と連携を図りながら対応していく。妻からの相談を受けている時に、その夫から相談があった場合の対応が課題である。	家庭相談室
	カ 消費・生活相談室で、様々な相談や専門相談を行います。	—	消費・生活相談室に専任相談員3名を配置して、消費・生活にかかる様々な専門相談を実施した。相談状況(件数)2,172件	相談内容により関係機関と連携を図りながら対応していく。	消費・生活相談室
	キ どこに相談すればよいか、相談窓口を周知します。	—	・市役所、市立病院、保健福祉総合センターの女性用トイレにDVの相談窓口等を記載したカードを設置している。 ・市ホームページに女性・DV相談に関するページを開設し、相談窓口・相談電話等の周知を行っている。	DV相談窓口等を記載したカードについて、引き続き配置し、周知に努める。	男女共同参画課
	ク 国や県の相談機関と連携して相談に応じます。	—	・松江圏域女性に対する暴力対策関連機関連絡会、島根県男女共同参画相談機関連絡会議などを通じて連携を図っている。 ・男女共同参画センター・家庭相談室の相談事業の中で、特に夫からの暴力で保護を必要とするような相談など、DVに関連する相談については県の女性相談センターへ連絡できる体制に留意している。 《男女共同参画課》《家庭相談室》	引き続き連携を図る。	男女共同参画課
③市職員の意識づくり	ケ 職員研修の充実などにより、市役所内のセクシュアル・ハラスメント対策を推進します。	—	・「市役所におけるセクハラ防止に関する基本方針」を策定し庁内LAN上の掲示板に掲載している。 ・管理職及び一般職員を対象としたハラスメント研修を行った。 受講者数 244人(人事課)	セクシュアル・ハラスメントに関しては減少傾向にあるが、引き続きハラスメント全般に関する対策を推進していく。(人事課)	人事課 男女共同参画課
	コ 市職員を対象としたDV研修を実施します。	—	被害者の自立支援を行う関係課の職員及び希望職員を対象に「ドメスティック・バイオレンス(DV)研修」を実施 受講者数 41人(人事課)	平成27年度は全職員研修を実施。(人事課)	人事課 男女共同参画課

基本課題	Ⅳ 男女共同参画の視点での人権施策のとらえ
施策の方向	2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

数値目標	計画の現状値(H24.3策定)		最新値		目標値	担当課
	数値	基準日	数値	基準日		
28 DV防止法の概要を知っている市民の割合	23.0%	H22.10	—	—	70.0%	男女共同参画課

松江市男女共同参画計画《後期実施計画》			平成26年度実施状況			
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管課	
①DVに対する広報・啓発・教育の実施	ア 各学校において人権教育を実施します。	—	各校において、家庭科教育、道徳教育、性に関する指導などあらゆる教育活動を通じて、男女平等教育を推進している。	今後もあらゆる教育活動を通じて推進する	学校教育課	
	イ 学校の教職員や保護者を対象としたDVの防止や適切な対応に関する講座・研修を行います。	—	出前講座にて、保護者を対象とした講座を実施。 竹矢幼稚園保護者「あなたに伝えたい大切なこと」参加者14名	県など他関係機関と連携し、市内高等学校等においてデートDV等の防止や適切な対応に関する講座・研修を行う。	男女共同参画課	
	ウ DVにまきこまれた子どもの早期発見と心のケアを行います。	—	各学校、幼稚園、保育所等で、DVに巻き込まれた子どもの早期発見と心のケアに努めている。「学校危機管理の手引き」を各小中学校に配布、被害者支援と被害者の子どもの就学についての対応について基本的な対応を示している。(生徒指導推進室) 各学校、幼稚園、保育所等で、DVに巻き込まれた子どもの早期発見と心のケアに努めている。(子育て課)	被害者への支援や子どもの就学への適切な対応のため、管理職研修の場で平素から基本事項を確認し、対応必要時の円滑迅速な取組につなげる。(生徒指導推進室) 学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等での子どもへの適切な対応のため、学校等における対応マニュアルを作成をめざす(DV対策基本計画)。(子育て課)	各小学校、幼稚園、保育所等 (生徒指導推進室、子育て課)	
	エ 町内会自治会等の各種団体や民生児童委員等へのDVに関する啓発講座、研修を実施します。	—	各地区民生児童委員等を対象にDVや女性相談について理解を深めるための講座を実施した。 城西地区民生児童委員 参加者数18名 川津・朝酌・持田民生児童委員 参加者数46名	町内会自治会等の各種団体や各地区民生児童委員協議会等へDVに関する出前講座の開催を依頼し、各地域で啓発講座、研修を実施する。	男女共同参画課	
	オ 市報やホームページにより、市のDV対策を広く周知します。	28	・市の広報誌「市報松江」11月号、男女共同参画センター情報誌「プリエール」11月号に女性の相談機関について記事を掲載 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、11月13日から25日の間に2回、告知放送により、同運動や女性の相談機関について啓発	市報やホームページによる啓発・周知のほか、各種広報媒体を利用するなど、市のDV対策の周知に努める。	男女共同参画課	
	カ 女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、情報誌に特集記事を掲載します。	—	男女共同参画センター情報誌「プリエール」11月号に、特集記事を掲載した。	引き続き実施する。	男女共同参画課	
	キ 啓発のためのチラシやリーフレットを作成し、配布します。	—	外国語によるDV啓発リーフレットを改訂し市の窓口等に設置した。 対応言語：英語、タガログ語、中国語、韓国語	引き続き実施する。	男女共同参画課	
	②相談窓口の充実	ク DVに関して、どこに相談に行けばよいかを周知します。	—	・市役所、市立病院、保健福祉総合センターの女性用トイレにDVの相談窓口等を記載したカードを設置。 ・市ホームページに相談窓口・電話等の周知を行っている(家庭相談室)(男女共同参画課)	引き続き実施する。	男女共同参画課 家庭相談室
ケ 市民相談におけるDVに関しての相談について、適切な助言を行うとともに、関係課、関係機関へつなぎます。		—	市民相談の中で、特に夫から暴力を主訴とするような相談などDVに関する相談については家庭相談室と連携し、県の女性センターへ連絡する。	引き続き実施する。	消費・生活相談室	
コ 被害者それぞれのケースに応じて、適切な情報を提供します。		—	法制度の改正などに対応できるように常に最新の情報収集に努めている。	男女共同参画課と家庭相談室が連携し、それぞれの分野での情報収集・共有を行う。		
サ DV被害に関係する他機関とのネットワークを構築します。		—	「松江圏域女性に対する暴力対策関連機関連絡会」「島根県男女共同相談機関連絡会議」「松江市要保護児童対策協議会」などにより、関係機関との連携に努め、緊急性のある被害者については配偶者暴力支援センターへの連絡を行っている。	引き続き実施する。		

松江市男女共同参画計画《後期実施計画》

平成26年度実施状況

具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管課
	シ 外国人や障がいのある被害者への相談を充実します。	—	外国語によるDV啓発リーフレットを市の窓口等に設置 対応言語:英語、タガログ語、中国語、韓国語	外国人の被害者への支援については、市国際観光課または(公財)しまね国際センター等の機関と連携に取り組む。	男女共同参画課 家庭相談室
	ス DV研修を行い、被害者に対する二次被害を防止します。	—	被害者の自立支援を行う関係課の職員及び希望職員を対象に「ドメスティック・バイオレンス(DV)研修」を実施。 受講者数:延べ41人	人事課の行政課題研修の際に、全職員に対して、「ドメスティック・バイオレンス(DV)研修」を実施する。	
	セ 被害者の相談に取り組む相談員の二次受傷を予防します。	—	相談事業の中で、特に夫からの暴力で保護を必要とする相談については、二次受傷を含めて県の相談センターへ連絡できる体制に留意している。(家庭相談室)	引き続き実施する。	
③DV被害者の自立に向けた支援	ソ 住民票の異動なしで手続きができるなど、各種法制度等を弾力的に運用し、被害者の実情に即した支援を行います。	—	弾力的な運用の継続的な実効性を確保し、被害者の状況にあった支援を行った。 「DV対策基本計画実施状況」参照(P.65)	引続き実施する。	男女共同参画課 市民課 保険年金課 建築課 学校教育課 保健福祉課 介護保険課 生活福祉課 保健センター 障がい者福祉課 子育て課
	タ DV相談から自立支援まで関わることのできる総合的な窓口を設置し、長期的に対応します。	—	・相談受理から窓口での対応(ワンストップ窓口)の支援に努めている。 ・必要な人に母子生活支援施設の活用、入所者の関係機関との連携に努めている。	引続き実施する。	家庭相談室
	チ 自立に向けて関連する各課が、「DV被害者支援対応マニュアル」を共有し、被害者の実情に合わせて情報提供をするなど、適切な支援を行います。	—	・「DV被害者支援対応マニュアル」を活用し、被害者の自立支援を行った。各課との連絡会を開催し適切な業務執行に努めた。	随時、必要に応じた見直しを行う	男女共同参画課
	ツ 被害者のケースに応じて、専門相談(法律相談、カウンセリング)を行います。	—	男女共同参画センターに専任相談員を配置して、女性相談を実施している。 女性の弁護士による法律相談、女性の臨床心理士によるカウンセリングを毎月2回ずつ実施した。 相談状況は別表②のとおり	引続き実施する。	男女共同参画課
	テ 学校での子どもの安全の確保、スクールカウンセラーによる心理的ケア、スクールソーシャルワーカー等の専門家と学校が連携して子どもの支援をします。	—	不登校や問題行動等、生徒指導上の課題の見られる児童生徒の支援、カウンセリングをする中で、DV等の被害に関する情報については、校内の組織体制の中で情報共有し、関係機関と連携した適切な取組を実施した。	学校配置のSCに加え、緊急支援のSC配置を迅速にできる体制をつくる。対応にあたっては、適切な情報連携の中で、個別の事案について引き続き迅速に実施する。	生徒指導推進室
④デートDV(恋人間の暴力)に対する啓発	ト デートDVを予防する講座を専門講師による実施します。	—	・男女共同参画センター出前講座 「デートDVをなくすために」講師:デートDV防止ますだ 高橋康子さん・山尾優美さん 松江工業高等専門学校 受講者数 165人 島根大学 受講者数 250人 ※オープン講座 「ステキな恋愛法則を学ぼう」講師:宍道高校教育相談員 穴倉翠さん 松江市立女子高等学校 受講者数95人	引続き実施する。	男女共同参画課
	ナ 高校や大学等と連携して啓発講座を行います。	—	・男女共同参画センター出前講座 「デートDVをなくすために」講師:デートDV防止ますだ 高橋康子さん・山尾優美さん 松江工業高等専門学校 受講者数 165人 島根大学 受講者数 250人 ※オープン講座 「ステキな恋愛法則を学ぼう」講師:宍道高校教育相談員 穴倉翠さん 松江市立女子高等学校 受講者数95人	引続き実施する。	男女共同参画課

松江市男女共同参画計画《後期実施計画》			平成26年度実施状況		
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管課
	ニ チラシやリーフレットを作成し、これらを活用した情報提供と啓発を行います。	—	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関発行のチラシやリーフレット等を窓口を設置し、情報提供と啓発に努めた。 島根県作成のデートDV予防チラシを出前講座等で配布した。 	引き続き実施する。	男女共同参画課
	ヌ 相談機関を周知します。	—	<ul style="list-style-type: none"> 市役所、市立病院、保健福祉総合センターの女性用トイレにDVの相談窓口等を記載したカードを設置した。 市ホームページに女性・DV相談に関するページを開設し、相談窓口・相談電話等の周知を行った。 	デートDVに関する出前講座開催時には、相談機関を記載した引き続きリーフレットを配布する。	男女共同参画課

基本課題	Ⅳ 男女共同参画の視点での人権施策のとり組み
施策の方向	3 男女の生涯を通じた健康支援

数値目標		現状値	最新値		目標値	担当課
29	乳がん検診受診者数(※4)	3,491人	H22実績	3,797	H26実績	11,500人 保健センター
30	子宮がん検診受診者数(※4)	7,951人	H22実績	7,290	H26実績	12,400人 保健センター

※4 新健康まつえ21基本計画

松江市男女共同参画計画《後期実施計画》			平成26年度実施状況			
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課	
①女性の妊娠・出産等、健康支援の充実	ア 妊産婦に対する訪問指導を実施します。	—	<p>母子健康手帳交付時に、全妊婦に面談を実施。赤ちゃん手帳やごはん手帳等を配布し、妊娠から出産、子育てについての相談を実施。必要に応じて、電話、家庭訪問を実施。また、出産後はこんいちに赤ちゃん訪問事業で生後4か月までに乳児・産婦の家庭訪問を実施。(H26実施率:94%)</p> <p>母子手帳発行数 1,834件(H25:1,837件) 妊娠中の家庭訪問件数(延) 54件(H25: 30件) 産婦の家庭訪問件数(延) 2,079件(H25:2,100件)</p>	<p>妊娠届出書を改変し、妊娠、出産、子育てに関するハイリスク要因を抽出し、地区担当保健師へ情報提供を行い、妊娠期からの早期支援につなげることができた。</p> <p>妊娠届出時に、母子保健コーディネーター(保健師等)が面談を実施し、妊婦の状況をアセスメントし、出産、子育てに至るまで切れ目なく、適切な支援へつなげていく。</p>	保健センター	
	イ 乳がん、子宮がん検診など、各種検診の充実と受診者数の増を図ります。	29,30	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の検診実施予定をわかりやすくまとめた保存版「平成26年度健診のお知らせ」を作成、がん検診受診券の発行により受診率の向上を図った。 ・市内大型ショッピングセンターを会場に、土・日に子宮がん・乳がん検診・胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診を実施した。 ・子宮頸がんの原因ウイルスの有無を調べるHPV検査を取り入れた子宮がん検診を実施した。 ・4月1日現在に20歳～65歳までの5歳刻みを無料とし、受診のきっかけづくりをし受診者数の増加を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受診対象者への受診券発行、がん検診推進企業、地域役員(公民館、地区社協、推進隊、保健協力員)、市民、医療機関等との連携により、有効な啓発活動を行い、受診率の向上に取り組む。 	保健センター	
	ウ 母子手帳交付時に、パンフレットを配布し、各種制度など必要な情報を提供します。	—	母子健康手帳発行時に赤ちゃん手帳や両親学級・歯科検診のチラシを渡し、妊娠中の健康教育、産後のがん検診など母の健康づくりの啓発を実施している。また同手帳には産休・育休・育児時間など就労母への制度説明や子育てサポート事業などの支援制度を掲載し、情報提供を行っている。	赤ちゃん手帳等での啓発を継続する	保健センター	
	エ 不妊に悩む男女への相談体制を充実します。	—	保健師による所内および電話健康相談の実施。	相談体制の充実。	保健センター	
	オ 女性特有の、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった健康上の問題に対して、各段階に応じた適切な健康支援を行います。	—	各期に応じた、健康教室、健康相談を公民館などの各地域で実施。	地域の健康づくりに関わる団体(公民館・地区社協・健康まつえ21推進隊)等と連携しながら、教育や相談の機会を充実していく。	保健センター	
	②若い世代への健康支援	カ 性感染症等に関する情報提供と正しい知識の普及を図ります。	—	ポスター掲示、チラシ配布	継続して実施	保健センター
キ 世界エイズデーや成人式などに、エイズに関する予防キャンペーン等の啓発活動を行います。		—	<p>市立女子高校の生徒が、エイズに関する啓発活動を実施した。</p> <p>・市内小中高等学校7校への出張講座 ・世界エイズデーに合わせJR松江駅での街頭キャンペーン 《女子高》</p>	市立女子高校のエイズに関する啓発活動は平成8年から継続して実施し、若い世代への啓発に成果を上げている。その活動が評価され、津田塾大学が創設した「津田梅子賞」を、平成26年度生徒会が受賞した。今後も内容の充実を図りながら、高校生としてできることを提案していく。《女子高》	松江市立女子高保健センター	

松江市男女共同参画計画《後期実施計画》		平成26年度実施状況			
具体的施策	施策の内容	数値目標	実施内容	成果及び取組上の課題・今後の対応など	所管部課
③学校における性教育の実施	ク 児童生徒が正しい知識をもち、適切な行動がとれるよう、発達段階に応じた適切な性教育を実施します。	—	各校で、教科、特別活動、講演会の開催などにより適切な性教育が実施しています。	引き続き実施する	学校教育課
④中高年期における健康支援	ケ 性差に応じたがん検診や生活習慣病の予防対策により、男女が生涯にわたり、自ら健康づくりに取り組むことができるよう、健康教育や相談体制の充実を図ります。	—	性差に応じたがん検診を実施。 健康教育や健康相談では性差及び年代に応じた内容で情報提供や指導を実施した。	継続して実施していくことが必要	保健センター
	コ 喫煙や受動喫煙など、たばこによる健康阻害の啓発を行います。	—	窓口や健康教室、乳幼児健診などの機会に、たばこの健康被害の啓発チラシ・グッズの配布による啓発、個別指導を行った。 松江保健所と連携して、禁煙デーにあわせたキャンペーンの実施等を行った。	窓口や健康教室等の保健事業の実施にあわせて、啓発チラシの配布を行うとともに、関係団体や関係課とも連携し、受動喫煙防止を推進する。	保健センター
	サ うつ病などの精神疾患対策の充実を図るとともに、固定的な役割分担意識等により壮年期男性に多いとされる自殺について、自殺予防に関する講座やチラシによる啓発、相談体制の強化を図ります。	—	自死予防週間と併せ、9月市報で記事を掲載した。 自死予防週間と月間にあわせ、保健所とともに松江駅前でチラシ配布を実施した。 健康まつえ応援団(事業所)、民生児童委員にセルフケアとともにゲートキーパー研修を行った。 壮年期男性の自死予防として、新社会人となる人が多いと想定される大学卒業生に向けて、啓発と相談窓口のチラシを配布し、周知啓発を図った。	・事業所等での啓発を進めると共に、地域においては民生児童委員等と協力しながら啓発、相談体制の充実を図る。 ・壮年期男性が利用する場所や人へのゲートキーパー研修の実施、チラシによる周知啓発を図る。	保健センター

第5章 計画の推進

1. 推進体制の整備・強化

(1) 松江市男女共同参画審議会との連携

《平成26年度実施状況》

第1回 平成26年9月3日

- ・平成25年度に実施した男女共同参画施策（年次報告書）について
- ・松江市における女性の活躍促進について

第2回 平成27年3月17日

- ・審議会等における男女共同参画の状況について
- ・次期松江市男女共同参画計画の策定について

<http://www1.city.matsue.shimane.jp/shiminsoudan/danjyo/shingikai.html>

(2) 庁内推進体制の充実

- ・松江市男女共同参画庁内連絡会議を開催し、庁内の情報共有・連携に努めた。

(3) 市民や民間団体、他の機関との連携

- ① まつえ男女共同参画ネットワーク（プリエールねっと）など、団体、グループが自主的に行う学習、研究、普及活動を支援するとともに、日頃から連携している。

市民団体への支援（自主企画する講座等の開催支援、交流・情報交換の支援）

まつえ男女共同参画ネットワークへの補助金交付

※松江市男女共同参画週間をプリエールねっとと共同で開催した。

内容：各種ワークショップ、展示ほか（平成26年11月24日から30日）

② 国・県等関係機関との幅広い連携の推進

- ・あすてらす・島根県、国等の関係機関と積極的に情報の共有に努めた。

(4) 拠点施設の充実

- ・男女共同参画センター情報誌「プリエール」（毎月650部発行）に男女共同参画センターの記事を掲載するなど、PRに努めた。

(5) 苦情への対応

- ・条例に基づく苦情処理制度について、ホームページにより周知した。

http://www1.city.matsue.shimane.jp/shiminsoudan/danjyo/danjo_kujou.html

別表① 男女共同参画センターにおける講座等の開催状況

区分	講座数	延べ参加者	備考	
男女共同参画フォーラム	1	146人	講演「違いを認めて人生を豊かにする方程式」	
まつえ市民大学 「男女共同参画コース」	3	58人	男女でともに創る暮らしと健康 イマドキの恋愛について語りませんか ～デートDVを学ぶ～ 『古事記』にみる女たち男たち	
チャレンジセミナー	5	25人	第1回 自分の良いところ再発見！ 【ハローワーク松江マザーズコーナーとの共催講座】	
		21人	第2回 スペシャリストに聞く～求める人材・働き方 【ハローワーク松江マザーズコーナーとの共催講座】	
		34人	第3回 どうなる？これから先の働き方と社会保険 【ハローワーク松江マザーズコーナーとの共催講座】	
		22人	第4回 好印象を与えるメイク術 【ハローワーク松江マザーズコーナーとの共催講座】	
		17人	第5回 今、踏み出そう！輝く自分になるために 【ハローワーク松江マザーズコーナーとの共催講座】	
チャレンジセミナー (実践編)	3	30人	第1回 話し方で印象を変える～好感度UPの伝え方・聞き方～ 【ハローワーク松江マザーズコーナーとの共催講座】	
		26人	第2回 スピーチ力を鍛える～伝わる・楽しくなる人前での話し方～ 【ハローワーク松江マザーズコーナーとの共催講座】	
		30人	第3回 いきいきと自分らしく生きるために 【ハローワーク松江マザーズコーナーとの共催講座】	
プリエール出前講座	7	18人	城西地区民生児童委員	DVについて
		46人	川津・朝酌・持田民生児童委員	DVってなに？
		165人	松江高専	デートDVをなくすために
		250人	島根大学	デートDVをなくすために (国立大学法人島根大学との共催講座)
		94人	松江女子高	ステキな恋愛法則を学ぼう
		14人	竹矢幼稚園園児の保護者	あなたに伝えたい大切なこと
		9人	松江の未来を担う女性人材を育む会	日本の未来は女性が創る
プリエールミニ出前講座	14	14人	鹿島子育て支援センター	育てをひとりでもがんばりすぎないために
		5人	東出雲子育て支援センター	子育ておしゃべり会
		18人	城北公民館	DVとは？
		20人	春日公会堂	シルバー川柳
		11人	西宗寺(上東川津)	広げよう！SANKAKUの輪
		26人	生馬公民館	シルバー川柳
		16人	松江商工会議所	女性の活躍促進にむけて
		12人	城西公民館	子育て中のママさんのおしゃべり会
		15人	おもちゃの広場	家事場のパパヂカラ ～パパの力を引出隊～
		12人	東長江公民館	シルバー川柳
		5人	城東公民館	子育て世代の身近な生活の中の男女共同参画
		28人	浜佐田灘公民館	男女共同参画かるた
		27人	松江南商工会	ひとりひとりが幸せな社会のために
		33人	川津公民館	「男女共同参画」研修会
仕事・子育て両立支援 セミナー	2	29人	第1回 夫婦で考える、わがやの子育て	
		11人	第2回 女性のこころと身体の健康について	
男性セミナー	4	25人	第1回 50代・60代男のスターティングノート～これからの人生を生きるために～	
		25人	第2回 まつえはそば処！あなたもそば打ちに挑戦	
		16人	第3回 パパといっしょにクッキング	
		21人	第4回 パパのためのベビーマッサージ	

○市民企画講座

各種団体や市民が企画・開催する男女共同参画の推進に資する学習講座に対し、まつえ男女共同参画ネットワーク（プリエールねっと）と協働して協力・支援を行っています。平成26年度開催件数 7件 延べ参加者数 196人

別表②

◇ 男女共同参画センター 平成26年度相談実績

(単位:件)

		女性問題						女性相談計	法律相談	カウンセリング	総計		
		電話			面接								
		新規	再来	小計	新規	再来	小計						
主	本人の問題	生活困窮	1	1	2	0	0	0	2	0	0	2	
		借金・サラ金	0	5	5	2	0	2	7	3	0	10	
		求職	0	9	9	1	1	2	11	0	1	12	
		病気	1	0	1	1	0	1	2	0	0	2	
		精神保健	9	65	74	3	5	8	82	0	3	85	
		未婚の母	3	4	7	2	1	3	10	4	0	14	
		不純異性交遊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		男女問題	4	14	18	1	7	8	26	8	0	34	
		帰省先なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	人間関係	4	3	7	0	1	1	8	0	4	12
	生き方		0	0	0	1	3	4	4	0	7	11	
	その他		1	9	10	2	0	2	12	1	0	13	
	訴	家庭の問題	夫の暴力・酒乱	2	3	5	0	1	1	6	0	0	6
			交際相手からの暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			その他の夫の問題	4	12	16	5	13	18	34	3	1	38
			離婚問題	14	104	118	35	44	79	197	36	6	239
			子供の養育不能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			子供の問題	2	2	4	0	0	0	4	0	9	13
			家庭不和	6	5	11	6	7	13	24	0	27	51
		その他	財産・相続	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1
介護・健康			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他			1	0	1	1	0	1	2	2	0	4	
その他	売春強制	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	住居問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ヒモ・暴力団関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
5条違反(売春防止法)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
相談計		52	237	289	60	83	143	432	57	58	547		
夫の暴力(主訴以外を含む)		2	1	3	12	6	18	21	1	0	22		

平成26年度 男女共同参画週間 実施状況

1. 期間

平成26年11月24日（月・振休）から11月30日（日）まで

2. 実施内容

●意見交換会の開催

実施日 6月26日（木）

7月2日（水）

参加者 市内企業・各種団体 延べ17名

●企業等の訪問（松江市男女共同参画週間協賛の呼びかけ）

実施期間 8月5日（火）～8月21日（木）

訪問企業 16社

●JR松江駅前街頭啓発活動

実施期間 11月20日（木） 7:30～8:30

参加者 プリエールねっと代表・会員、松江市21世紀ウィメンズプロジェクト

配布数 約1,000部（プリエール情報誌特別号、チラシ等）

●パネル展示等

実施期間 11月20日（木）～11月27日（木）（松江中央郵便局）

11月17日（月）～12月1日（月）（市役所玄関ロビー）

11月29日（土）～11月30日（日）（市民活動センター）

11月24日（月・振休）（鹿島文化ホール）

11月29日（土）（玉湯公民館：湖南ブロック学習発表会）

●松江市立図書館企画コーナー展示

実施期間 11月20日（木）～11月28日（金）

●基調講演会の開催

実施日 11月24日（月・振休）

開催場所 鹿島文化ホール

参加者数 146名

講師 ピーター・フランクさん（数学者、大道芸人）

演題 「違いを認めて人生を豊かにする方程式」

その他 地元特産物の販売（地元鹿島の加工グループ等による販売）、パネル展示
人権市民の集い（人権施策推進課）と共催

●ワークショップ等の開催

実施期間 11月29日（土）～11月30日（日）

開催場所 松江市市民活動センター（スティックビル）

内容 【11/29】

・「家計簿一年生の集い」～家計簿付け方講習会（全国友の会松江友の会）

- ・暴力から子どもを守りたい♡ おとなのワークショップ（島根CAP）
- ・女性議員と仲良くなろう！（「女性議員と仲良くなろう！」実行委員会）

【11/30】

- ・命と家族、絆の物語「うまれる」上映会（「ベアテの贈りもの」を届ける会）
（人権パッチギの会松江）
（松江キネマ倶楽部）
- ・親子で一緒にカップケーキ飾ろう☆（新日本婦人の会松江支部）
- ・カプラであそぼっ！！（NPO 法人しまね子どもセンター）
- ・残してきた風景～私の戦中・戦後～（あさがおの会）
- ・ロシアの女性の暮らし～イルクーツクより～
（ロシアを理解する市民講座実行委員会）
- ・新しい在宅ワークスタイル～初心者でも始められる
Web デザイナーのススメ（松江市男女共同参画センター）

【展示・販売・その他】

- ・労働相談コーナー（島根労働局雇用均等室）
- ・大根島産直市（大根島産直市運営委員会）
- ・オリジナル雑貨の販売（特定非営利活動法人 YC スタジオ）
- ・パネル展示

●民間企業の両立環境支援セミナーの開催

実施日	11月15日（土）10：00～12：00
講師	渡辺大地さん（株式会社アイナロハ代表取締役）
参加者数	29名（夫婦での参加11組）
内容	「夫婦で考える我が家の子育て」

苦情処理の状況

松江市男女共同参画推進条例第 18 条に基づき、市が実施する施策に対して市民から申出のあった苦情については、必要に応じて男女共同参画審議会の意見を聴いて適切な措置を講ずるよう勤めることとしています。

1 これまでの苦情の受付及び処理の状況

	受付件数	処理件数
平成 17 年度	1	1
平成 18 年度	0	0
平成 19 年度	0	0
平成 20 年度	0	0
平成 21 年度	0	0
平成 22 年度	0	0
平成 23 年度	0	0
平成 24 年度	0	0
平成 25 年度	0	0
平成 26 年度	0	0

2 今後の取り組み

条例に基づく苦情は、これまで 1 件を処理しました。今後は、さらにこの制度の周知に努め、市民の意見を施策へ反映しやすい環境を整える必要があります。

男女共同参画施策に対する市民の監視の目がより敏感になることは、男女共同参画の意識の市民への浸透や関心の高まりであると捉えることができます。全市に広がる男女共同参画意識づくりにあたっては、啓発活動と苦情処理制度を車の両輪として重視しています。

資料編

資料編

目次

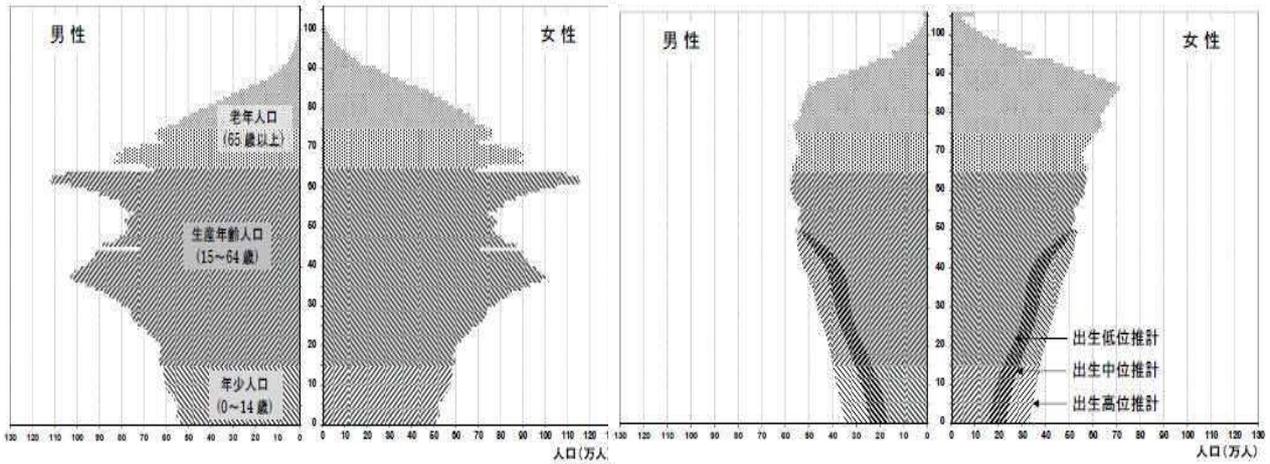
1 人口の推移に関するデータ…………… 69	5 意識調査の結果……………80
① 日本の人口ピラミッド	① 社会全体における男女の地位の平等感 (指標 25)
② 日本の人口の将来推計	② 各分野における男女の地位の平等感
③ 日本の生産年齢人口の将来推計	③ 男女平等な社会になるために重要なこと
④ 松江市の人口ピラミッド	④ 男性が女性とともに家事、子育て、介護、 地域活動に参加していくために必要なこと
⑤ 松江市の人口の推移(地域別)	⑤ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについて (指標 26)
⑥ 松江市の世帯数の推移(地域別)	⑥ 「仕事をする上で男女の能力に差はない」という考えについて
⑦ 松江市の年齢階層別人口の推移	⑦ 「女性の上司の下では働きにくい」という考えについて
⑧ 松江市の出生数・死亡数の推移	⑧ 「自治会などの代表者は男性のほうがうまくいく」という考えについて
⑨ 合計特殊出生率の推移と比較	⑨ 「女性は文系、男性は理系が向いている」という考えについて
⑩ 松江市の国籍別男女別外国人登録者数	⑩ 家庭の仕事の役割分担
	⑪ 女性が仕事を持つことについての考え方
2 政策・方針決定過程の男女共同参画……………72	⑫ ワークライフバランスの理想と現実
① 松江市議会議員における女性の割合 (注視する数値)	⑬ 男女共同参画の認知度(指標 23)
② 島根県内にある事業所の管理職等、役職者に占める女性の割合 (注視する数値)	⑭ 理想の家事分担についての子どもの意識 (児童生徒意識調査) (指標 27)
3 雇用の分野におけるデータ……………73	6 日本と世界の比較……………85
① 日本女性の潜在的労働力率	① GGI 値等順位
② 松江市の女性の年齢階層別労働力率の推移 (注視する数値)	② 男女の賃金格差
③ 日本の労働力数の推移	③ 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合
④ 松江市の労働力数の推移	④ OECD 加盟 24 か国における女性労働力率と合計特殊出生率
⑤ 男女間所定内給与格差の推移(男性の所定内給与額=100)	⑤ 6 歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間の比較
	⑥ 父親が子どもと一緒に過ごす時間
	⑦ 子育て期の役割分担の状況
4 仕事と家庭の両立環境……………75	
① 松江市の就学前幼児の状況の推移	松江市男女共同参画推進条例……………88
② 松江市の子育て支援センターの利用状況の推移	松江市男女共同参画推進条例施行規則……………91
③ 松江市のファミリーサポートセンターの状況(支部を含む)	松江市男女共同参画都市宣言文
④ 松江市の児童クラブの状況	
⑤ 松江市立幼稚園の状況	
⑥ 松江市の高齢化の現状と推移	
⑦ 松江市の介護保険のサービス提供事業者数の推移	
⑧ 松江市の介護保険のサービスの定員数の推移	
⑨ 日本の共働き等世帯数の推移	
⑩ 日本の離婚件数の推移	
⑪ 松江市の母子世帯数・父子世帯数の推移	
⑫ 松江市の生活保護世帯数・保護率の推移	
⑬ 島根県における育児休業制度の取得状況(従業員規模別)	

1 人口の推移に関するデータ

①日本の人口ピラミッド

2010年のピラミッド

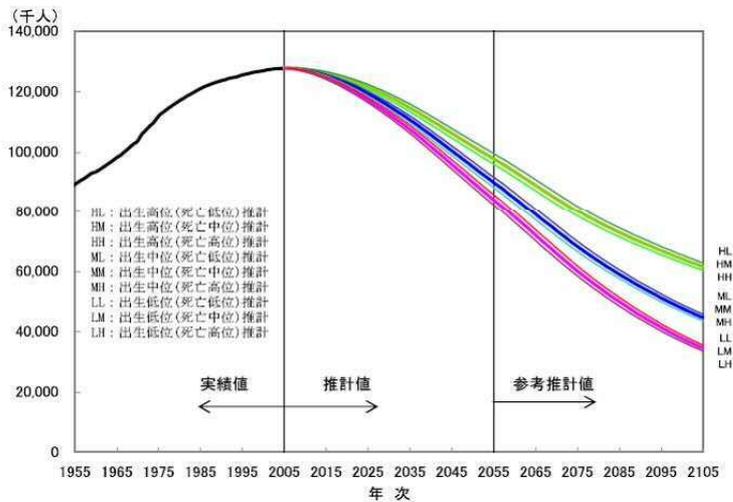
2060年のピラミッド(推計)



※国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」(死亡中位、出生3位)より

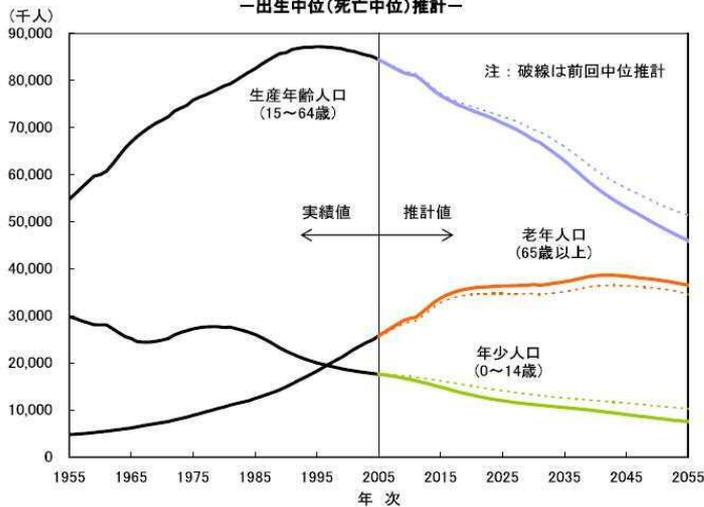
②日本の人口の将来推計

総人口の推移:出生3仮定・死亡3仮定の比較



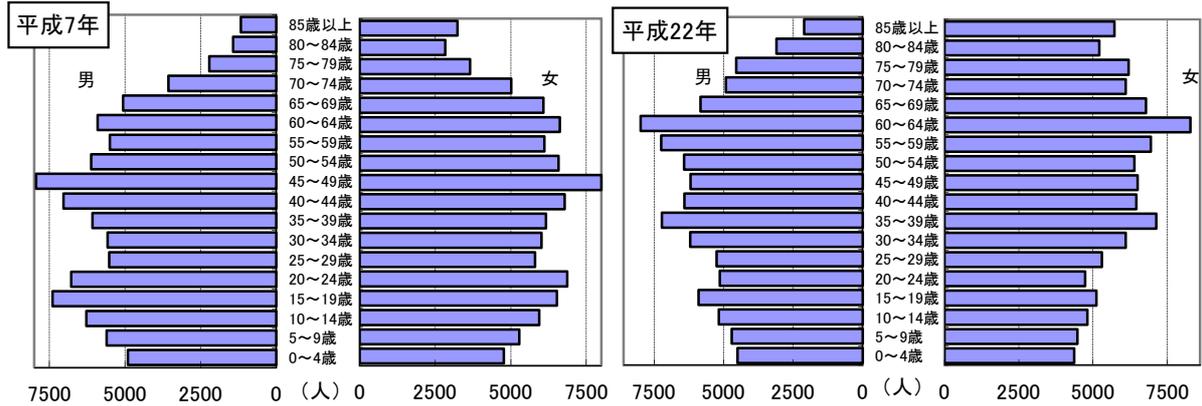
③日本の生産年齢人口の将来推計 (中位推計)

年齢3区分別人口の推移
—出生中位(死亡中位)推計—

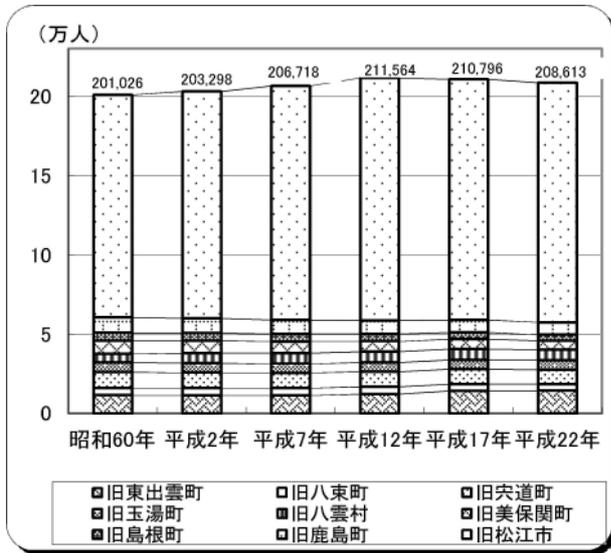


※①~③ 作成: 国立社会保障・人口問題研究所

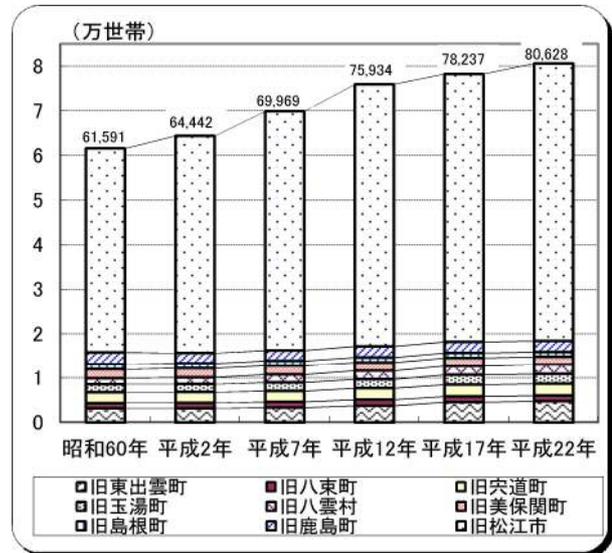
④松江市の人口ピラミッド



⑤松江市の人口の推移（地域別）

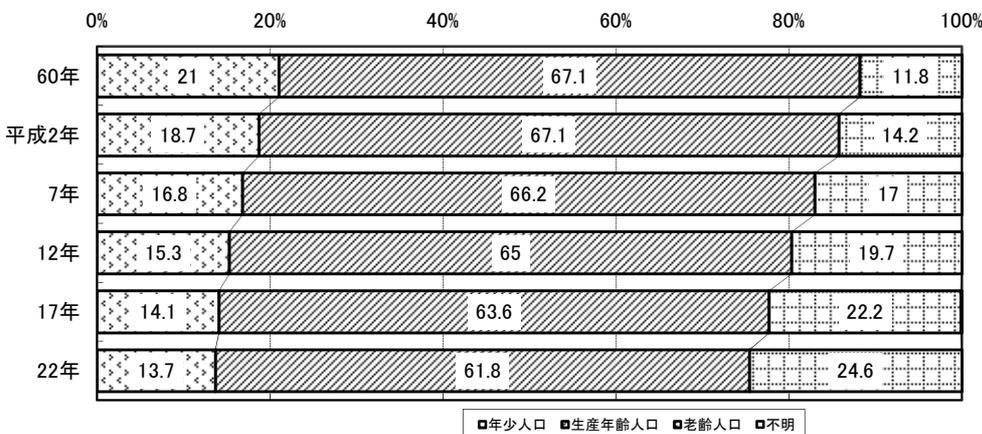


⑥松江市の世帯数の推移（地域別）



※⑤～⑥ 資料：(S60～H12) 総務省統計局「国勢調査報告」
(H22) 平成22年国勢調査 基本集計結果より

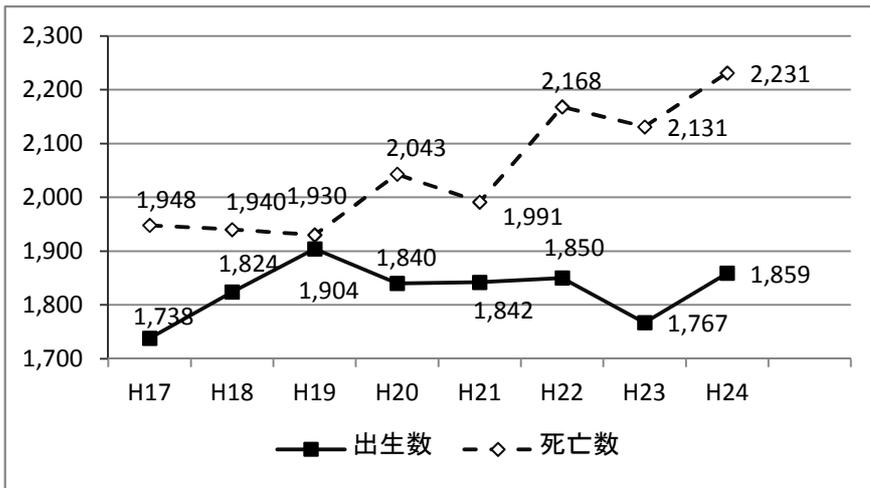
⑦松江市の年齢階層別人口の推移



注) 年少人口：0歳～14歳、生産年齢人口：15歳～64歳、高齢人口：65歳以上
旧8市町村と東出雲町の計

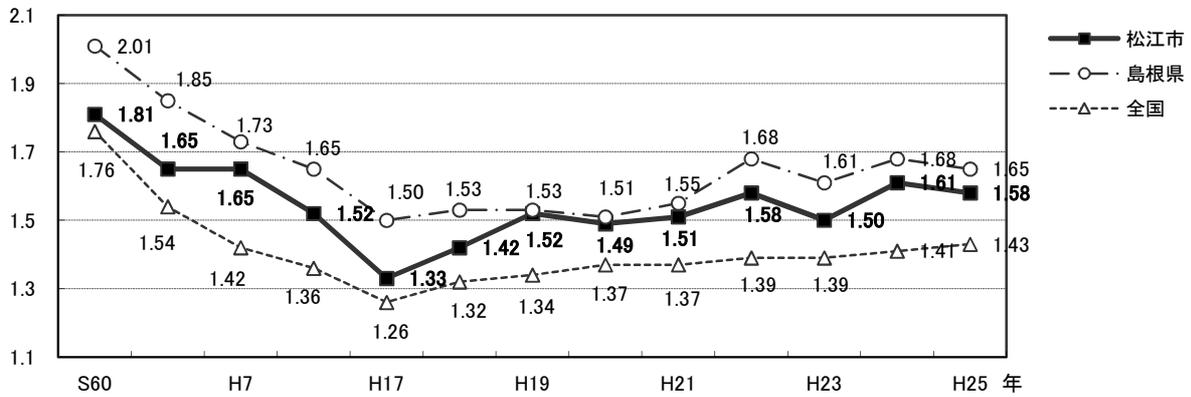
※資料：(S60～H17) 総務省統計局「国勢調査報告」
(H22) 平成22年国勢調査 基本集計結果より

⑧松江市の出生数・死亡数の推移（市全体）



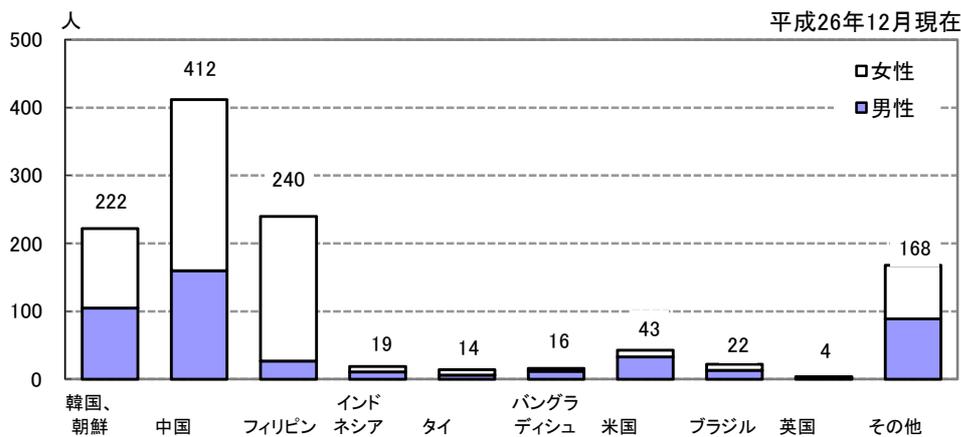
資料：男女共同参画課作成
松江市・東出雲町の計、H24.7以降は数値に外国人住民を含む

⑨合計特殊出生率の推移と比較



(松江市) 市保健センター
資料：厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」

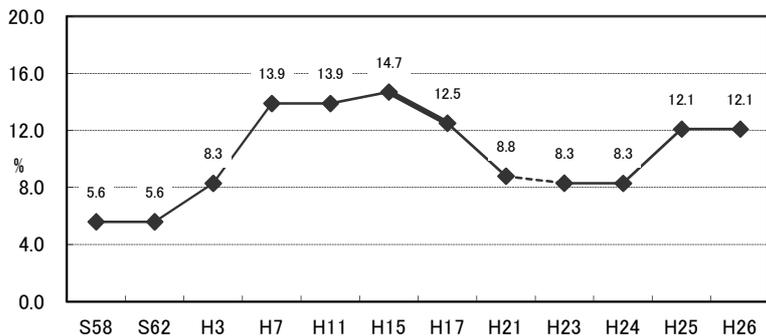
⑩松江市の国籍別男女別外国人登録者数



※ 松江市市民部市民課集計

2 政策・方針決定過程の男女共同参画

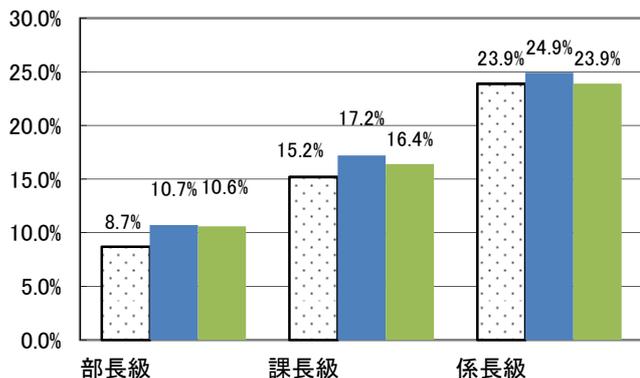
①松江市議会議員における女性の割合



(注視する数値)

※～平成15年は、旧八東郡を含めない。また、～平成23年度は、旧東出雲町を含めない。

②島根県内にある事業所の管理職等、役職者に占める女性の割合



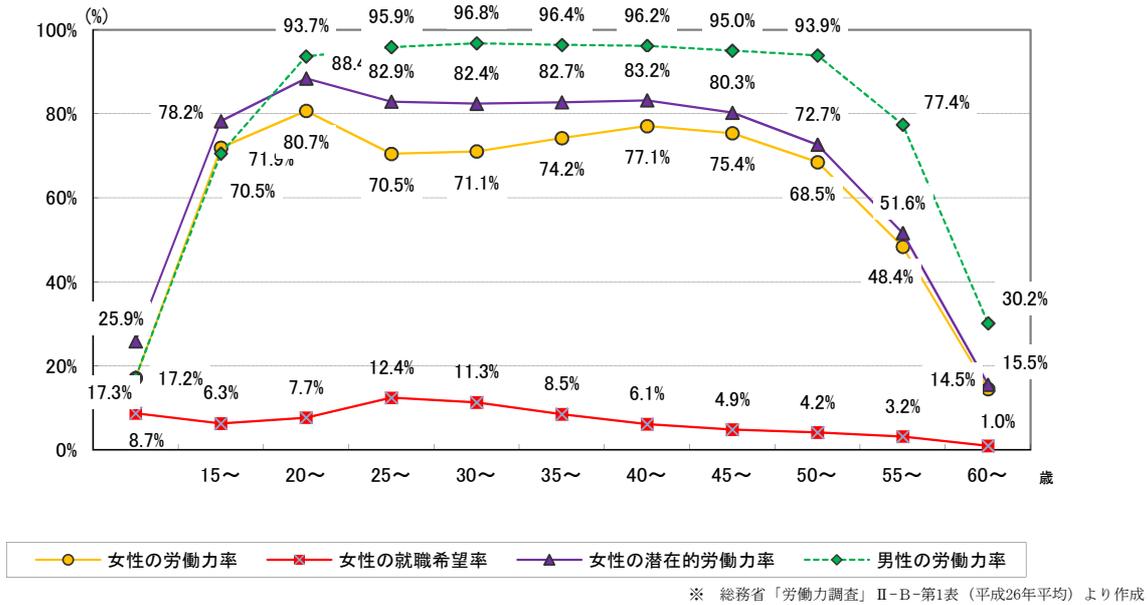
各役職ごとに、左から平成20年度、平成23年度、平成26年度の順番に記載

(注視する数値)

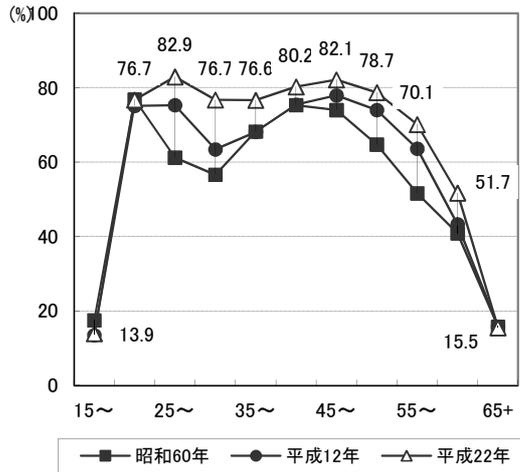
※ 島根県「平成26年度島根県労務管理実態調査報告書」より作成
(島根県内に事業所を持つ企業で、常用労働者30以上の事業所における役職者に占める女性の割合)

3 雇用の分野における男女共同参画の状況

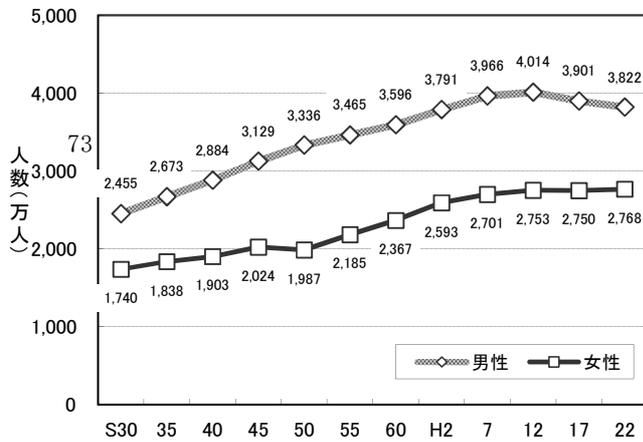
① 日本女性の潜在的労働力率



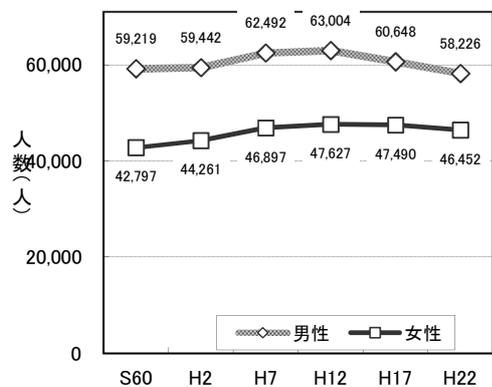
② 松江市の女性の年齢階層別就業率（市全体）（注視する数値）



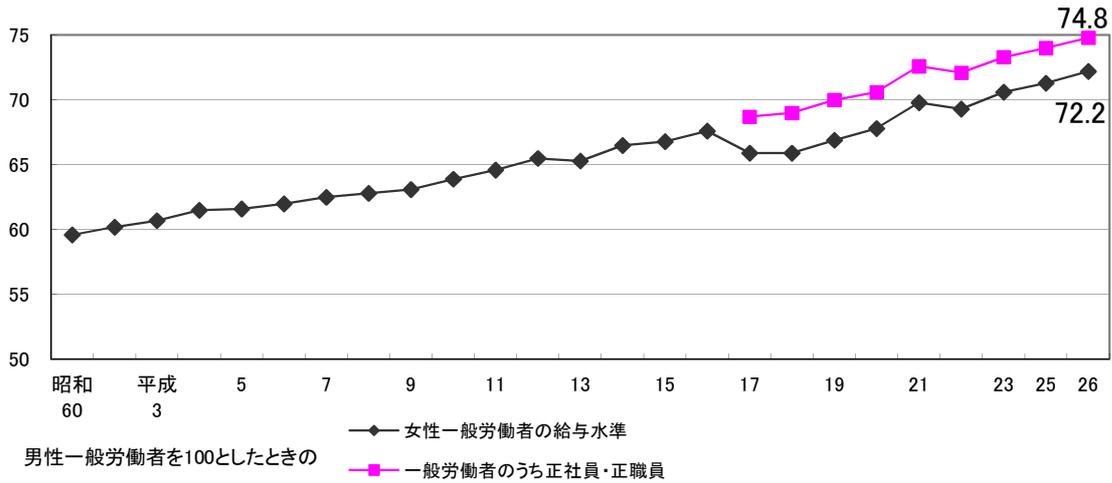
③ 日本の労働力数の推移



④ 松江市の労働力数の推移



⑤男女間所定内給与格差の推移（男性の所定内給与額＝100）

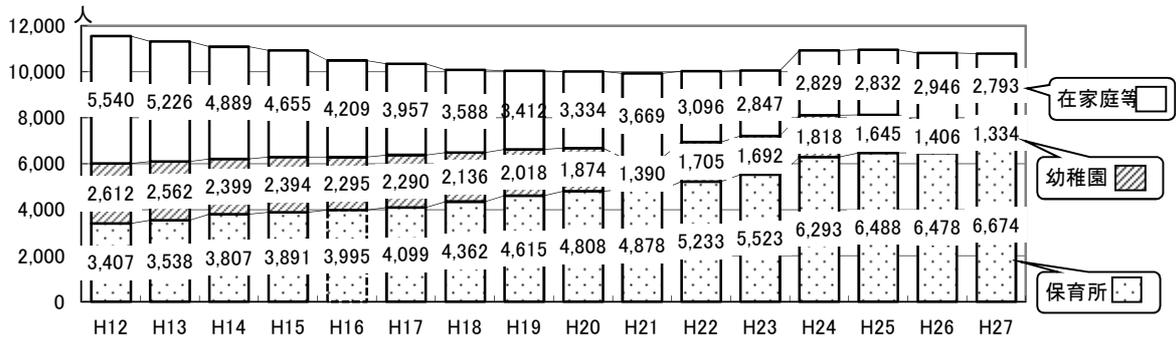


- ※「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
- ※「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
- ※「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。
- ※所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

資料：男女共同参画白書（平成27年度版）

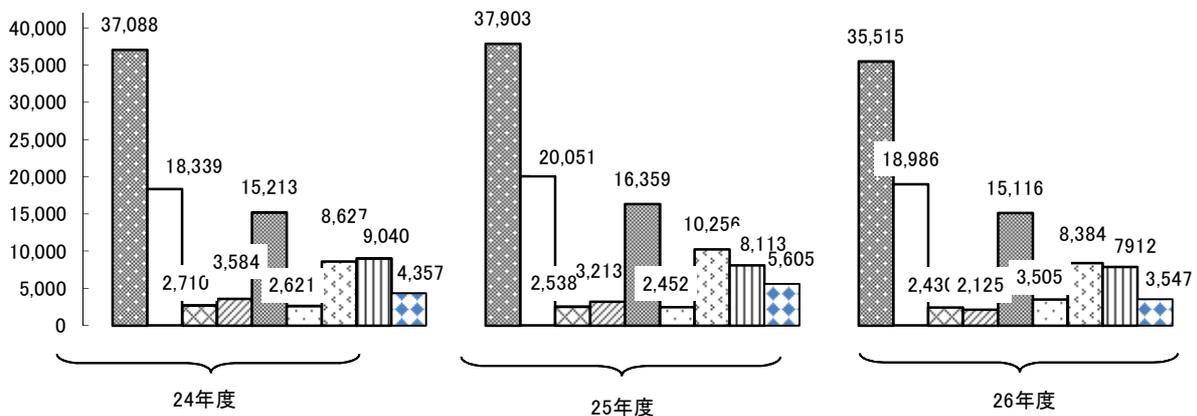
4 仕事と家庭の両立環境

①松江市の就学前幼児の状況の推移（市全体）



※ 松江市男女共同参画課集計（保育園・幼稚園児童数：子育て課集計）
 注：各年5月1日時点（平成16年「在家庭等」のみ10月1日時点推計）
 認可外保育所入所者は「在家庭等」に含み、管外保育は「保育所」に含む。

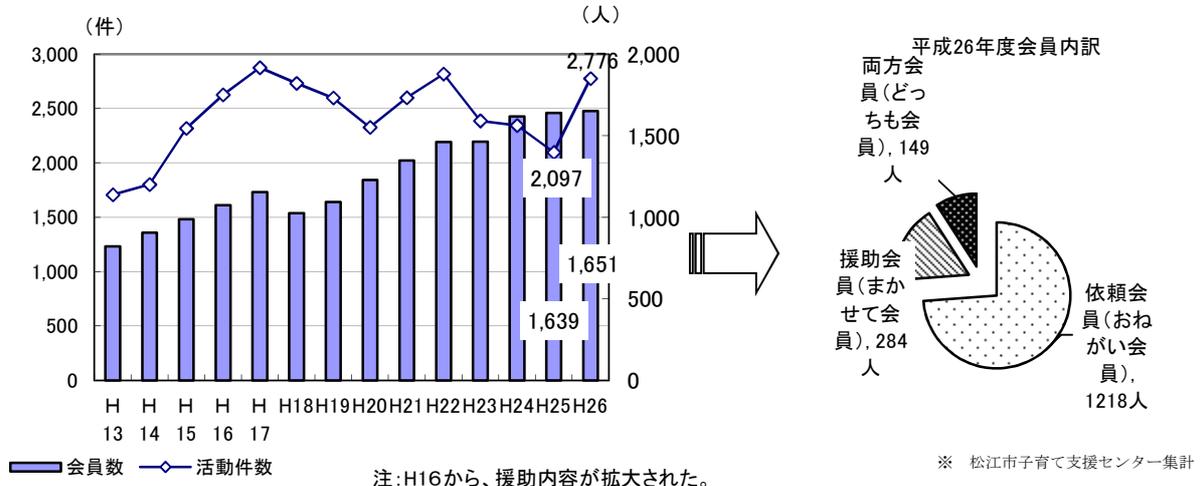
②松江市の子育て支援センターの利用状況の推移



あいあい
 おもちゃの広場
 美保関支援センター
 宍道支援センター
 鹿島支援センター
 やくも支援センター
 たまゆつどの広場
 東出雲支援センター
 日赤乳児院

※ 松江市子育て支援センター集計

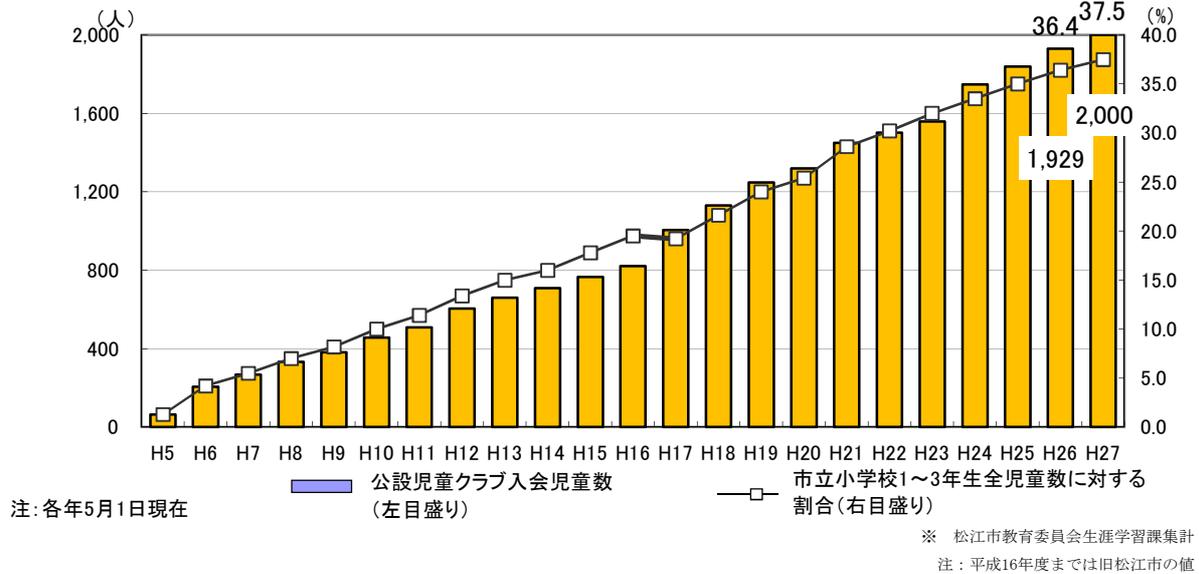
③松江市のファミリーサポートセンターの状況（支部を含む）



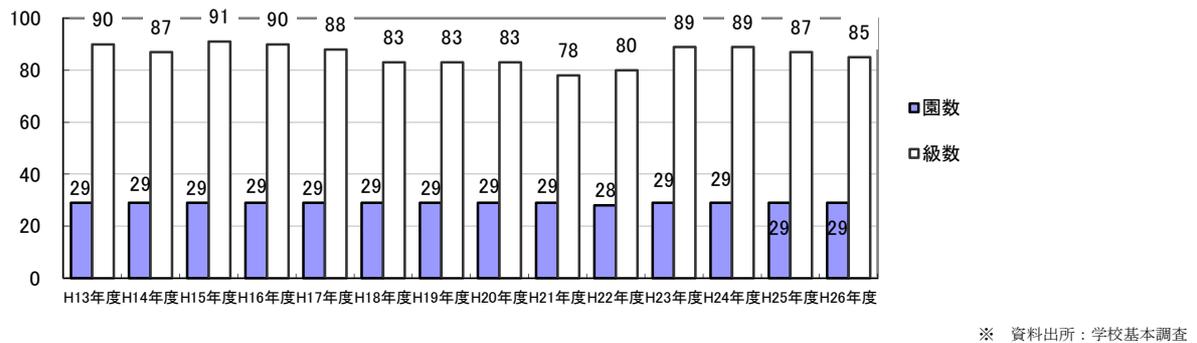
注：H16から、援助内容が拡大された。

※ 松江市子育て支援センター集計

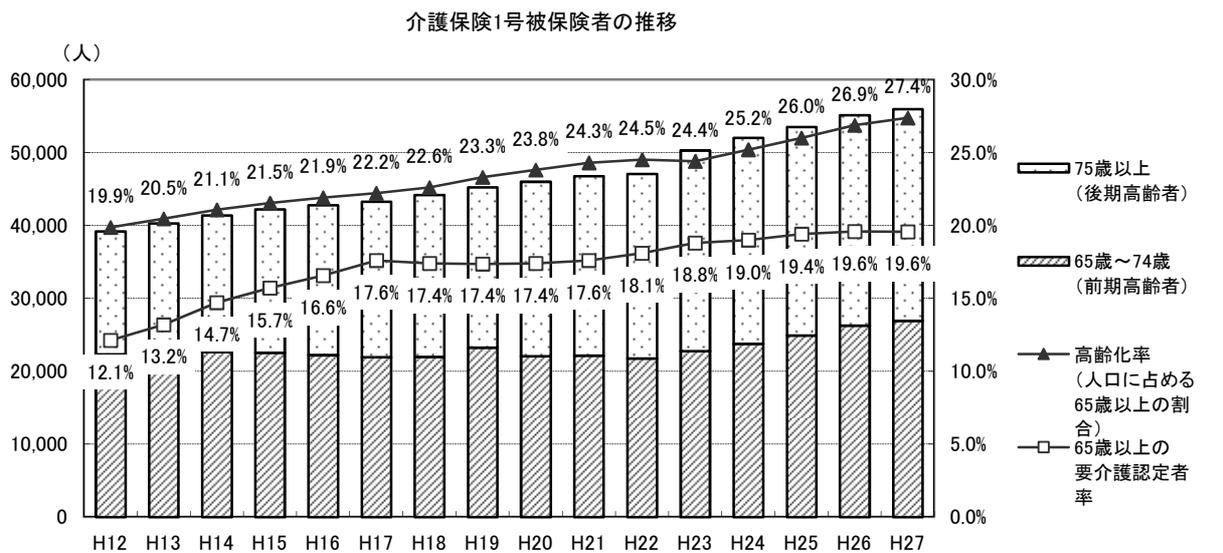
④松江市の児童クラブの状況



⑤松江市立幼稚園の状況（市全体）

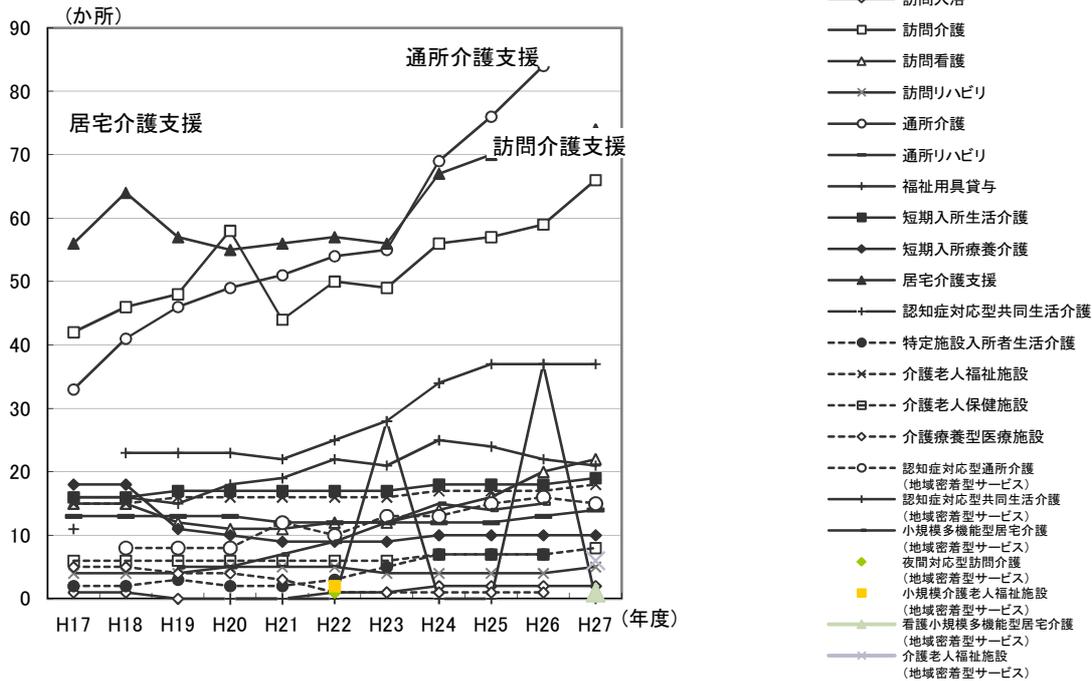


⑥松江市の高齢化の現状と推移（市全体）



※各年9月末現在（ただし、平成26年は4月末現在（暫定））
 ※1号被保険者には、住所地特例者、外国人（以上加算要因）、摘要除外施設入所者、他市町村住所特例者（以上減算要因）を含むため、住基人口上の高齢者人口とは一致しない。
 ※ 松江市健康福祉部介護保険課集計

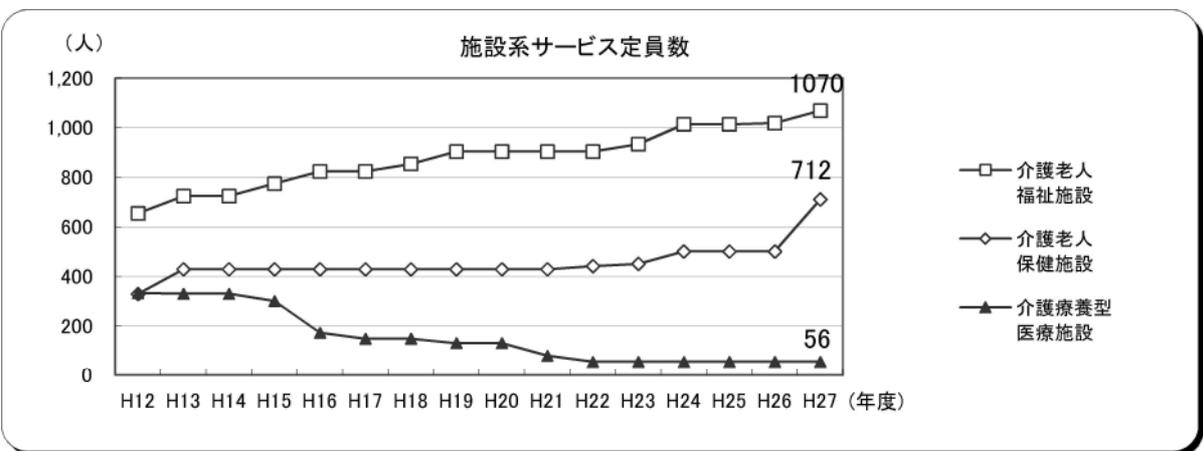
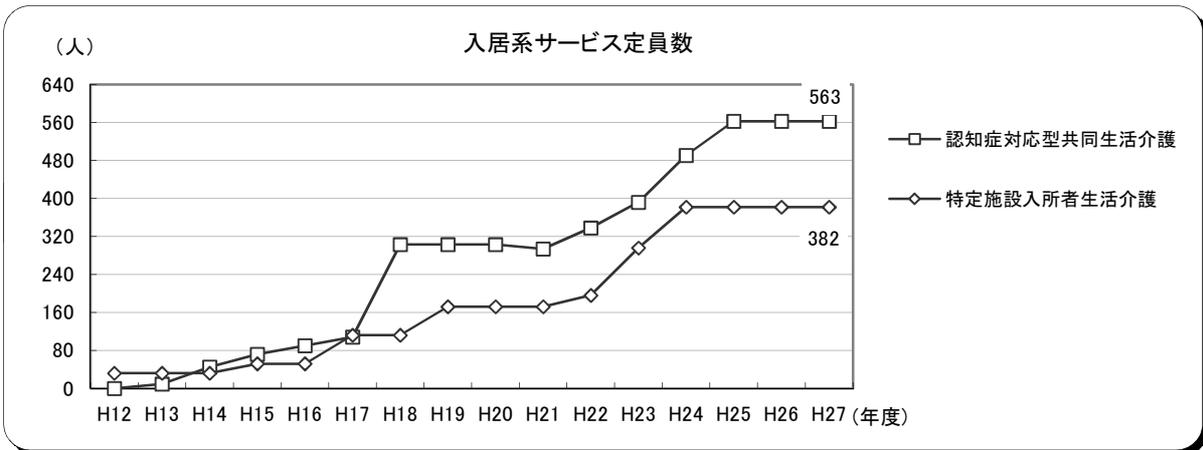
⑦松江市の介護保険のサービス提供事業者数の推移（市全体）



※各年4月1日現在

※ 松江市健康福祉部介護保険課集計

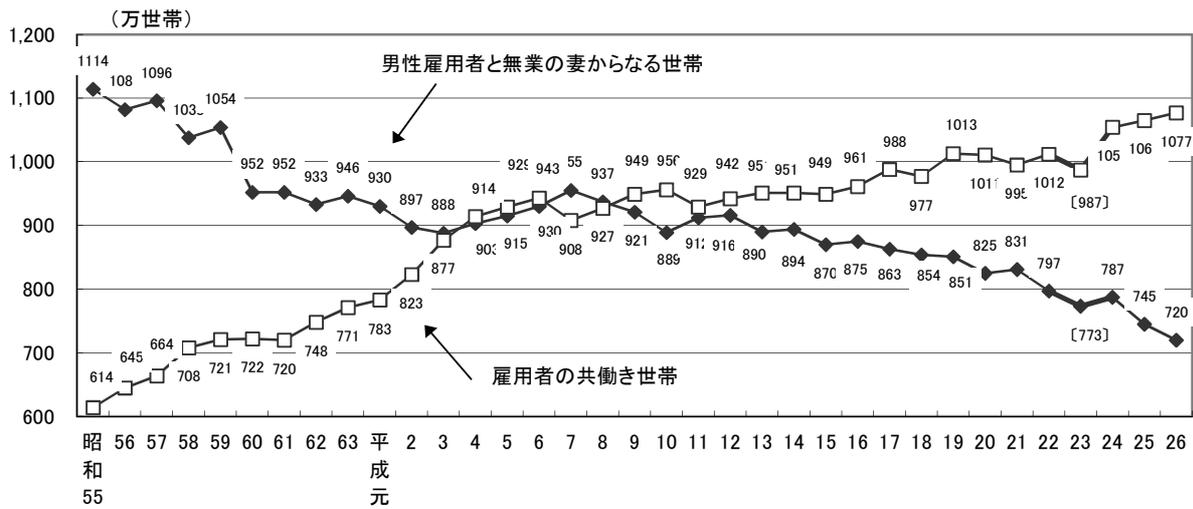
⑧松江市の介護保険のサービスの定員数の推移（市全体）



※各年4月1日現在

※ 松江市健康福祉部介護保険課集計

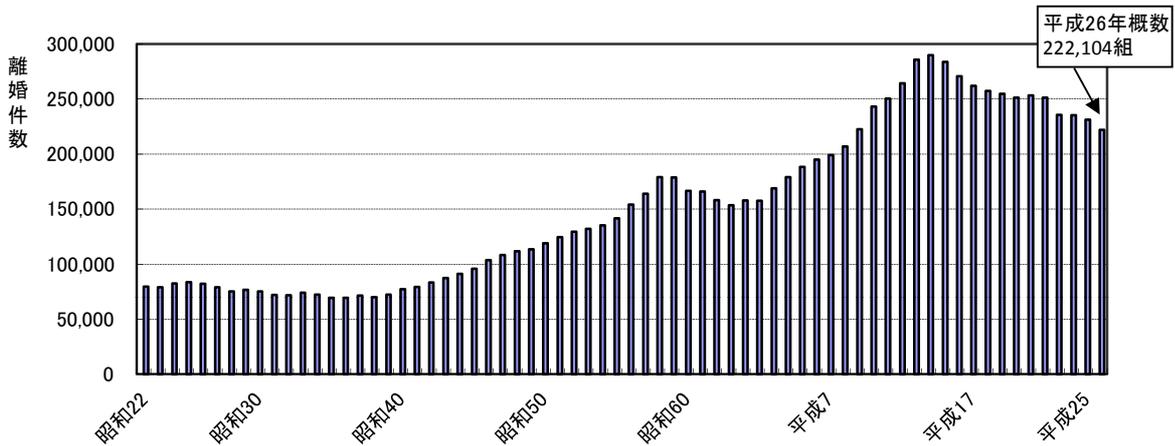
⑨日本の共働き等世帯数の推移



1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯
2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦とも非農林業雇用者の世帯
3. 平成23年の〔 〕の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

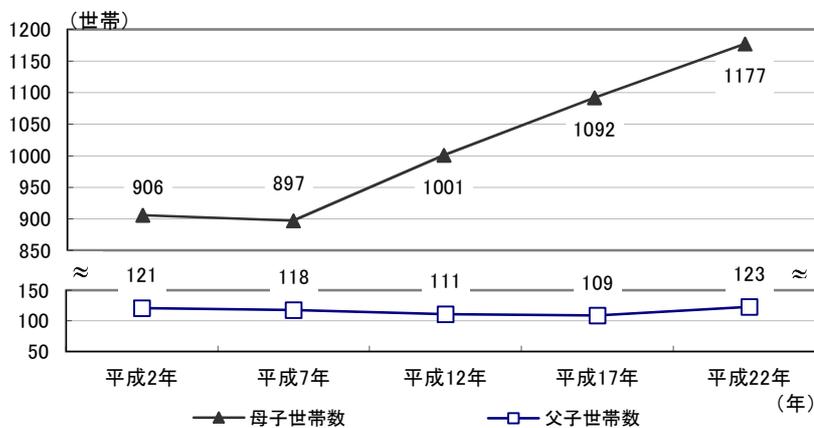
※ 資料：男女共同参画白書（平成27年版）

⑩日本の離婚件数の推移



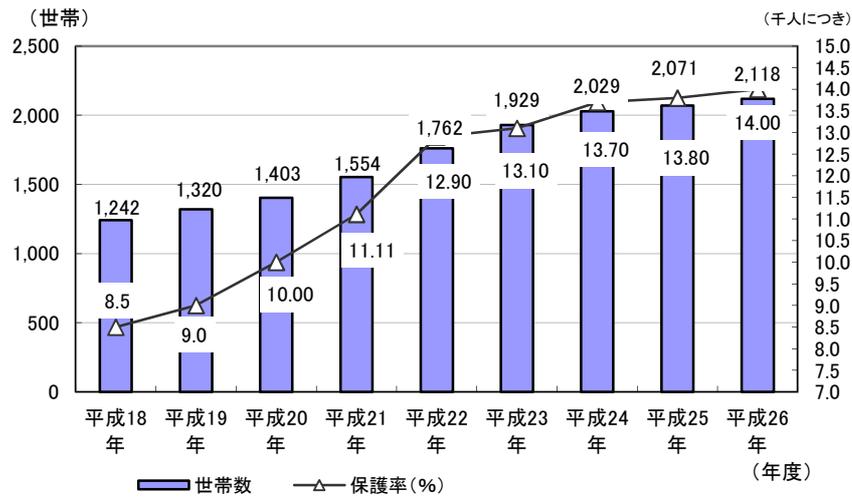
※ 厚生労働省「平成26年人口動態統計月報年計（概数）の概況」より
注：昭和47年以前は沖縄県を含まない。

⑪母子世帯数・父子世帯数の推移（市全体）



※ (H2~H17) 総務省統計局「国勢調査報告」
(H22) 平成22年国勢調査 基本集計結果より
H2~H22は旧8市町村と東出雲町の計

⑫生活保護世帯・保護率の推移

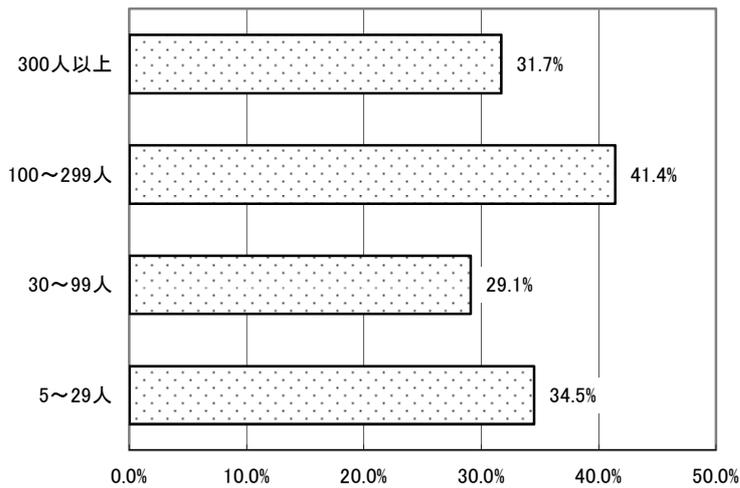


※ 松江市生活福祉課集計

平成20年度以降は年度末時点の数値

⑬島根県における育児休業制度の取得状況（従業員規模別）

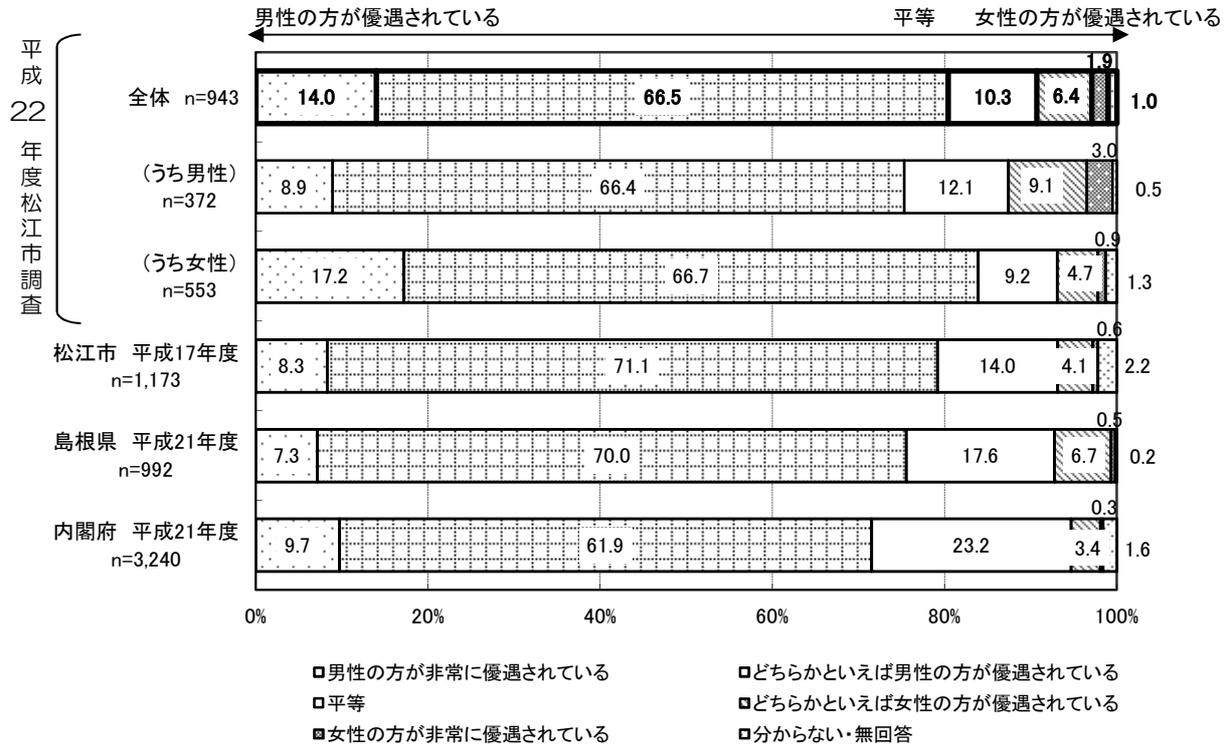
1歳6カ月未満の子を養育する労働者のうち育児休業取得者の状況を示したもの



※ 島根県「平成26年度島根県労務管理実態調査結果」より作成

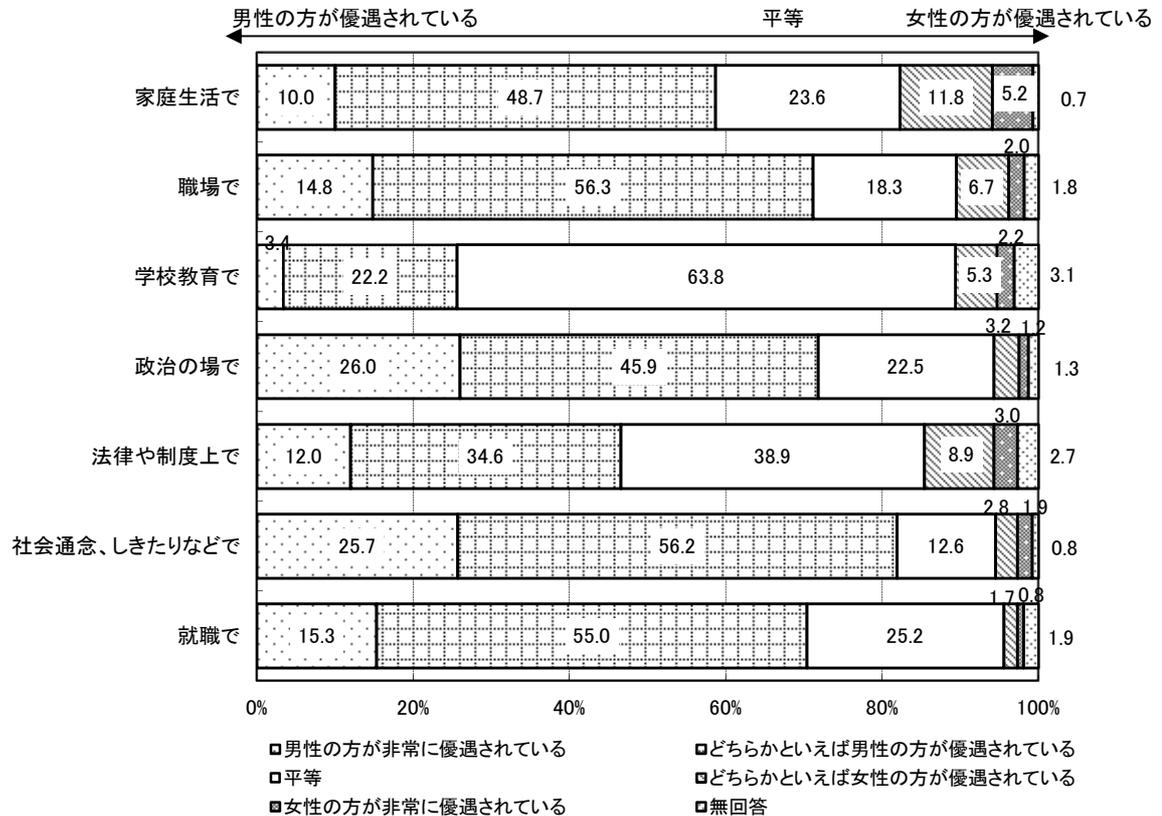
5 意識調査の結果

① 社会全体における男女の地位の平等感（指標25）



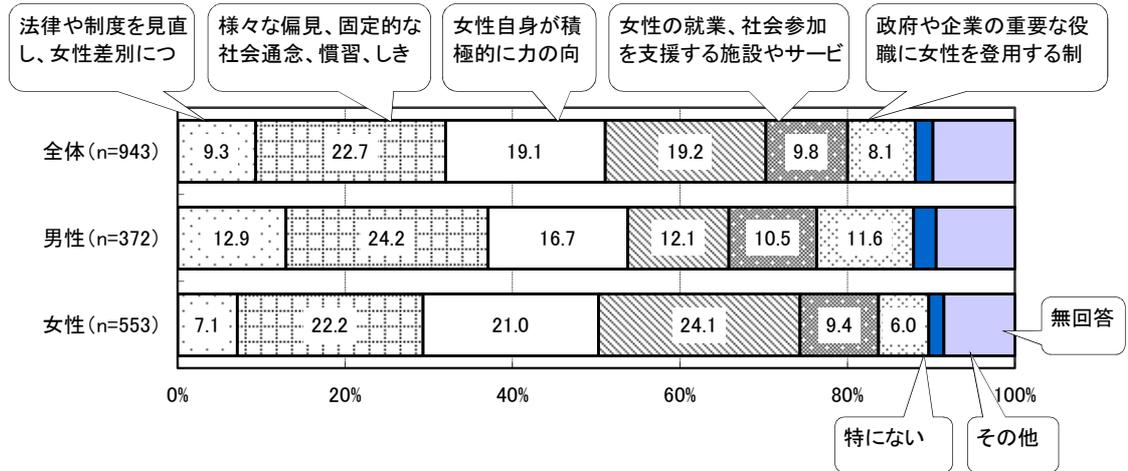
② 各分野における男女の地位の平等感

平成22年度松江市調査 n=943



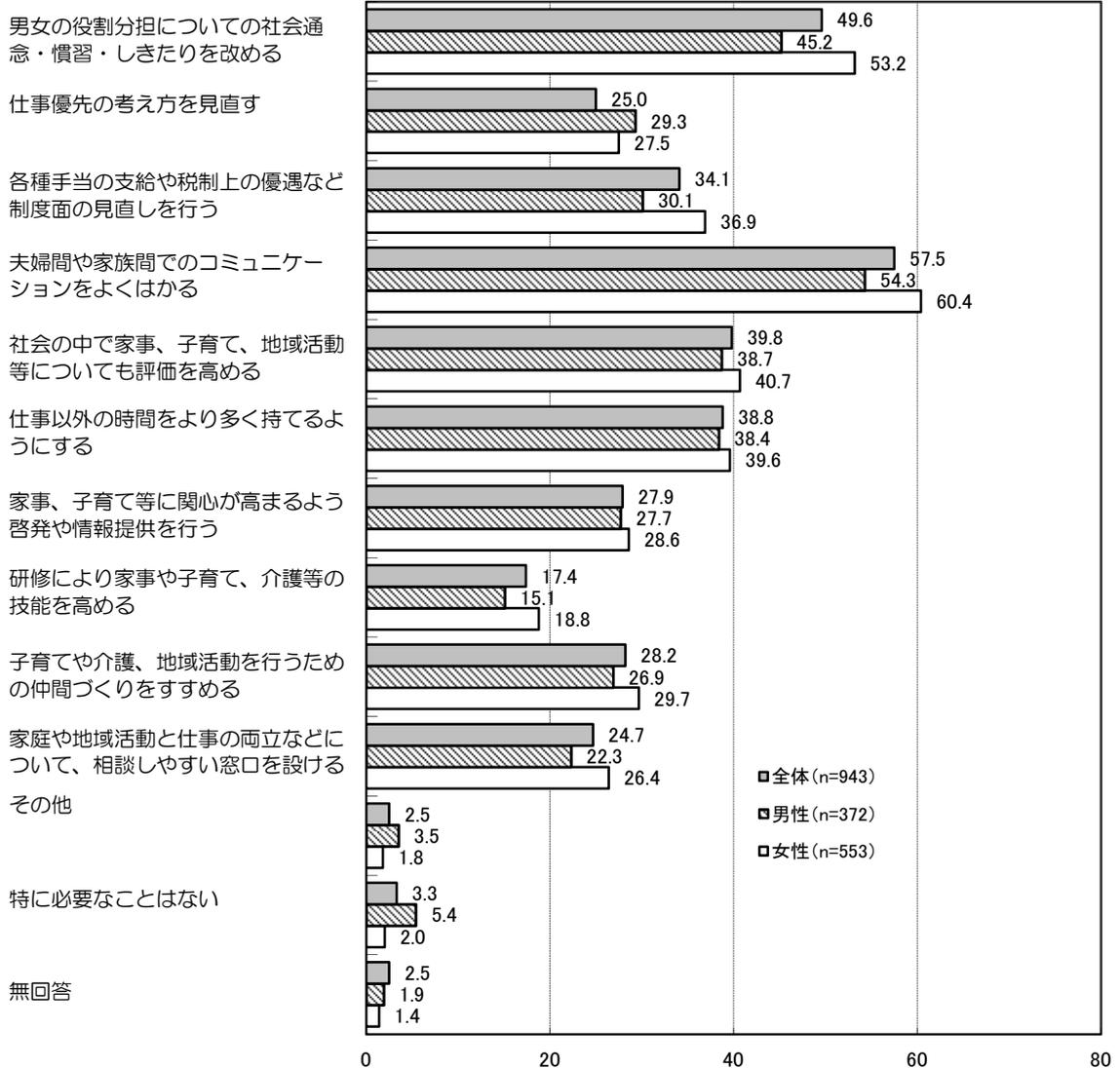
③ 男女平等な社会になるために重要なこと

平成22年度松江市調査 n=943

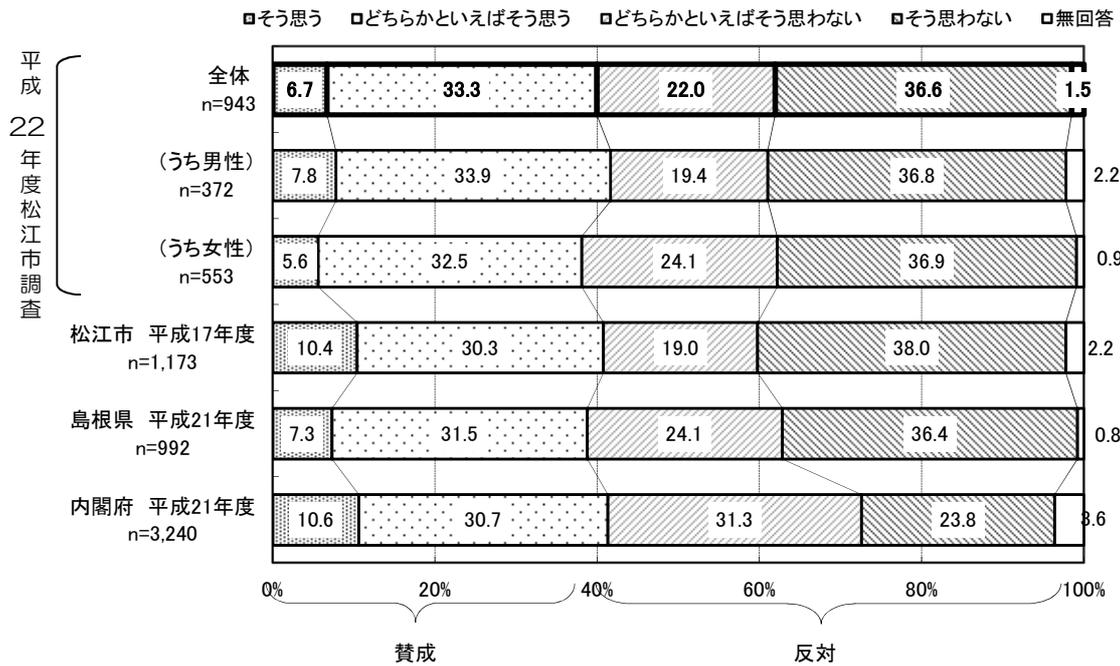


④ 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に参加していくために必要なこと

平成22年度松江市調査 n=943

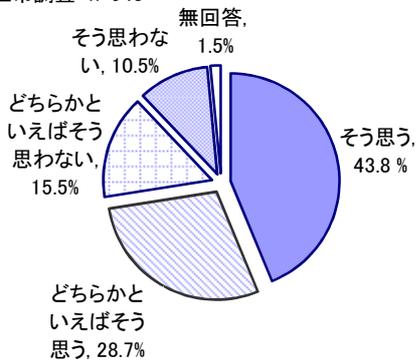


⑤ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについて（指標26）



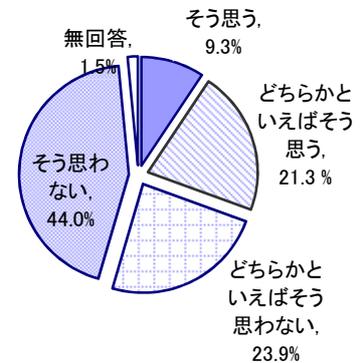
⑥ 「仕事をする上で男女の能力に差はない」という考えについて

平成22年度松江市調査 n=943



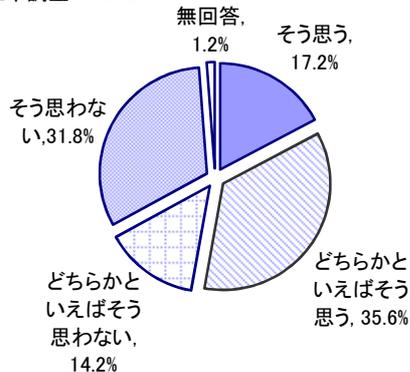
⑦ 「女性の上司の下では働きにくい」という考えについて

平成22年度松江市調査 n=943



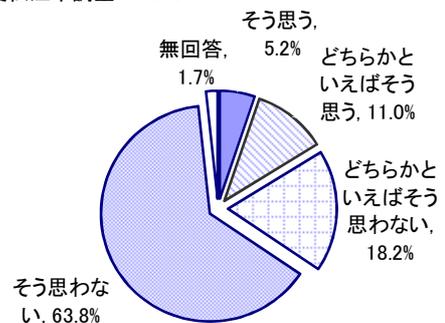
⑧ 「自治会などの代表者は男性のほうがうまくいく」という考えについて

平成22年度松江市調査 n=943

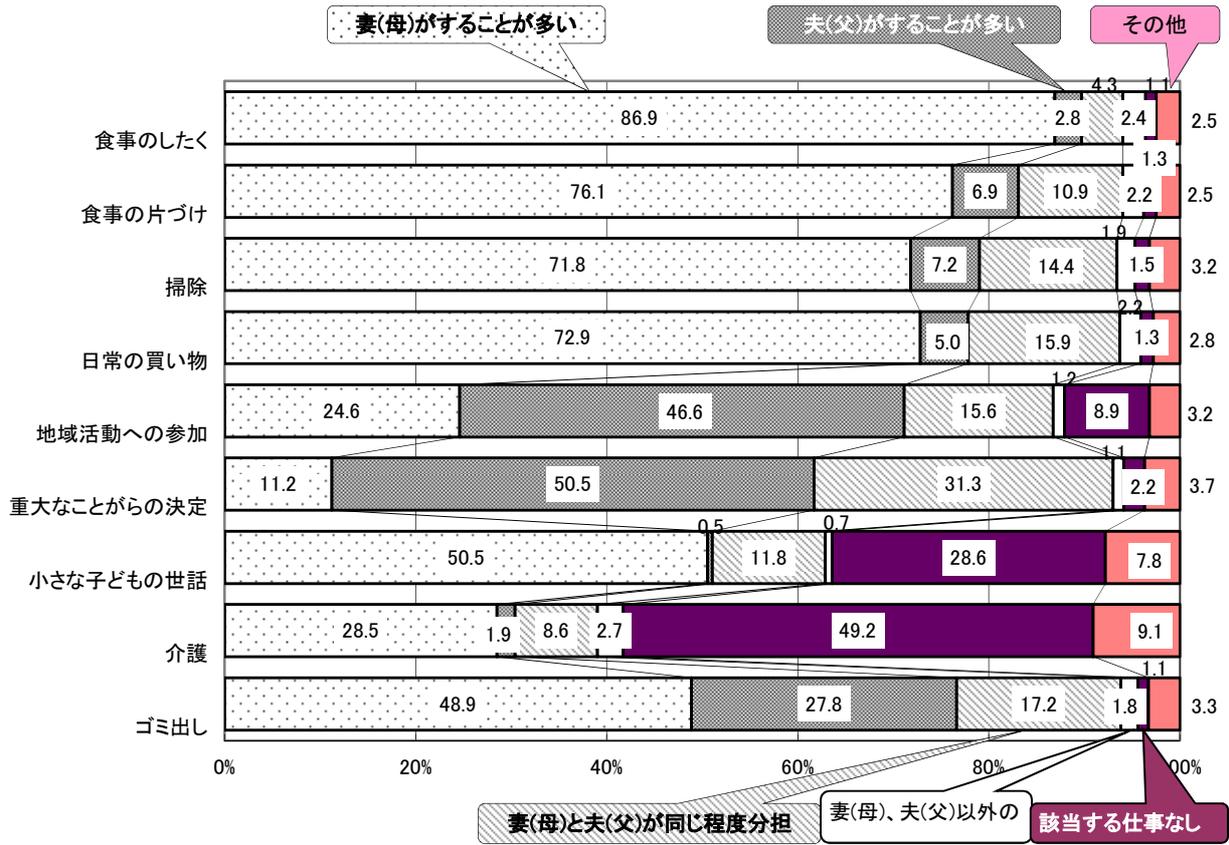


⑨ 「女性は文系、男性は理系が向いている」という考えについて

平成22年度松江市調査 n=943

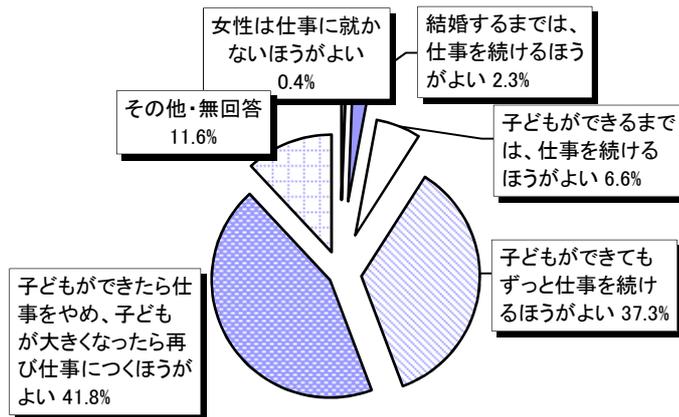


⑩ 家庭の仕事の役割分担



※ 平成22年度松江市「男女共同参画に関する市民意識調査」より

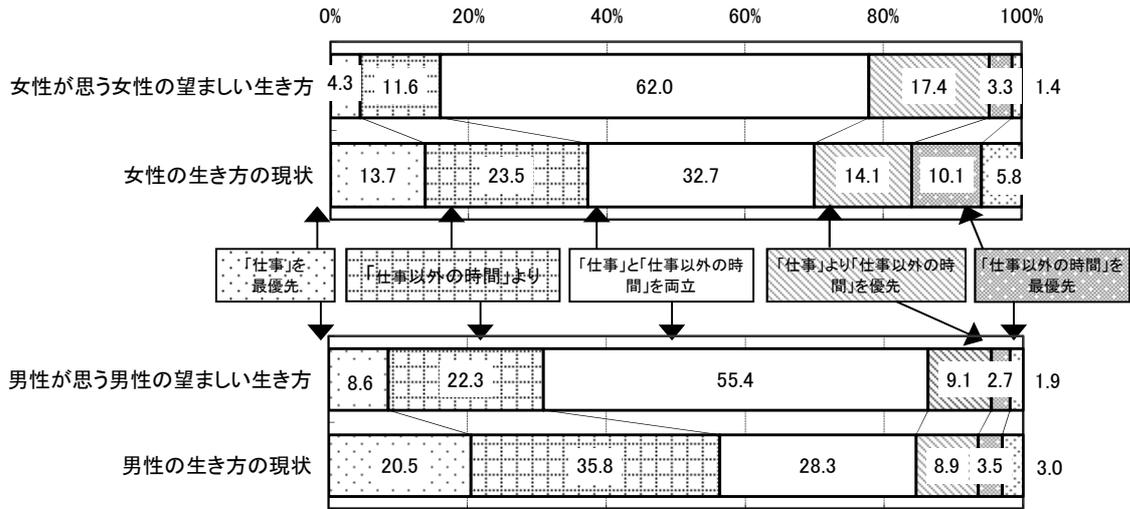
⑪ 女性が仕事を持つことについての考え方



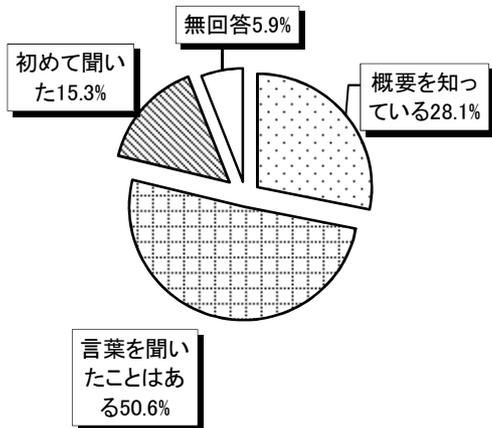
※ 平成22年度松江市「男女共同参画に関する市民意識調査」より

⑫ ワークライフバランスの理想と現実

平成22年度松江市調査 n=943

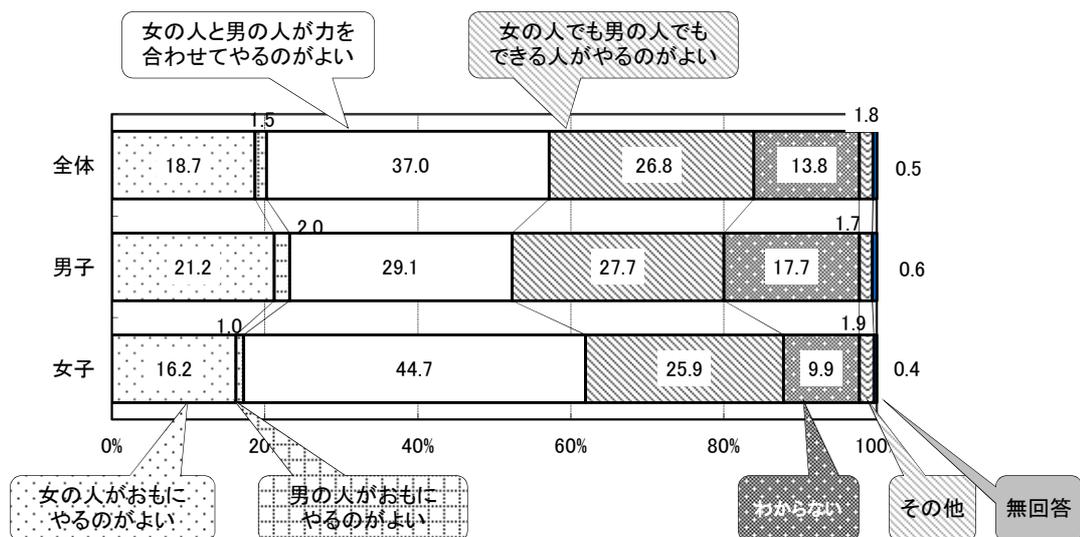


⑬ 男女共同参画の認知度 (指標23)



※ 平成22年度松江市「男女共同参画に関する市民意識調査」より

⑭ 理想の家事分担についての子どもの意識 (指標27)



※ 平成16年度松江市「児童・生徒男女平等意識調査」より

6 日本と世界との比較

① GGI 値等

HDI値			GGI値		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.944	1	アイスランド	0.859
2	オーストラリア	0.933	2	フィンランド	0.845
3	スイス	0.917	3	ノルウェー	0.837
4	オランダ	0.915	4	スウェーデン	0.817
5	米国	0.914	5	デンマーク	0.803
6	ドイツ	0.911	6	ニカラグア	0.789
7	ニュージーランド	0.910	7	ルワンダ	0.785
8	カナダ	0.902	8	アイルランド	0.785
9	シンガポール	0.901	9	フィリピン	0.781
10	デンマーク	0.900	10	ベルギー	0.781
11	アイルランド	0.899	11	スイス	0.780
12	スウェーデン	0.898	12	ドイツ	0.778
13	アイスランド	0.895	13	ニュージーランド	0.777
14	英国	0.892	14	オランダ	0.773
15	香港	0.891	15	ラトビア	0.769
15	韓国	0.891	16	フランス	0.759
17	日本	0.890	17	ブルンジ	0.757
18	リヒテンシュタイン	0.889	18	南アフリカ	0.753
19	イスラエル	0.888	19	カナダ	0.746
20	フランス	0.884	20	米国	0.746
21	オーストリア	0.881	21	エクアドル	0.746
21	ベルギー	0.881	22	ブルガリア	0.740
21	ルクセンブルク	0.881	23	スロベニア	0.744
24	フィンランド	0.879	24	オーストラリア	0.741
25	スロベニア	0.874	25	モルドバ	0.741
26	イタリア	0.872	26	英国	0.738
26	スペイン	0.869	27	モザンビーク	0.737
28	チェコ	0.861	28	ルクセンブルク	0.733
29	ギリシャ	0.853	29	スペイン	0.733
30	ブルネイ	0.852	30	キューバ	0.732
31	カタール	0.851	31	アルゼンチン	0.732
32	キプロス	0.845	32	ベラルーシ	0.730
33	エストニア	0.840	33	バルバドス	0.729
34	サウジアラビア	0.836	34	マラウイ	0.728
35	リトアニア	0.834	35	バハマ	0.727
35	ポーランド	0.834	36	オーストリア	0.727
37	アンドラ	0.830	37	ケニア	0.726
37	スロバキア	0.830	38	レソト	0.726
39	マルタ	0.829	39	ポルトガル	0.724
40	アラブ首長国連邦	0.827	40	ナミビア	0.722
41	チリ	0.822	41	マダガスカル	0.721
41	ポルトガル	0.822	42	モンゴル	0.721
43	ハンガリー	0.818	43	カザフスタン	0.721
44	バーレーン	0.815	44	リトアニア	0.721
44	キューバ	0.815	45	ペルー	0.720
46	クウェート	0.814	46	パナマ	0.720
47	クロアチア	0.812	47	タンザニア	0.718
48	ラトビア	0.810	48	コスタリカ	0.717
49	アルゼンチン	0.808	49	トリニダード・トバゴ	0.715
50	ウルグアイ	0.790	50	カーボベルデ	0.713
51	バハマ	0.789	51	ボツワナ	0.713
51	モンテネグロ	0.789	52	ジャマイカ	0.713
52	ベラルーシ	0.786	53	コロンビア	0.712
54	ルーマニア	0.785	54	セルビア	0.709
55	リビア	0.784	55	クロアチア	0.708
56	オマーン	0.783	56	ウクライナ	0.706
57	ロシア	0.778	57	ポーランド	0.705
58	ブルガリア	0.777	58	ボリビア	0.705
59	バルバドス	0.776	:		
59	パラオ	0.775	104	日本	0.658

HDI：人間開発指数 (Human Development Index)

「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、一人当たり国民総所得（GNI）を用いて算出している。測定可能な国数は187か国。

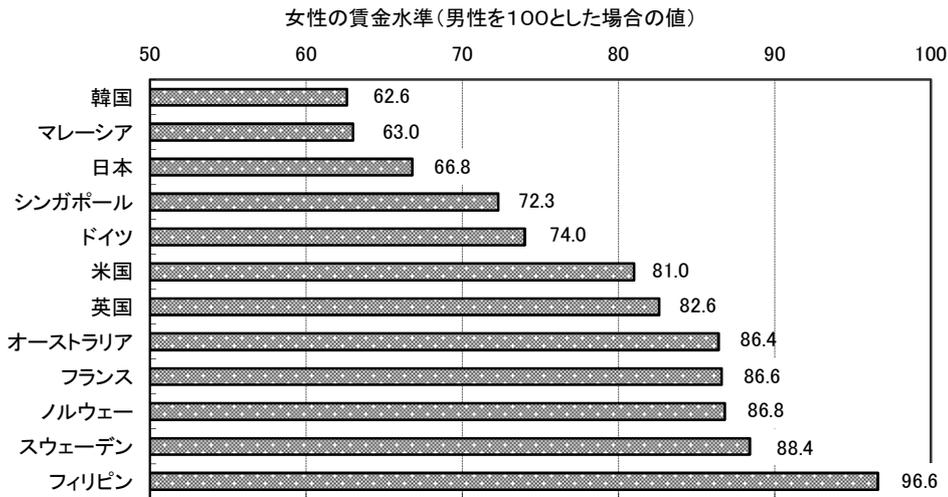
GGI：ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

具体的には、労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、識字率、初等・中等・高等教育の各在学率、新生児の男女比率、健康寿命、国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数を用いて算出している。測定可能な国数は136か国。

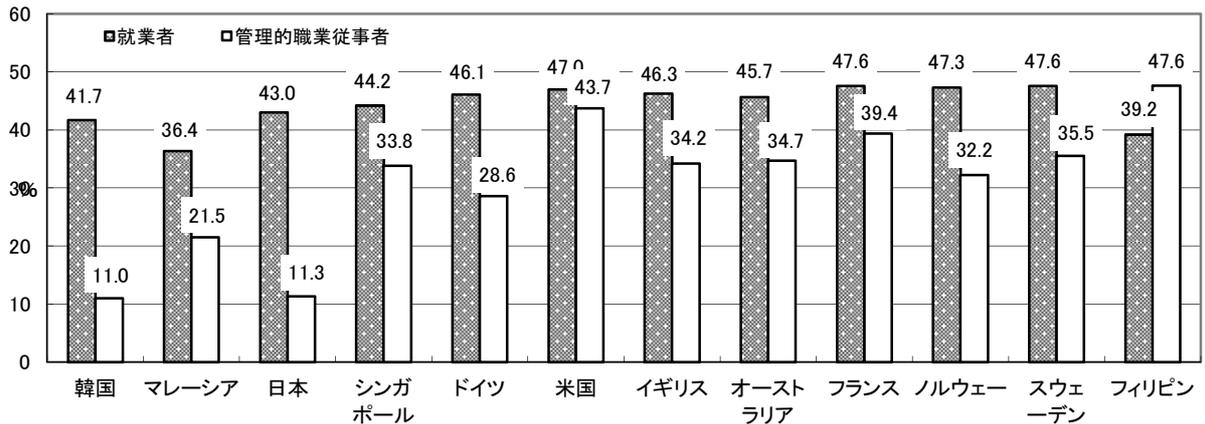
※ 資料出所：国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2014」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2014」

②男女の賃金格差



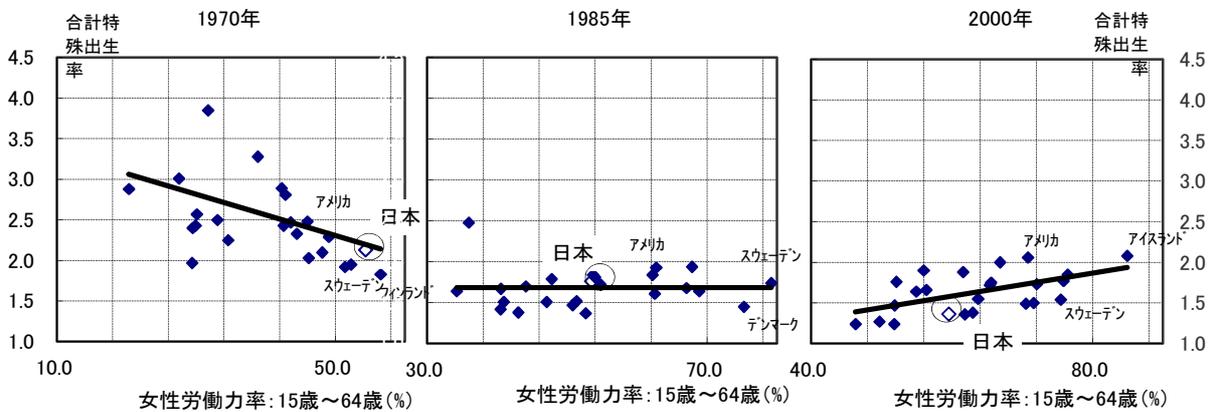
※男女共同参画白書(平成19年版)より
 マレーシアは国連データベース、米国は商務省「Statistical Abstract of the United States」、その他の国はILO「LABORSTA」より作成
 賃金は、常用一般労働者の決まって支給する現金給与額及び賞与額(時間、日、週または月当たり比較)。労働者の範囲は、必ずしも統一されていない。
 日本、英国は2003年、フィリピン、オーストラリア、フランスは2004年、マレーシアは1997年、その他の国は2005年のデータ。

③就業者及び管理的職業従事者に占めるの女性の割合



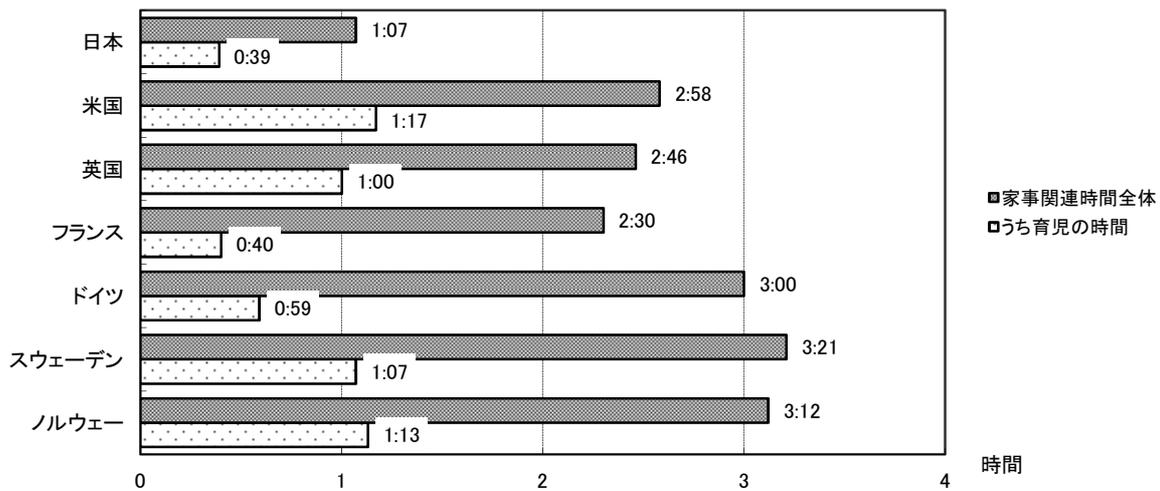
総務省「労働力調査(基本集計)」(平成25年度)、独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2014」より作成。総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等をいう。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。
 日本は平成25年度、その他の国は2012(平成24)年のデータ

④OECD加盟24か国における女性労働力率と合計特殊出生率



※ 内閣府「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」(平成17年)より

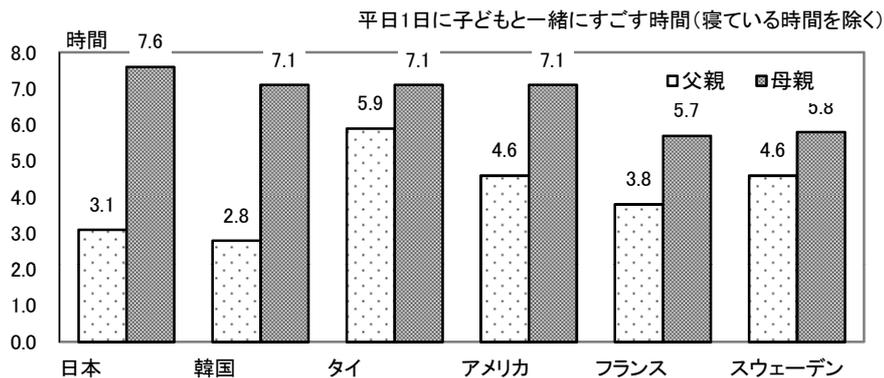
⑤ 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間の比較



Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "America Time-Use Survey Summary" (2013) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成23年)より作成。日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)である。

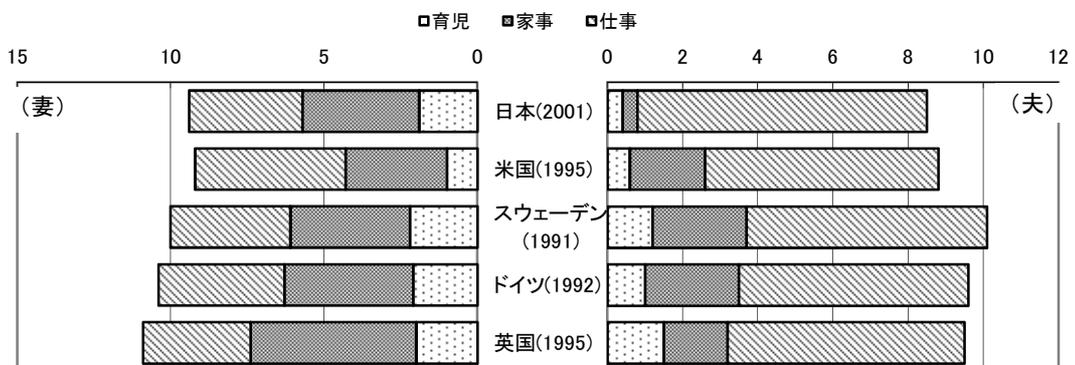
※ 男女共同参画白書(平成27年版より)

⑥ 父親が子どもと一緒に過ごす時間



※ 独立行政法人 国立女性教育会館「平成16年度・17年度家庭教育に関する国際比較調査」の結果より

⑦ 子育て期の役割分担の状況



- OEDC「Employment outlook 2001」、総務省「社会生活基本調査」(平成13年)より作成
- 5歳未満(日本は6歳未満)の子供のいる夫婦の育児、家事労働及び得稼労働時間
- 妻はフルタイム就業者(日本は有業者)の値、夫は全体の平均値
- 「家事」は、日本以外については、「Employment outlook 2001」における「その他の無償労働」

※ 男女共同参画白書(平成19年版)より

松江市男女共同参画推進条例

(平成17年3月31日 松江市条例第4号)

わたくしたちのまち松江市は、恵まれた自然、独自の歴史、文化を受け継ぎながら、日本国憲法の理念に基づき、国際的取組とも連動しつつ、市民との連携のもと、男女の平等と人権の尊重に向けた様々な取組を行ってきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが社会のあらゆる分野に依然として根強く残っている。また、政策又は方針の決定過程においては、未だに男女の均等な参画が確保されていない状態である。さらには、配偶者間の暴力に代表される性別に起因して人権が侵害される多くの課題がある。

一方、社会経済情勢の急速な変化、少子高齢化の一層の進展など、わたくしたちをとりまく社会が大きな転換期を迎えている。

このような状況を踏まえ、男女が性別にかかわらず、自らの意思によって個人の能力と個性を最大限発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に責任を担う社会の形成は、緊急かつ重要な課題である。

わたくしたち市民は、ここに、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会の早期実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(事実上の婚姻関係にある者及び過去にこれらの関係にあった者を含む。)に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 本市における男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けないこと及び男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為が根絶されること。
- (3) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (4) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
- (5) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。
- (7) 国際社会における取組と協調し、又は連携して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たり、必要に応じ、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画施策については、市民及び事業者と協力して実施するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動に当たり、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、前条各号に掲げる行為を助長する表現を用いないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 前項の男女共同参画計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映できるよう努めるとともに、第22条の松江市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前3項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合に準用する。

(施策の実施等に当たっての配慮)

第10条 市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等)

第11条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(教育における配慮)

第12条 市は、学校教育及び社会教育において、基本理念に配慮した教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 市は、男女共同参画施策を実施し、及び市民活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

2 市は、男女共同参画施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者への支援)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附属機関の委員の構成)

第15条 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

(市職員における女性職員の登用等)

第16条 市は、女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発に努めるものとする。

(出資法人等の届出等)

第17条 市が出資し、又は事業を委託している団体のうち規則で定めるものは、当該団体における男女共同参画の推進状況について、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出に対し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(苦情への対応)

第18条 市長は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の苦情の処理に当たり、第22条の松江市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(ドメスティック・バイオレンス等への対応)

第19条 市長は、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を阻害する要因に関する市民からの相談に対応するため、関係機関と連携して、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、ドメスティック・バイオレンスの被害者の支援等を行う民間の団体の活動を支援するため、関係機関と連携して必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第20条 市は、男女共同参画施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、調査研究の結果を公表するものとする。

(年次報告)

第21条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 松江市男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第22条 次に掲げる事務を行うため、松江市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 市が実施する男女共同参画施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 第9条第2項及び第18条第2項によりその権限に属させられた事務

(組織等)

第23条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募に応じた者

(3) その他市長が必要と認める者

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会に、第18条第2項に規定する苦情に関すること及び専門的な事項を調査審議するために部会を置くことができる。

6 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑 則

(委 任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市男女共同参画推進条例(平成15年松江市条例第4号)第9条第1項の規定により策定された松江市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

松江市男女共同参画推進条例施行規則

(平成17年3月31日 松江市規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市男女共同参画推進条例(平成17年松江市条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(出資法人等の範囲)

第2条 条例第17条第1項の市が出資し、又は事業を委託している団体のうち、規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 市が出資している団体

ア 松江市土地開発公社

イ 公益財団法人松江市観光振興公社

ウ 公益財団法人松江市スポーツ振興財団

エ 公益財団法人松江体育協会

オ 財団法人松江勤労福祉振興協会(平成8年9月19日に財団法人松江勤労福祉振興協会という名称で設立された法人をいう。)

カ 一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団

(2) 市が事業を委託している団体

ア 社会福祉法人松江市社会福祉協議会

イ 社会福祉法人松江福祉会

ウ 公民館運営協議会

(出資法人等の届出)

第3条 条例第17条第1項の規定による届出は、別記様式によるものとする。

2 前項の規定による届出は、毎年10月1日現在の状況を、当該年の10月31日までにを行うものとする。

(審議会の組織及び運営)

第4条 松江市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 審議会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

8 審議会の庶務は、市民部男女共同参画課において処理する。

9 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(部会の組織及び運営)

第5条 条例第23条第5項の規定による部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会には、前条第2項から第9項までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第4条第4項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成17年5月23日松江市規則第287号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日松江市規則第59号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日松江市規則第27号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月29日松江市規則第38号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日松江市規則第13号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日松江市規則第10号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

松江市男女共同参画都市宣言

雄大な日本海や中海・宍道湖、緑あふれる八雲の山々。

私たちは、この豊かな自然の恵みをうけて、人と人との縁えにし つむを紡ぎ、歴史と文化を育んできました。

私たち松江市民は、かけがえのないこのまちで、一人ひとりが性別にかかわらず、ともに支えあい、いきいきと暮らしていける明日をめざし、新たな一歩を踏み出します。

男女共同参画

それは 松江の未来をひらく誓いちかの言葉

私は私らしく

あなたはあなたらしく

個性を輝かがやかせて 生きていこう

ちがいがあるから 助けあえる

ちがいがあるから だからいい

いろんな個性が集まって 松江を元気にしていこう

男の人も 女の人も

楽しいことも 責任も いっしょ一緒に分かちあい

広い世界に思いをはせて 手をとりあって 歩んでいこう

みんなが幸せに 暮らせるように

この大好きな松江のまちが より美しくより豊かになるように

私たちは ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成22年10月16日

松江市